

小 田 原 市  
子ども・子育て支援事業計画

すこやかに子どもを育む地域の環  
子育て安心都市小田原

平成27年3月  
小 田 原 市



## はじめに

---

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対する不安や負担感を覚える家庭が増えています。また、都市部においては待機児童の増加が社会問題化するなど、子どもと子育てをめぐる様々な課題への対応はますます重要になってきています。

未来を担う子どもたちが、地域で見守られながら健やかに成長できる社会の実現は、本市においても最重要課題の一つであり、まちづくりの目標に「いのちを大切にす小田原」を掲げ、これまでも様々な子ども・子育て支援、次世代育成支援の取り組みを進めてまいりました。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て支援法などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みとして「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。これを受けて本市では、すべての子どもに良質な成育環境と、実情に応じた支援が適切に提供できるよう、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、市内の子育て世帯の子ども・子育て支援のニーズを反映した幼児期の教育・保育、子育て支援の確保方策を定めるとともに、従来からの「小田原市次世代育成支援対策行動計画」を継承し、広く子育て支援、次世代育成に関する事業を体系的に位置づけることで、平成27年度から5年間の本市の子ども・子育て支援の指針とするものです。

今後は計画に基づき、基本理念である「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市 小田原」の実現に向けて、福祉、保健・医療、教育、雇用などの幅広い関係者や事業者そして地域の皆様と連携を図り、一体となって安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、熱心にご審議いただきました「小田原市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただいた市民の皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただいた市民の皆様ならびに関係者各位に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

小田原市長 加藤 憲一

# 小田原市子ども・子育て支援事業計画

## 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 計画策定に向けた取組	3
(1) 小田原市子ども・子育て会議の設置	3
(2) 小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く状況	4
1. 小田原市の現状	4
(1) 人口と世帯の状況	4
(2) 少子化の動向	9
(3) 保育環境・教育環境の状況	15
2. ニーズ調査の結果概要	17
(1) 未就学児調査	17
(2) 就学児調査(小学校1年生～3年生)	30
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 基本理念	37
2. 基本的な視点	38
3. 基本目標	39
4. 施策の体系	40
第4章 施策の展開	41
基本施策1 地域における子育ての支援	41
基本施策2 子どもや母親の健康増進	45
基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	48
基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備	51
基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進	52
基本施策6 子ども等の安全確保	54
基本施策7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	55
第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画	58
1. 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容	58
(1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育	59

( 2 ) 地域子ども・子育て支援事業	60
2 . 区域の設定	61
3 . 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	64
( 1 ) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容	64
( 2 ) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について	70
4 . 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容	71
( 1 ) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、地域子育てひろば)	71
( 2 ) 一時預かり事業(幼稚園在園児対象)	71
( 3 ) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	72
( 4 ) 病児・病後児保育事業	72
( 5 ) ファミリー・サポート・センター事業(就学児対象)	73
( 6 ) 利用者支援事業	73
( 7 ) 妊婦に対する健康診査	74
( 8 ) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	74
( 9 ) 養育支援訪問事業	75
( 10 ) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	75
( 11 ) 延長保育事業	76
( 12 ) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	76
( 13 ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)	76
( 14 ) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)	76
5 . その他の記載事項	77
( 1 ) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項	77
( 2 ) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項	77
( 3 ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携に関する事項	77
 第6章 計画の推進	 78
1 . 計画の推進体制	78
2 . 計画の進行管理	78
3 . 実施状況の点検・評価	78
4 . 実施状況の公表	78
 参考資料	 80
1 . 子ども・子育て会議の設置	81
2 . 計画策定の経緯	84
3 . ニーズ調査票(未就学児調査)	85
4 . ニーズ調査票(就学児調査)	98

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

子育てや子どもの育ちをめぐる環境の変化を背景に、子どもと子育てをしている人たちに必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法などの、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

これまで市は、平成22年度に次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「小田原市次世代育成支援対策行動計画」により、子ども・子育て支援施策を展開してきましたが、新制度においては、市に子ども・子育て支援新制度の実施主体として、子ども・子育て支援法に基づく計画の策定が義務付けられました。

そのため、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、地域の実情に応じた支援が適切に提供されるよう、子育て世帯の利用希望を把握した上で、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと提供体制の確保内容を盛り込んだ「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

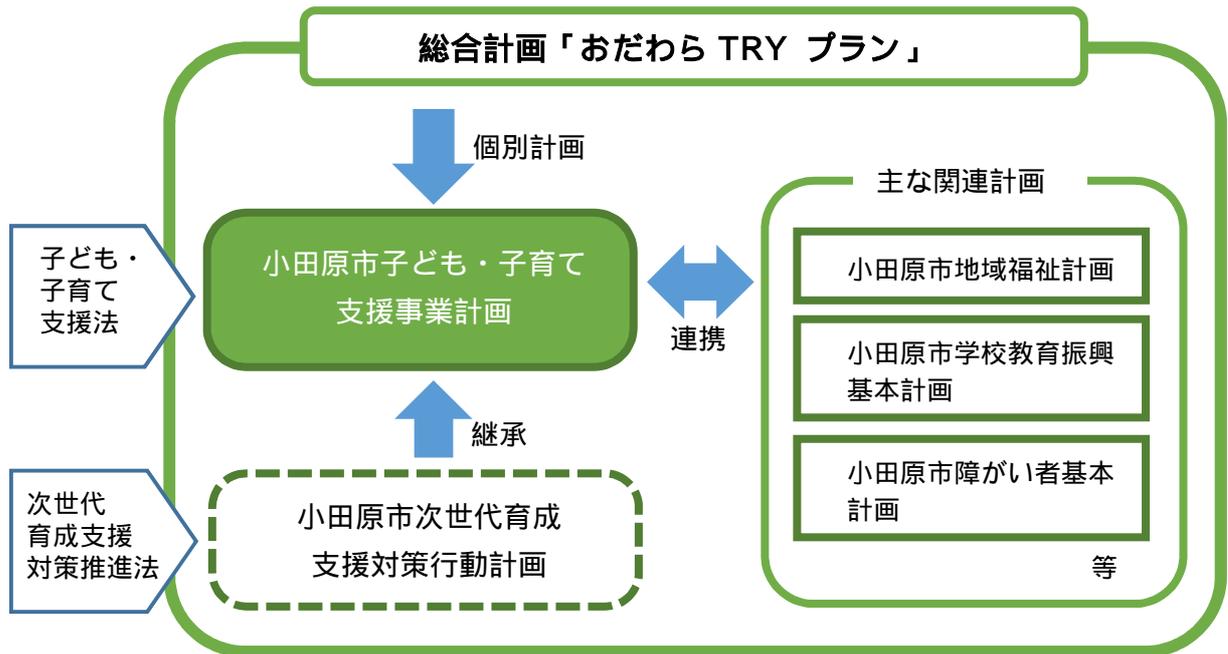
## 2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保量や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねることとします。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画である「おだわら TRY プラン」の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、これまで本市における子育て支援・次世代育成に関する各種の施策・事業を位置付けてきた「次世代育成支援対策行動計画」は、根拠法の改正に伴い策定が任意のものとなりました。しかしながら、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

子ども・子育て支援事業計画の位置付け



3. 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小田原市次世代育成支援対策行動計画 (後期計画)									
				継承	小田原市子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画策定に向けた取組

### (1) 小田原市子ども・子育て会議の設置

本市の子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る関係者からの意見を聞くため、平成 25 年 4 月 1 日に小田原市附属機関設置条例に基づき「小田原市子ども・子育て会議」を設置しました。

会議は、子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子育て支援事業、放課後児童クラブ、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など、子ども・子育て支援に関する様々な立場から 17 名の方に参画いただきました。

### (2) 小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため、市内の子育て世帯を対象としたニーズ調査を行いました。

調査は、平成 25 年 11 月 1 日時点の住民基本台帳を用いて、平成 25 年 11 月 20 日から 12 月 6 日を調査期間とし実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

未就学児調査	
調査対象	小田原市在住の未就学児童の保護者
調査方法	郵送配布及び回収
調査対象児童数	9,880 人
発送数	7,411 通 0 歳～5 歳のいる全世帯に送付。複数の未就学児がいる場合には、そのうちの一人の子どもに対し調査を実施
回収数	4,120 通
回収率	55.6%

就学児調査	
調査対象	小学校 1 年生から 3 年生の児童の保護者
調査方法	郵送配布及び回収
調査対象児童数	4,722 人
発送数	1,200 通 小学校 1 年生から 3 年生の各学年から 400 人を無作為に抽出
回収数	681 通
回収率	56.8%

## 第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

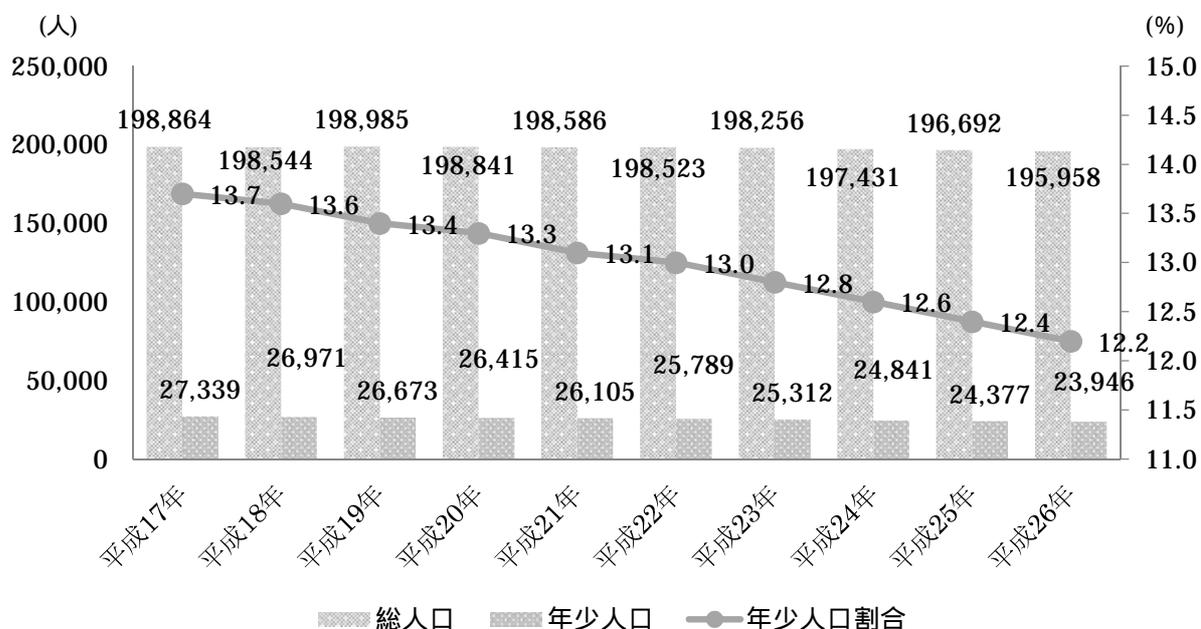
### 1. 小田原市の現状

国勢調査や県・市の統計データから、本市の子どもと子育てを取り巻く状況を分析しました。

#### (1) 人口と世帯の状況

##### ◆ 人口と年少人口の推移

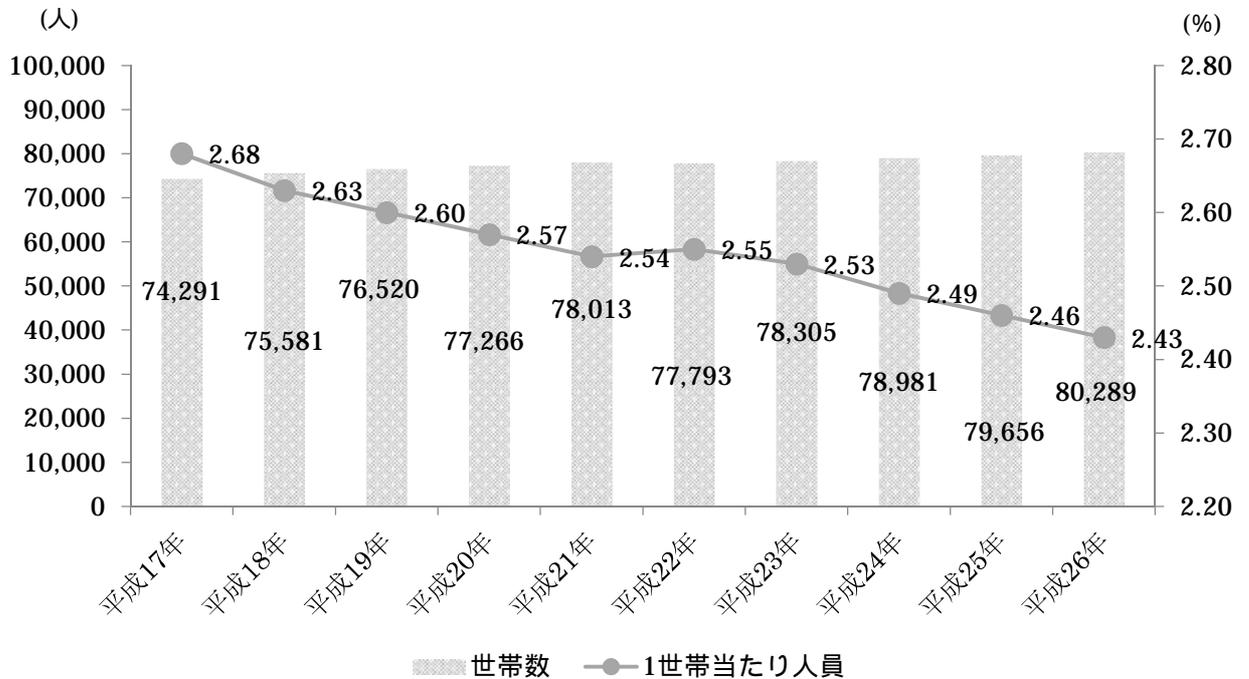
人口は、平成26年現在、195,958人で微減傾向となっています。年少人口（15歳未満）は、平成26年現在、23,946人で平成17年より3,393人減少しており、年少人口割合は平成17年と比べ1.5ポイント減少しています。



(神奈川県年齢別人口統計調査：各年1月1日現在)

◆ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向で推移し、平成26年現在、80,289世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、平成26年現在、2.43人で核家族化が進行していることがうかがえます。



(小田原市 人口と世帯:各年10月1日現在)

## ◆ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、平成22年には総世帯数77,532世帯の59.0%を核家族世帯が占めています。特に「夫婦のみ」世帯と「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯の増加が顕著になっています。また、その他の親族世帯では、「夫婦、子どもと両親」の世帯が減少しています。

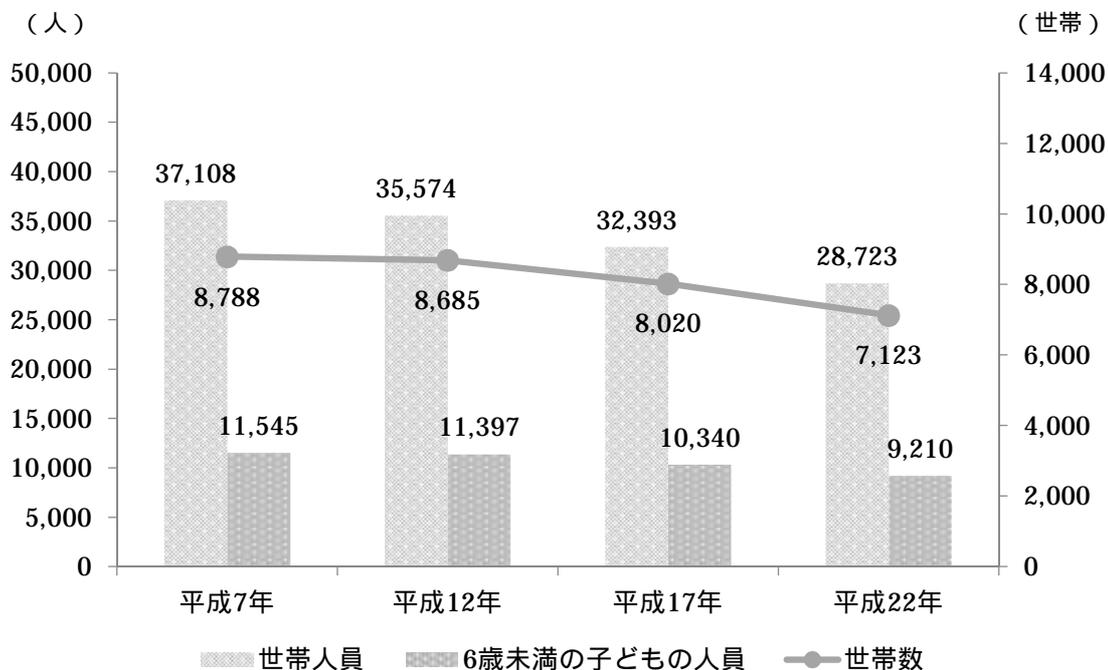
(単位：世帯)

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満親族 のいる世帯 (22年再掲)	18歳未満親 族のいる世帯 (22年再掲)
総世帯数	67,375	71,379	74,064	77,532	7,123	18,351
A 親族世帯	52,058	53,716	54,214	54,411	7,102	18,243
核家族世帯	41,231	43,512	44,571	45,721	5,937	14,390
1 夫婦のみ	10,921	12,847	14,068	15,250	-	-
2 夫婦と子ども	25,231	24,760	23,779	23,198	5,641	12,583
3 男親と子ども	862	945	1,049	1,130	21	194
4 女親と子ども	4,217	4,960	5,675	6,143	275	1,613
その他の親族世帯	10,827	10,204	9,643	8,690	1,165	3,853
5 夫婦と両親	310	334	337	345	-	-
6 夫婦とひとり親	814	949	1,083	1,113	-	-
7 夫婦、子どもと両親	2,898	2,309	1,951	1,534	367	1,131
8 夫婦、子どもとひとり親	4,265	3,922	3,434	2,871	342	1,382
9 夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	156	164	173	155	2	26
10 夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	501	640	691	705	130	497
11 夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	164	173	169	124	17	26
12 夫婦、子ども、親と 他の親族	734	614	529	448	212	384
13 兄弟姉妹のみ	306	356	409	458	-	1
14 他に分類されない親族 世帯	679	743	867	937	95	406
B 非親族世帯	293	332	492	791	21	67
C 単独世帯	15,024	17,331	19,358	22,295	-	41

(国勢調査)

### ◆ 6歳未満の子どものいる世帯の推移

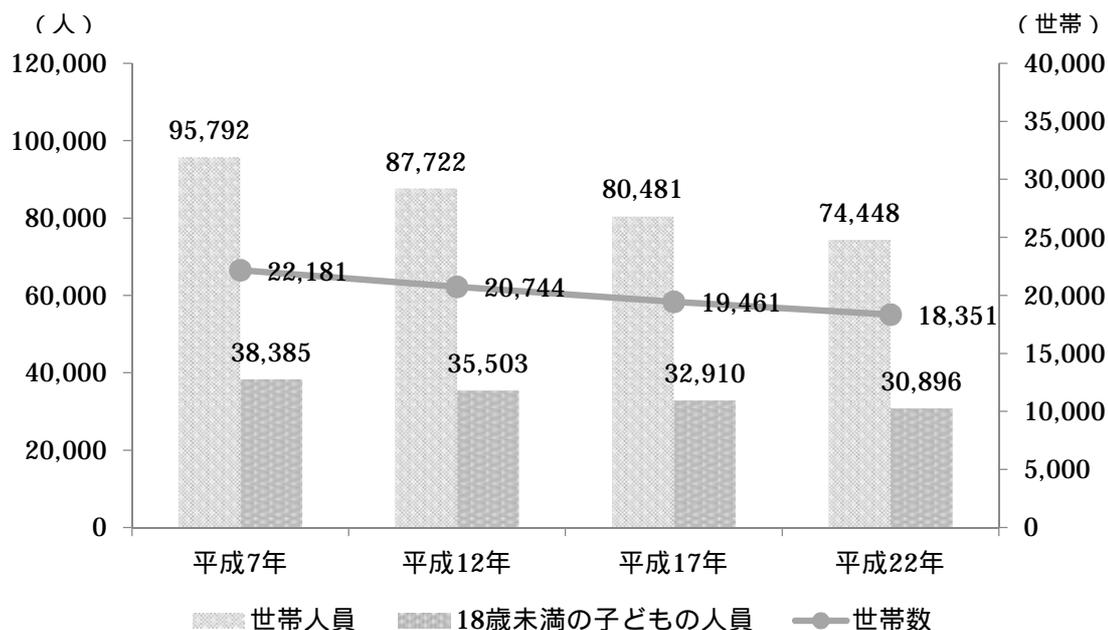
国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は、平成22年現在、7,123世帯で、世帯人員は28,723人、1世帯当たりの世帯人員は4.0人となっています。また、世帯中の6歳未満の子どもは9,210人で平成7年から減少傾向です。



(国勢調査)

### ◆ 18歳未満の子どものいる世帯の推移

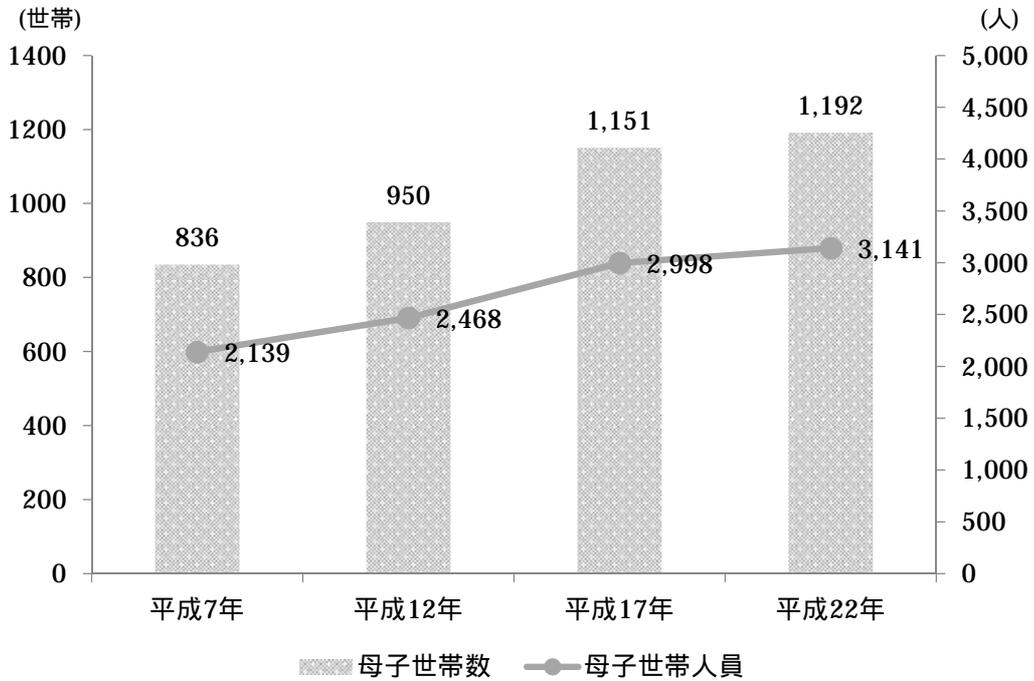
国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は、平成22年現在、18,351世帯で、世帯人員は74,448人、1世帯当たりの世帯人員は4.1人となっています。また、世帯中の18歳未満の子どもは30,896人で平成7年から減少傾向です。



(国勢調査)

### ◆ 母子世帯の推移

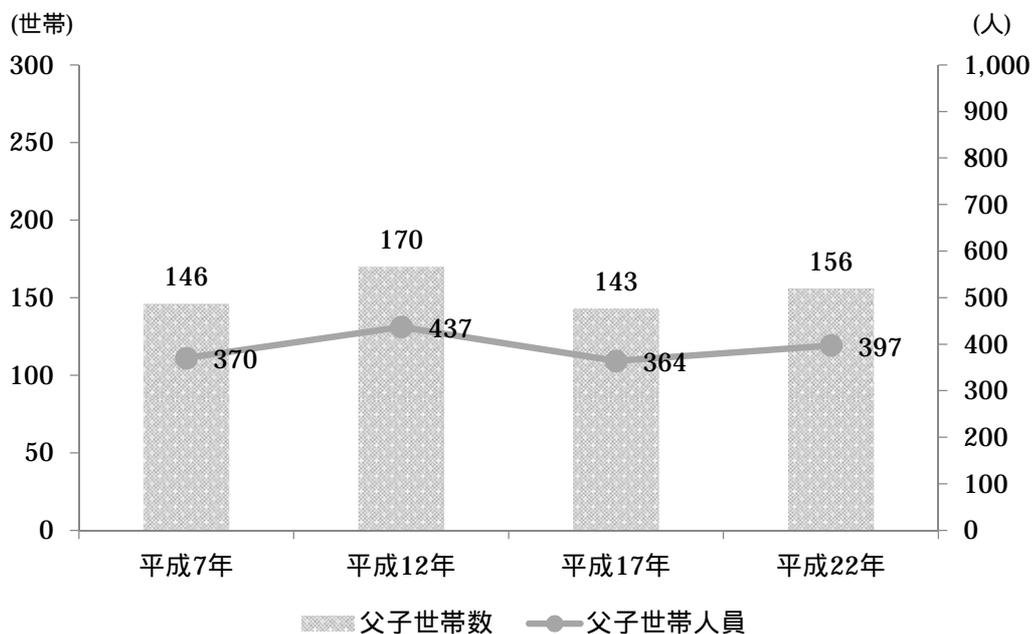
国勢調査によると母子世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年現在、1,192 世帯となっています。また、母子世帯人員は平成 22 年現在、3,141 人で 1 世帯当たりの世帯人員は 2.6 人となっています。



(国勢調査)

### ◆ 父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、平成 22 年現在、156 世帯で世帯人員は 397 人となっており、1 世帯当たりの世帯人員は 2.5 人となっています。



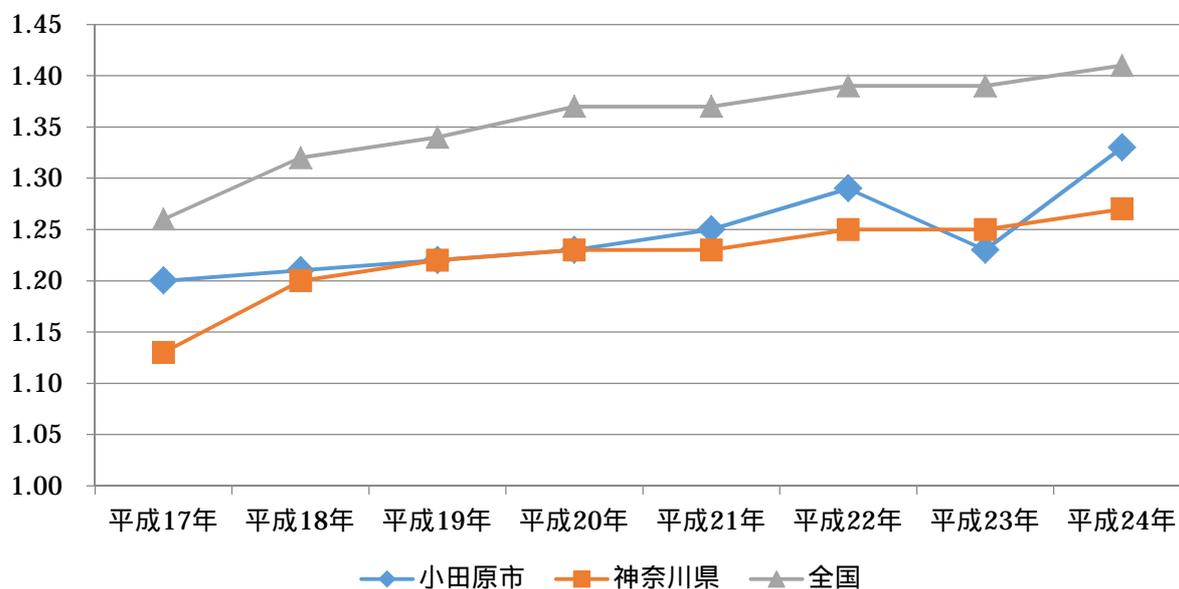
(国勢調査)

## ( 2 ) 少子化の動向

### ◆ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、本市では平成 17 年が 1.20 で最低でしたが、その後はおおむね増加傾向にあります。県平均と比較しても、おおむね同水準もしくは上回っている状況です。

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
小田原市	1.20	1.21	1.22	1.23	1.25	1.29	1.23	1.33
神奈川県	1.13	1.20	1.22	1.23	1.23	1.25	1.25	1.27
全国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41



( 神奈川県衛生統計年報 )

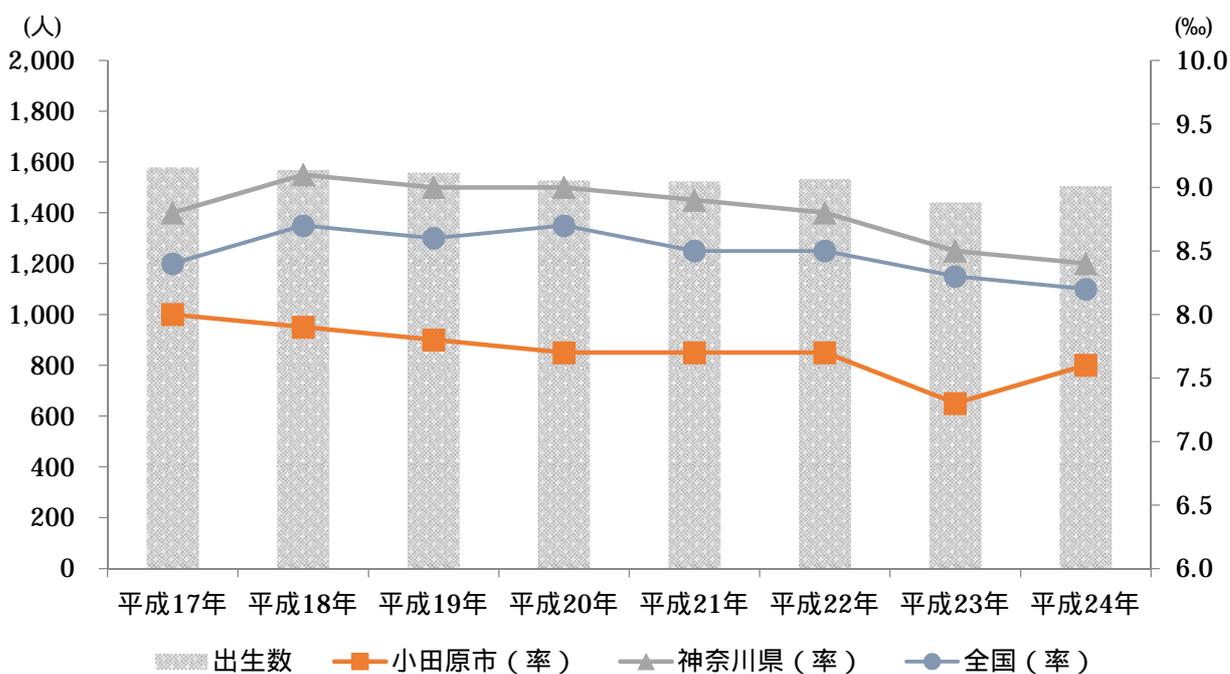
◆ 出生数、出生率（人口千対）の推移

出生数、出生率の推移は、ともに減少傾向にあります。出生数は、平成 24 年現在、1,506 人となっています。

出生率は 7.6‰となっており、県、国と比較するといずれも下回っています。

出生率（人口千対）：人口 1,000 人当たりで何人の子どもが生まれたかを表します。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
小田原市 (出生数)	1,580	1,570	1,559	1,529	1,525	1,534	1,442	1,506
小田原市 (出生率)	8.0	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7	7.3	7.6
神奈川県 (出生率)	8.8	9.1	9.0	9.0	8.9	8.8	8.5	8.4
全国 (出生率)	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

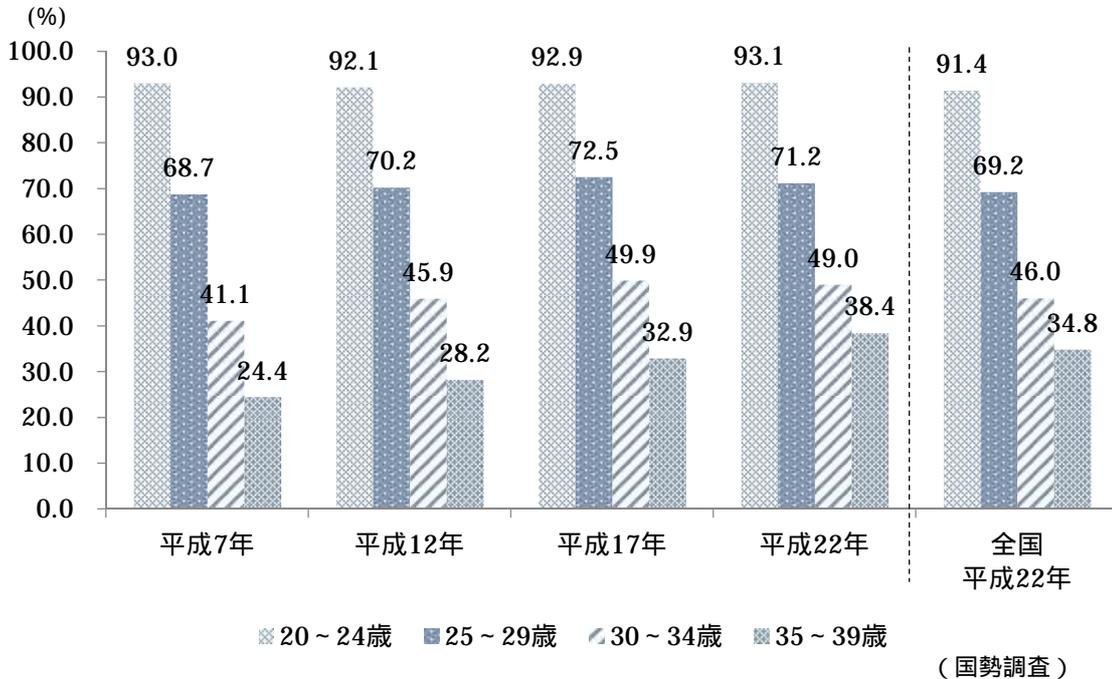


(神奈川県衛生統計年報)

◆ 未婚率の推移（男性）

国勢調査によると平成 22 年の男性の未婚率は 25～29 歳が 71.2%、30～34 歳が 49.0%で 2 人に 1 人は未婚者となっており、特に 35～39 歳において大きく増加しています。

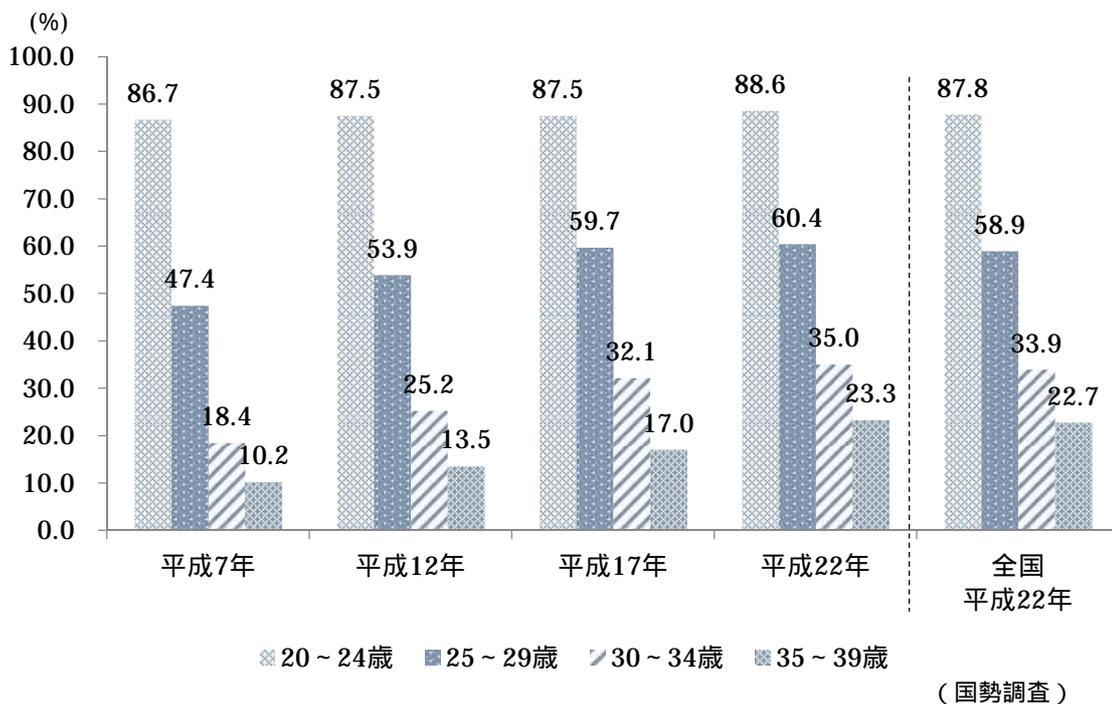
また、各年齢層で全国よりも高い未婚率となっています。



◆ 未婚率の推移（女性）

国勢調査によると平成 22 年の女性の未婚率は 25～29 歳が 60.4%、30～34 歳が 35.0%、35～39 歳が 23.3%となっており、特に 30～34 歳において大きく増加しています。

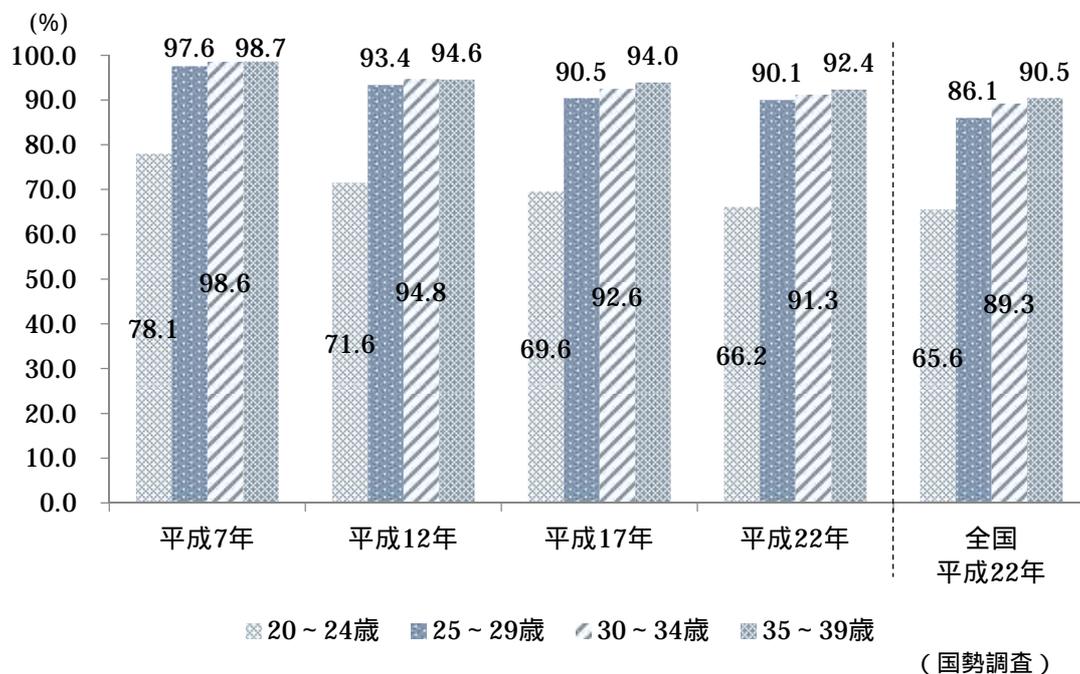
また、各年齢層で全国よりも高い未婚率となっています。



### ◆ 年齢別労働力率の推移（男性）

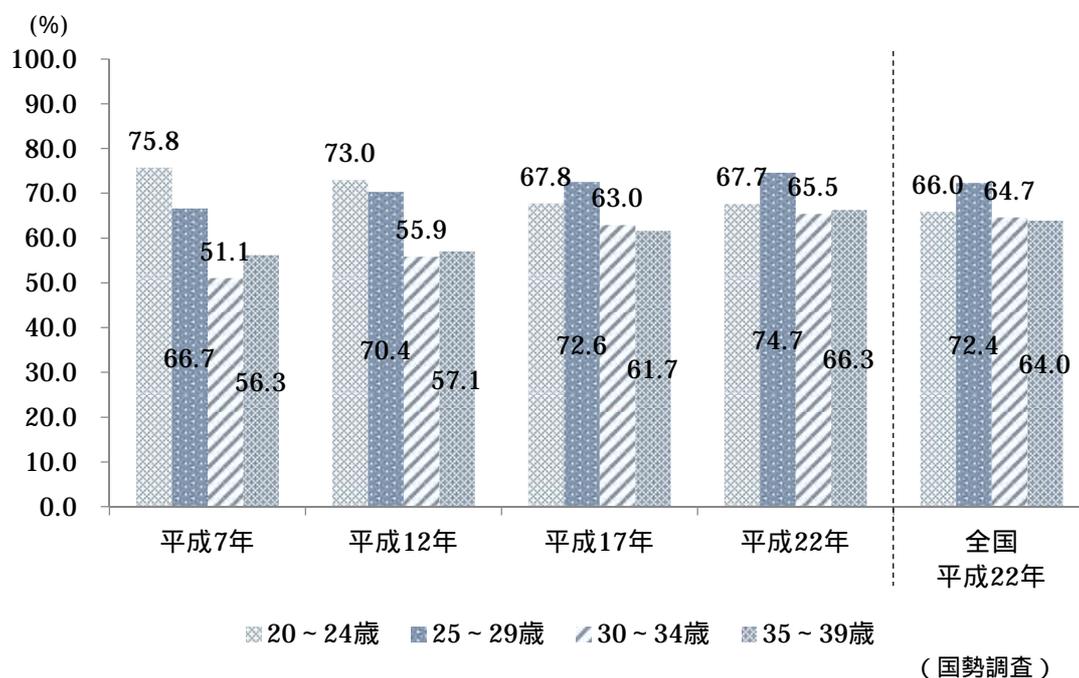
国勢調査によると平成 22 年の男性の労働力率は、平成 7 年からいずれの年齢層においても減少傾向にあります。特に 20～24 歳では - 11.9 ポイントと大きく減少しています。

平成 22 年の全国との比較では、いずれの年齢層も高くなっています。



### ◆ 年齢別労働力率の推移（女性）

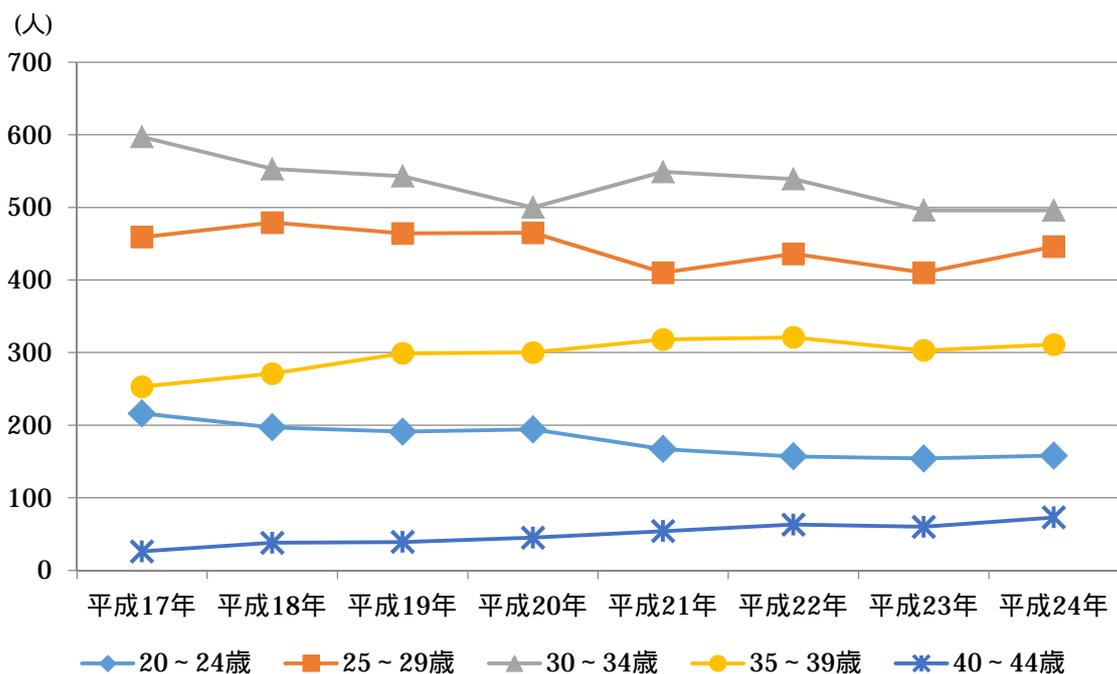
国勢調査によると平成 22 年の女性の労働力率は、20～24 歳では減少傾向ですが、25 歳以上ではいずれの年齢層でも増加傾向にあります。平成 7 年と比べると、25～29 歳は 8 ポイント、30～34 歳は 14.4 ポイント、35～39 歳は 10 ポイントとなっており、特に 30～34 歳が大きく増加しています。平成 22 年の全国との比較では、いずれの年齢層も高くなっています。



◆ 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、最も出生数の多い30～34歳が減少傾向にあります。また、35～39歳、40～44歳は増加傾向にあります。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	1,580	1,570	1,559	1,529	1,525	1,534	1,442	1,506
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	28	30	23	23	25	16	18	17
20～24歳	216	197	191	194	167	157	154	158
25～29歳	459	479	464	465	410	436	410	446
30～34歳	597	553	543	500	549	539	496	496
35～39歳	253	271	299	300	318	321	303	311
40～44歳	26	38	39	45	54	63	60	73
45歳以上	1	2	-	2	2	2	1	5



(神奈川県衛生統計年報)

◆ 婚姻数、婚姻率（人口千対）の推移

婚姻率は、平成 17 年から減少傾向となっています。

婚姻率（人口千対）：人口 1,000 人当たりで何件の婚姻が発生したかを表します。

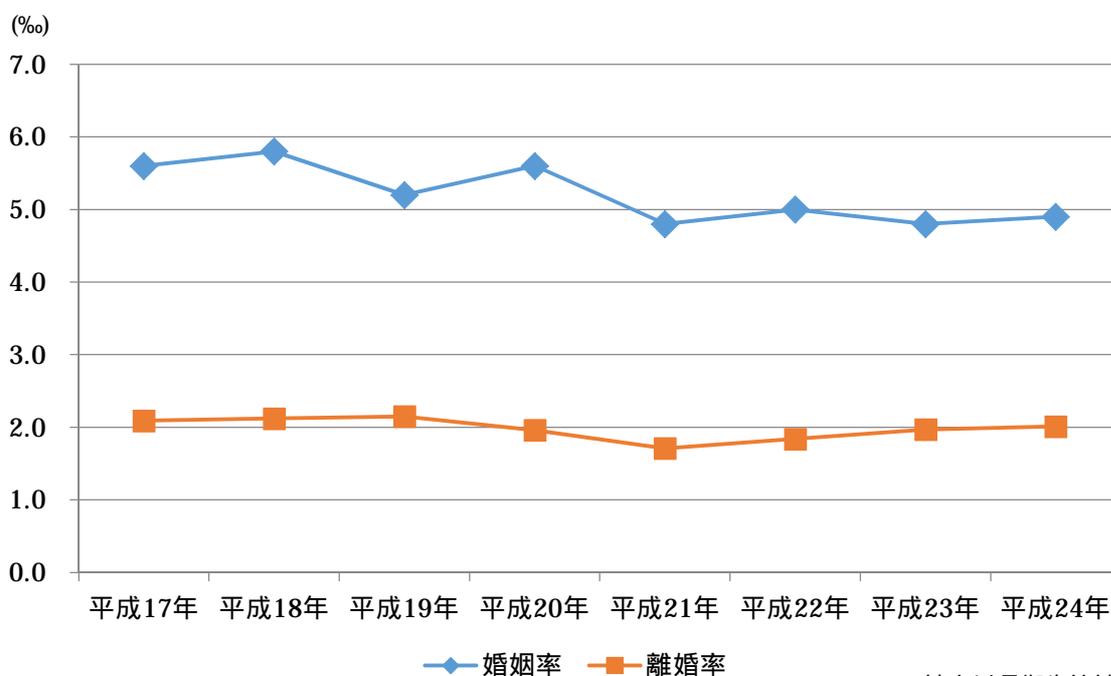
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻数	1,107	1,148	1,029	1,107	959	995	943	969
婚姻率	5.6	5.8	5.2	5.6	4.8	5.0	4.8	4.9

◆ 離婚数、離婚率（人口千対）の推移

離婚率は、平成 17 年からほぼ横ばいとなっています。

離婚率（人口千対）：人口 1,000 人当たりで何件の離婚が発生したかを表します。

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
離婚数	415	421	427	390	339	365	389	395
離婚率	2.09	2.12	2.15	1.96	1.71	1.84	1.97	2.01



(神奈川県衛生統計年報)

### (3) 保育環境・教育環境の状況

#### ◆ 保育所(園)の入所児童数

入所児童数は、年により違いもありますが、ほぼ横ばいとなっています。(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
入所児童数 (私立)	2,630	2,599	2,613	2,567	2,511	2,513	2,503	2,531	2,620
入所児童数 (公立)	561	577	617	607	557	565	571	562	554
合計	3,191	3,176	3,230	3,174	3,068	3,078	3,074	3,093	3,174

(各年4月1日現在 福祉行政報告例第54表)

#### ◆ 保育所待機児童数

平成21年度をピークに減少傾向にあります。(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳児	0	2	2	2	5	1	3	2	1
1歳児	4	4	7	12	12	4	8	11	9
2歳児	2	4	7	6	8	5	2	3	5
3歳児	8	4	11	11	10	5	4	6	2
4歳児以上	2	8	6	1	5	0	2	5	1
計	16	22	33	32	40	15	19	27	18

(各年4月1日現在)

#### ◆ 幼稚園の在園児童数

在園児童数は減少傾向にあります。(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
園児数 (私立)	1,320	1,305	1,332	1,321	1,264	1,267	1,280	1,256	1,238
園児数 (公立)	580	600	583	547	521	484	482	464	497
合計	1,900	1,905	1,915	1,868	1,785	1,751	1,762	1,720	1,735

(各年5月1日現在 学校基本調査)

◆ 放課後児童クラブの入所児童数

入所児童数は、年により違いもありますが、1,200人前後を推移しています。(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
入所児童数	899	1,032	1,141	1,191	1,264	1,257	1,166	1,139	1,141

(各年4月1日現在)

◆ 小学校・中学校の児童・生徒数

年により違いもありますが、減少傾向です。(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校 児童数	10,964	11,048	10,911	10,878	10,774	10,635	10,425	10,048	9,866
中学校 生徒数	5,266	5,138	5,151	5,154	5,178	5,108	5,075	5,105	4,999

(各年5月1日現在 学校基本調査：公立小中学校の在籍数)

◆ 子どもを対象とした施設の数

(単位：箇所)

名称	設置数
保育所	29
幼稚園	16
認定こども園	1
公立小学校	25
公立中学校	11
届出保育施設	10
放課後児童クラブ	32
街区公園	134
児童遊園地	52

(平成26年4月現在)

## 2. ニーズ調査の結果概要

事業計画策定に向けたニーズ調査の結果から、子育て世帯の就労状況やサービスに対するニーズ、小学生の生活状況などについて分析を行いました。

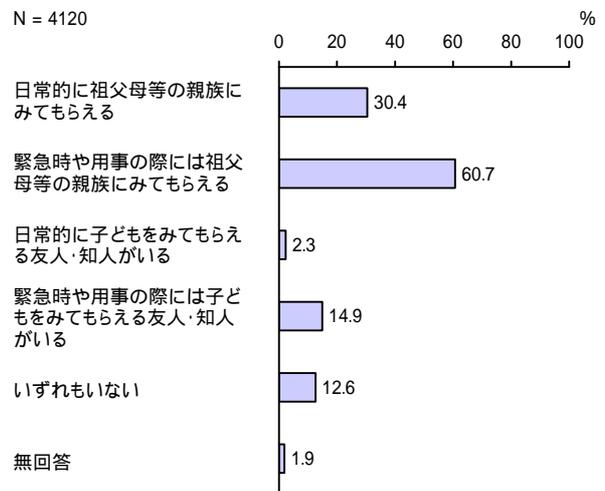
### (1) 未就学児調査

#### ◆ 子育て世帯に対する周囲（親族や友人・知人）の支援の状況

##### <日頃子どもをみてもらえる親族・知人>

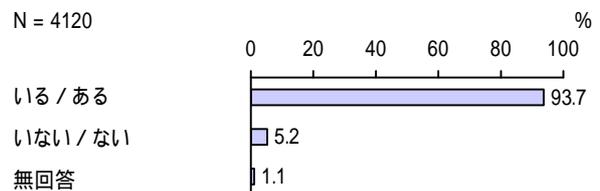
「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が60.7%と最も多く、次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が30.4%となっており、子育てにおいて祖父母等の親族の役割が大きいことが分かります。

一方「いずれもない」と答えた方が12.6%となっています。



##### <子育てのことを気軽に相談できる人がいるか>

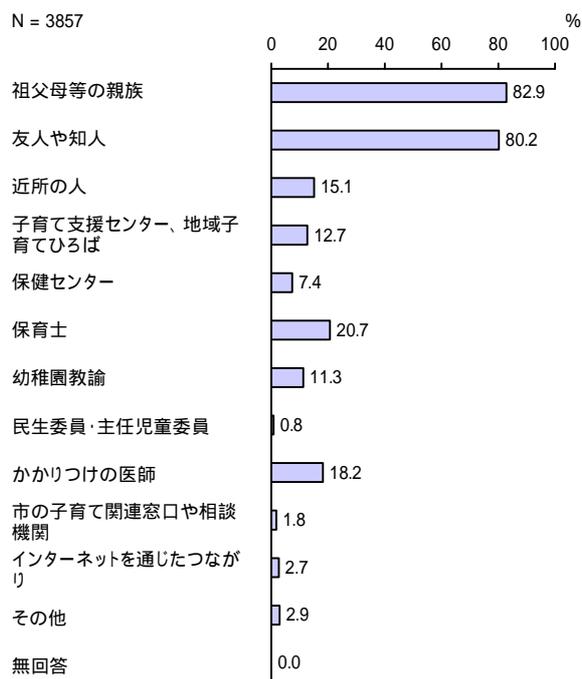
9割以上が気軽に相談できる人がいると回答しています。



## <子育てのことを気軽に相談できる相手>

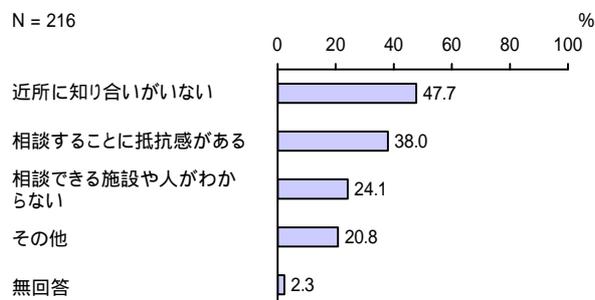
「祖父母等の親族」と答えた人の割合が82.9%と最も高く、次に「友人や知人」の割合が80.2%となっており、相談相手としても、身近な「祖父母」や「友人」の果たす役割が大きいことが分かります。

関係機関や施設としては、「保育士」が20.7%、「幼稚園教諭」が11.3%となっており、子どもの所属が相談相手の役割も担っているほか、「かかりつけの医師」も18.2%と高くなっています。



## <子育てのことを相談できる相手がない理由>

「近所に知り合いがない」と答えた人の割合が47.7%と最も高く、次に「相談することに抵抗感がある」が38.0%となっています。



### まとめ

#### 未就学児世帯に対する周囲の支援

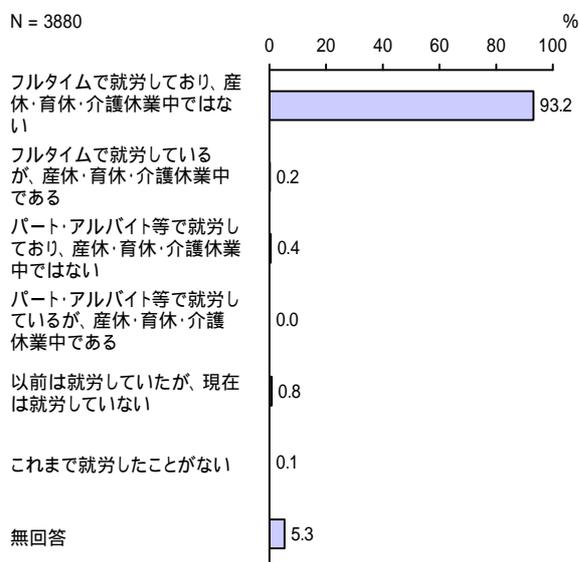
未就学児を持つ子育て世帯にとっては「祖父母等の親族」、「友人・知人」といった身近な人たちの存在が大変重要になっています。近隣に友人・知人が少ない世帯にとっては、相談相手の不在が不安感・孤立感につながる可能性があるため、友達づくりや地域につながるような支援のあり方、環境づくりが必要と考えられます。

また、保育所、幼稚園、医療機関を始めとする関係機関が、気軽に相談できる体制を整えていくことも求められています。

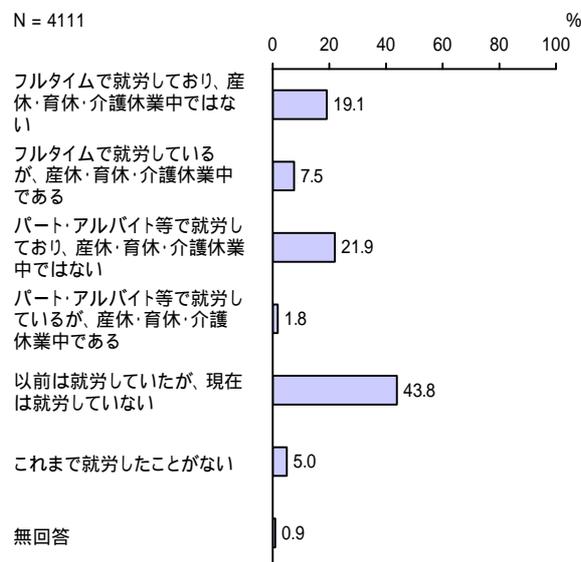
## ◆ 未就学児を持つ子育て世帯の就労状況と今後の就労希望

### < 保護者の現在の就労状況 >

#### 【父親】



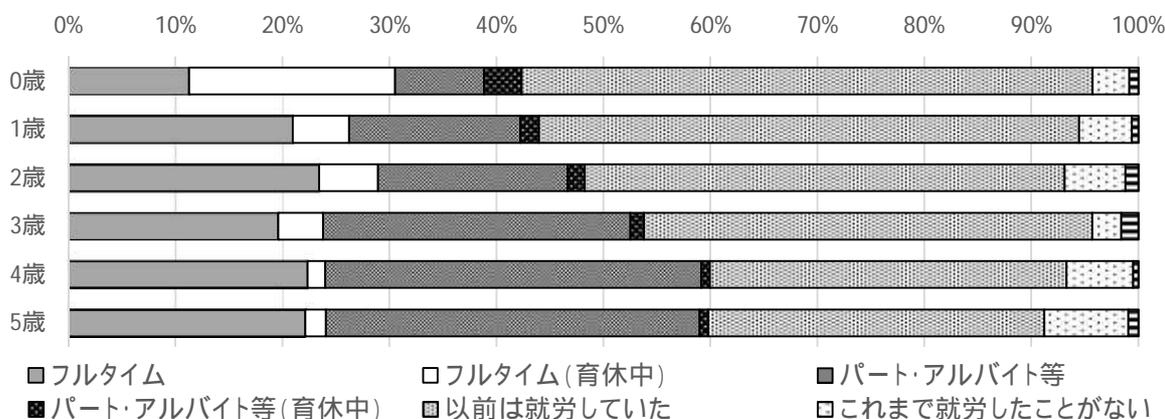
#### 【母親】



父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と答えた人が、93.2%と最も多くなっています。

母親については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えた人が43.8%と最も多く、次に「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.9%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.1%となっています。

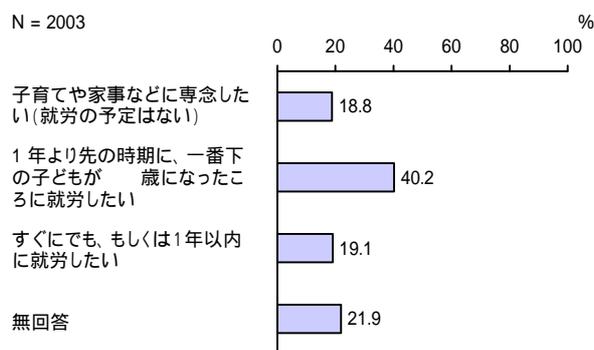
### < 子どもの年齢別 就労状況（母親） >



子どもが0歳児の場合は就労していない人が5割以上ですが、子どもの年齢が上がるに連れて、就労をしている人の割合が増えていきます。就労形態としては、パート・アルバイト等が年齢の上昇に連れ増えていきます。

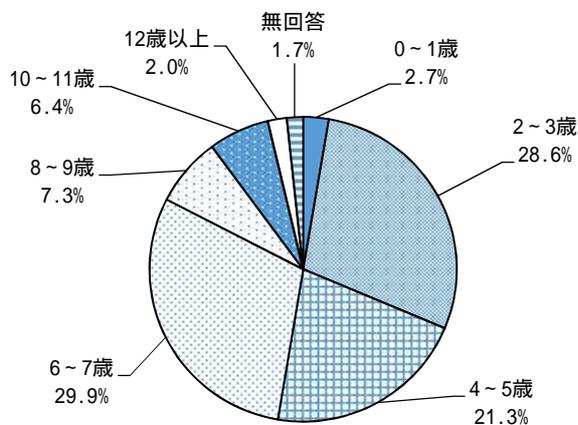
### < 現在非就労の場合の今後の就労希望（母親） >

「1年より先の時期に、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい」の割合が40.2%と最も高く、次に「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が19.1%となっており、現在は就労していない人も、約6割の人は潜在的に就労希望を持っていることがわかります。

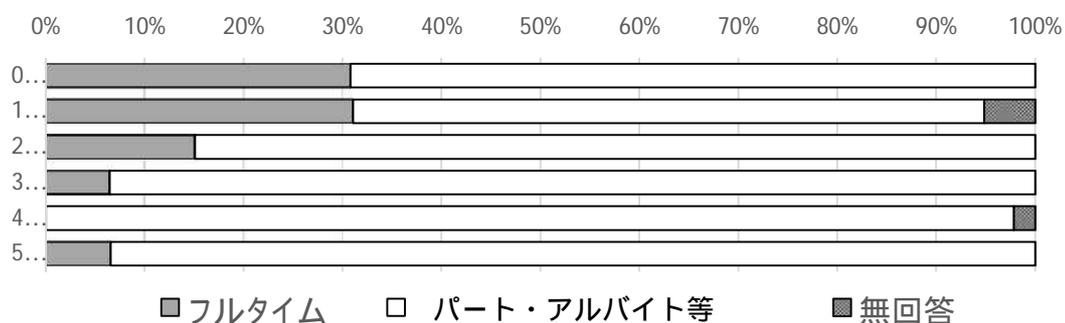


### < 子どもが何歳になったときに就労したいか（母親） >

「一番下の子どもが 歳になったところに就労したい」と回答した人について、子どもが何歳になったら就労したいと考えているかを見ると、「6~7歳」が29.9%と最も多く、次に「2~3歳」の28.6%となっています。



## <子どもの年齢別 希望する就労形態（母親）>



「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人について、子どもの年齢別に希望の就労形態を見ると、全体的に「パート・アルバイト等」を希望する人が多くなっています。また「フルタイム」を希望する人は、0歳、1歳児では30%程度いるものの、年齢が上がるにつれて少なくなっていくます。

### まとめ

#### 未就学児世帯の就労状況と就労希望

父親は9割以上がフルタイムで就労しているのに対し、就労している母親は5割で、このうち、フルタイムとフルタイム以外の就労がほぼ半数ずつとなっています。

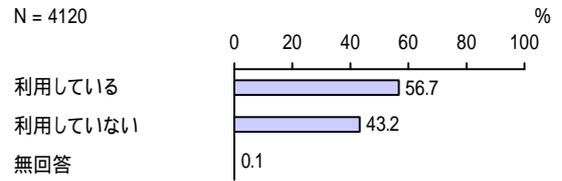
現在母親が就労していない場合でも、子どもの年齢が上がるにつれて、就労を開始する人あるいは就労を希望する人が増えていきます。就労のタイミングとして「小学校の入学」、「3年保育での幼稚園、保育園の入園」を考えている人が多く見られます。

就労形態では、子どもの年齢が低くなるにつれてフルタイムの希望が多くなっています。

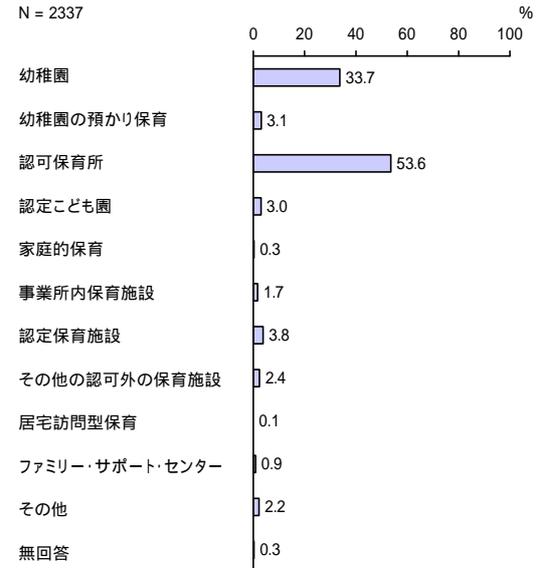
◆ 現在の教育・保育の利用状況と今後の利用希望

<教育・保育の利用状況と利用先>

「利用している」と回答した人が56.7%となっており、半数以上の方が利用しています。



「利用している」の回答した人のうち、「認可保育所」と回答した人が53.6%と最も多く、次に「幼稚園」の33.7%となっています。



<子どもの年齢別 教育・保育の利用状況> (複数回答)

(単位：%)

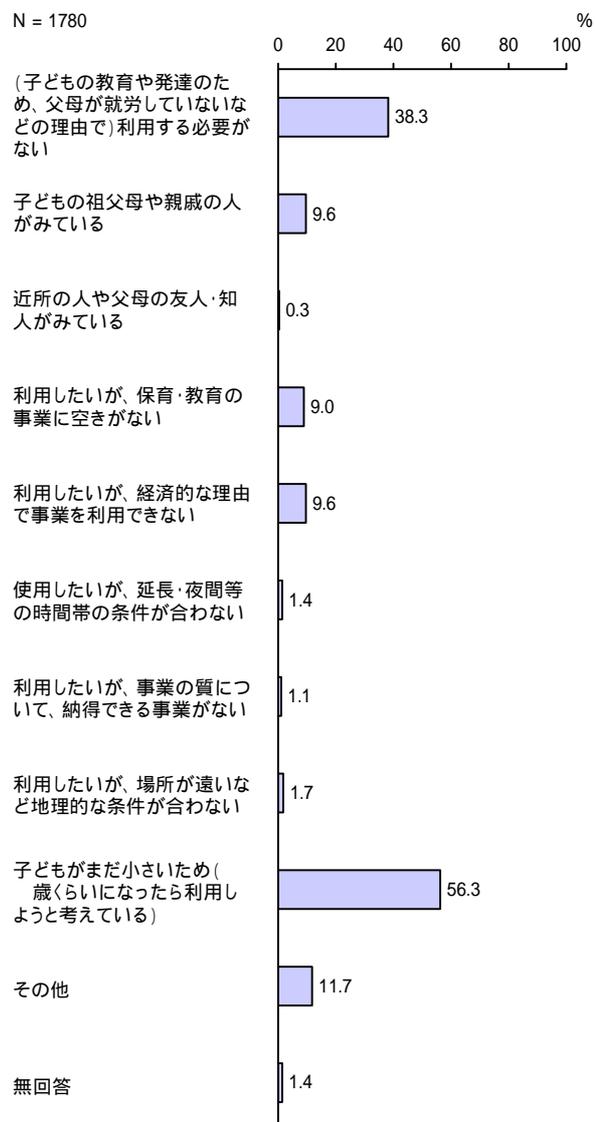
区分	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
0歳	140	1.4	-	67.9	1.4	1.4	10.7	11.4	1.4	0.7	3.6	1.4	0.7
1歳	205	0.5	1.0	79.0	0.5	0.5	4.4	6.8	2.9	-	1.5	4.9	-
2歳	259	1.9	1.2	78.0	0.8	0.4	2.7	7.7	3.1	-	0.8	6.2	-
3歳	486	33.7	1.9	54.9	4.1	-	1.2	2.9	2.5	-	0.4	1.9	0.4
4歳	608	50.2	4.9	40.8	4.1	0.3	0.2	2.1	2.1	-	0.7	1.2	0.3
5歳	622	48.6	4.7	43.7	3.4	-	0.3	1.8	2.1	0.2	1.0	1.1	0.5

利用している教育・保育を年齢別で見ると、0歳～3歳では、「認可保育所」の利用が多いものの、4歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

0歳児では、「認可保育所」の利用が最も多くなっていますが、認定保育施設、事業所内保育施設の利用も一定数を占めており、多様な教育・保育が利用されています。

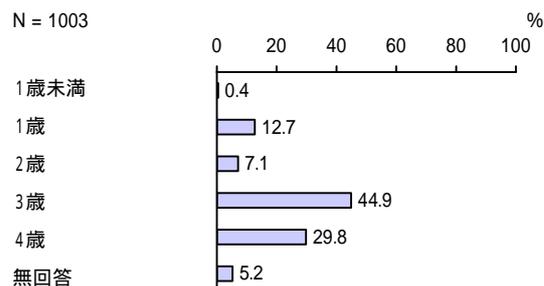
## <現在、教育・保育を利用していない理由>

「子どもがまだ小さいため( 歳くらいになったら利用しようと考えている)」と回答した人の割合が56.3%と最も高くなっており、次に「利用する必要がない」が38.3%となっています。



### <教育・保育を利用させたいと考えている子どもの年齢>

「子どもがまだ小さいため( 歳くらいになったら利用しようと考えている)」と答えた人について、子どもの年齢が何歳になったら利用したいと考えているかを見ると、「3歳」と答えた人の割合が44.9%と最も高く、次に「4歳」の29.8%、「1歳」の12.7%となっています。

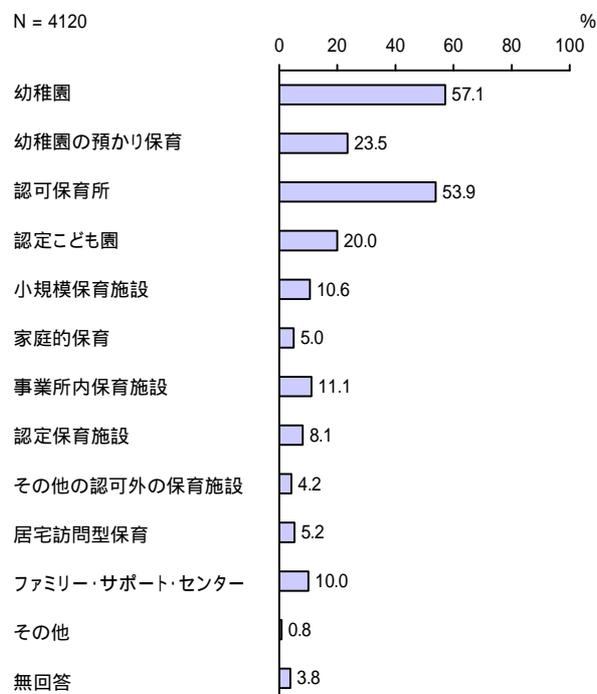


### <今後の教育・保育の利用希望>

現在の利用状況にかかわらず、今後の教育・保育の利用希望を聞くと、「幼稚園」と答えた人が57.1%と最も高く、次に「認可保育所」が53.9%となっています。

また、「幼稚園の預かり保育」を希望する人が23.5%となっており、幼稚園の利用希望者の半数近くになっています。

「認定こども園」を希望する人は20%にとどまっています。



<子どもの年齢別 今後の教育・保育の利用希望> (複数回答)

(単位：%)

区分	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリィ・サポート・センター	その他	無回答
0歳	1,023	56.3	19.4	60.7	18.8	13.3	4.1	11.9	8.4	2.6	4.0	10.2	0.4	2.0
1歳	630	60.0	20.5	58.1	22.9	10.5	4.1	9.4	8.3	5.1	4.6	8.7	0.3	2.7
2歳	565	56.8	21.2	53.1	20.4	10.3	4.8	10.4	9.4	5.5	5.8	8.5	1.4	3.0
3歳	624	56.6	28.4	50.2	18.8	9.9	5.4	10.9	7.1	4.3	5.4	11.1	1.0	4.2
4歳	613	57.4	29.2	48.3	20.9	7.5	5.2	11.7	7.2	3.4	5.4	10.6	0.5	5.5
5歳	627	55.8	25.2	49.0	19.5	10.4	7.0	11.3	8.3	5.3	6.9	10.4	1.9	6.9

利用したい教育・保育を子どもの年齢別で見ると、年齢が上がるに連れ「認可保育所」の割合が低くなる傾向が見られます。

<就労形態別 今後の教育・保育の利用希望(母親)> (複数回答)

(単位：%)

区分	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリィ・サポート・センター	その他	無回答
フルタイム	1,094	24.4	14.6	82.6	22.9	13.8	6.0	18.4	10.2	5.2	7.4	14.6	0.8	3.9
パート・アルバイト等	975	44.2	22.5	66.4	20.2	9.7	5.9	10.1	8.6	3.5	5.2	8.7	1.3	5.2
就労していない	2,003	81.4	28.9	32.4	18.5	9.3	4.0	7.7	6.5	3.9	4.0	7.9	0.6	2.8

母親の就労状況が「フルタイム」、「パート・アルバイト等」では「認可保育所」の割合が最も高くなっていますが、「幼稚園」の利用希望も一定の割合を占めています。特に「パート・アルバイト等」では4割以上が「幼稚園」を希望しています。

「就労していない」では「幼稚園」の割合が最も高くなっていますが、同時に「幼稚園の預かり保育」の希望も28.9%、「認可保育所」の希望も32.4%となっています。

## まとめ

### 未就学児世帯の教育・保育の利用状況と利用希望

現在の教育・保育の利用状況を見ると、総数では認可保育所が最も多くなっていますが、これは対象年齢が0歳から5歳までとなっているためで、子どもの年齢が4歳以上では幼稚園の利用者が多くなっています。

今後の利用希望を見ると、現在利用していない人でも、子どもがある程度の年齢に達した時点で利用したいと考えており、3~4歳になった時点での利用を考えている人が多く見受けられます。これは現在非就労の母親が就労開始を希望する時期ともおおむね一致しており、子どもの年齢と就労開始のタイミングを合わせて検討している世帯が多いことが分かります。

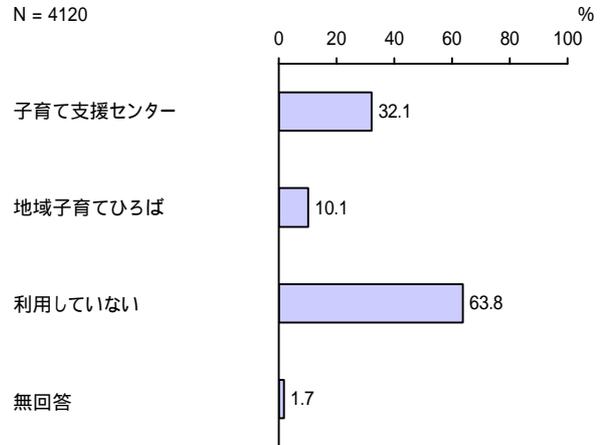
また、幼稚園の利用希望に合わせて「幼稚園の預かり保育」の利用希望が半数程度の割合で見られることから、幼稚園を利用しながらの就労を希望する人も一定数が見込まれます。

教育と保育を兼ね備えた施設である「認定こども園」の利用希望が少ないのは、まだ設置施設数も少ないため、認知が十分に広がっていないことが理由と思われる。

◆ 子育て支援センターの利用状況と利用希望

<子育て支援センター・地域子育てひろばの利用状況>

全未就学児で集計すると「利用していない」と回答した人が63.8%と最も多く、次に「子育て支援センター」が32.1%、「地域子育てひろば」が10.1%となっています。



<子どもの年齢別 子育て支援センター・地域子育てひろば利用状況>

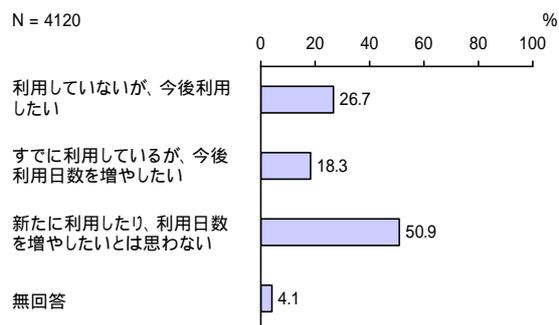
単位：%

区分	有効回答数(件)	子育て支援センター	地域子育てひろば	利用していない	無回答
0歳	1,023	41.4	11.7	55.2	1.1
1歳	630	46.2	18.1	48.6	1.4
2歳	565	38.2	16.3	56.1	1.8
3歳	624	22.8	8.0	72.6	1.4
4歳	613	19.2	3.1	76.8	3.3
5歳	627	19.3	2.7	78.0	2.1

全体で見ると利用が半数に達していませんが、年齢別で見ると、子育て支援センター、地域子育てひろばとも2歳以下で利用が多いことが分かります。特に1歳では、子育て支援センターと地域子育てひろばを合わせると半数の人が利用しています。

## <今後の子育て支援センター・地域子育てひろばの利用希望>

「利用していないが、今後利用したい」の割合が26.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が18.3%となっており、一定の潜在ニーズが見込まれます。



### まとめ

#### 子育て支援センターの利用状況と利用希望

子育て支援センターや地域子育てひろばは、出産後から2歳ごろまでの保育所・幼稚園の利用開始までの期間での利用が中心であり、当該の年齢層ではおよそ半数の世帯が利用しています。ここには、母親が就労している世帯も含まれているため、在宅の子育て世帯の利用状況は更に上がるものと思われます。

現在利用していない世帯の潜在的ニーズも見られるので、今後も利用増が見込まれます。

## ◆ 子育て世帯から求められているサービス

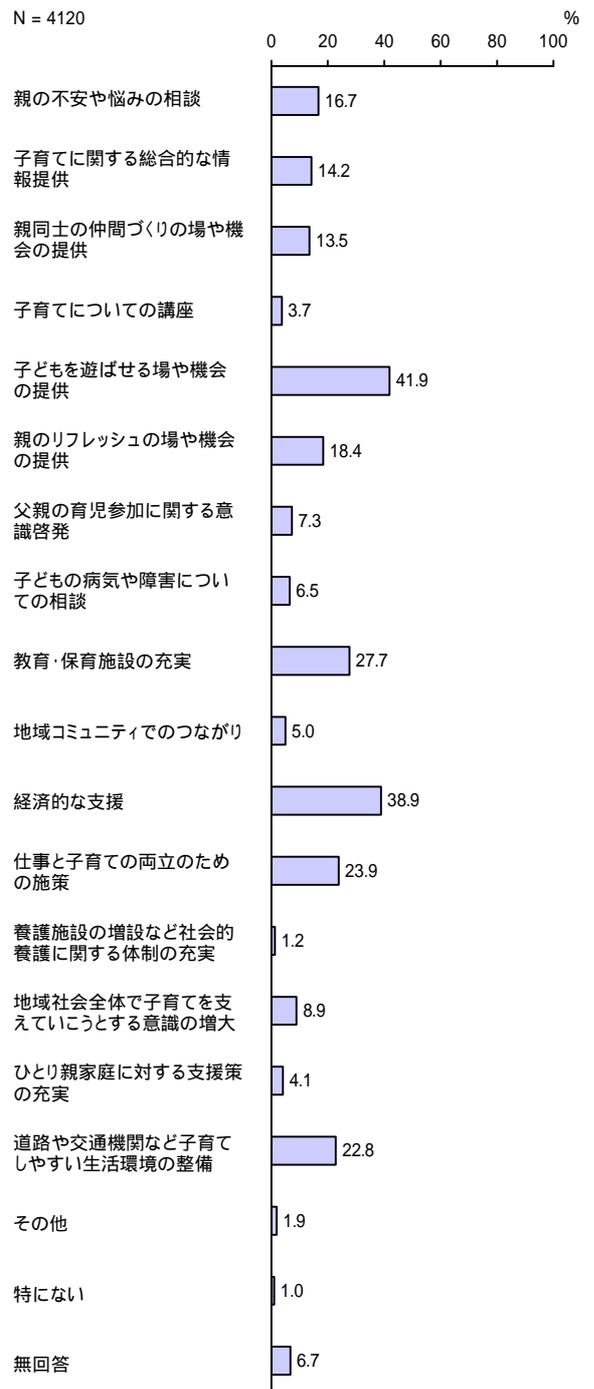
### <子育てに必要なサービスは何か>（複数回答）

「子どもを遊ばせる場や機会の提供」の割合が41.9%と最も高く、半数近くの人が必要であると答えています。次に「経済的な支援」の割合が38.9%、「教育・保育施設の充実」の割合が27.7%となっています。

「教育・保育施設の充実」と関連する内容として、「仕事と子育ての両立のための施策」も23.9%と比較的高くなっています。

「道路や交通機関など子育てしやすい生活環境の整備」も22.8%と比較的高く、子どもを連れての移動など、日常生活に関連する課題に対してニーズがあるものと思われます。

「親の不安や悩みの相談」、「子育てに関する総合的な情報提供」、「親同士の仲間づくりの場や機会の提供」はそれぞれ13~17%程度ですが、いずれも子育て支援センターなどの子育て支援拠点に関するサービスであり、合わせると40%を超えることから高いニーズがあることが分かります。



### まとめ

#### 未就学児世帯から求められているサービス

子育て世帯から求められるサービスとしては、大別すると「子どもの遊び環境」、「経済的支援」、「教育・保育の環境」、「仕事と子育ての両立」、「子育てしやすい日常生活環境」、「相談などの保護者に対する支援」に大きなニーズがあることが分かります。

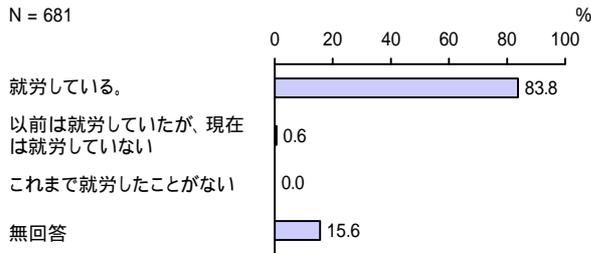
子育てしやすい環境の整備には、これらのニーズを中心にバランス良く対応していくことが必要と考えます。

## (2) 就学児調査 (小学校1年生～3年生)

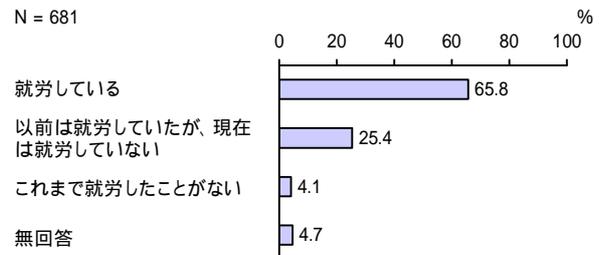
### ◆ 就学児を持つ子育て世帯の就労状況と今後の就労希望

#### < 保護者の現在の就労状況 >

##### 【父親】



##### 【母親】



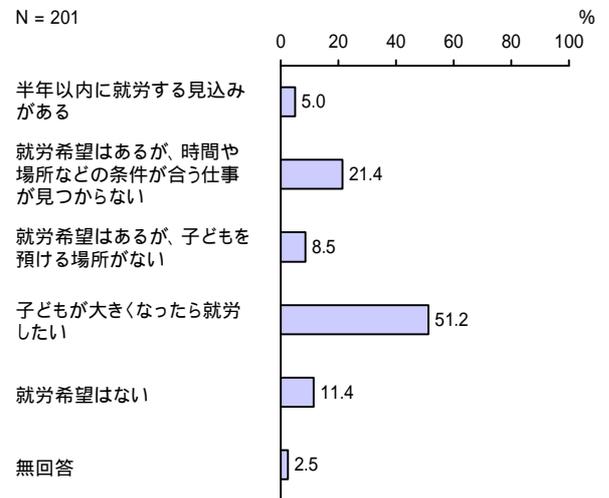
父親については、「就労している」が83.8%で最も高くなっています。

母親については、「就労している」が65.8%と最も高く、次に「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.4%となっています。

#### < 現在非就労の場合の今後の就労希望 (母親) >

「子どもが大きくなったら就労したい」の割合が51.2%と最も高く、次に「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」の割合が21.4%となっています。

「就労希望はない」の割合は11.4%となっています。



### まとめ

#### 就学児世帯の就労状況と就労希望

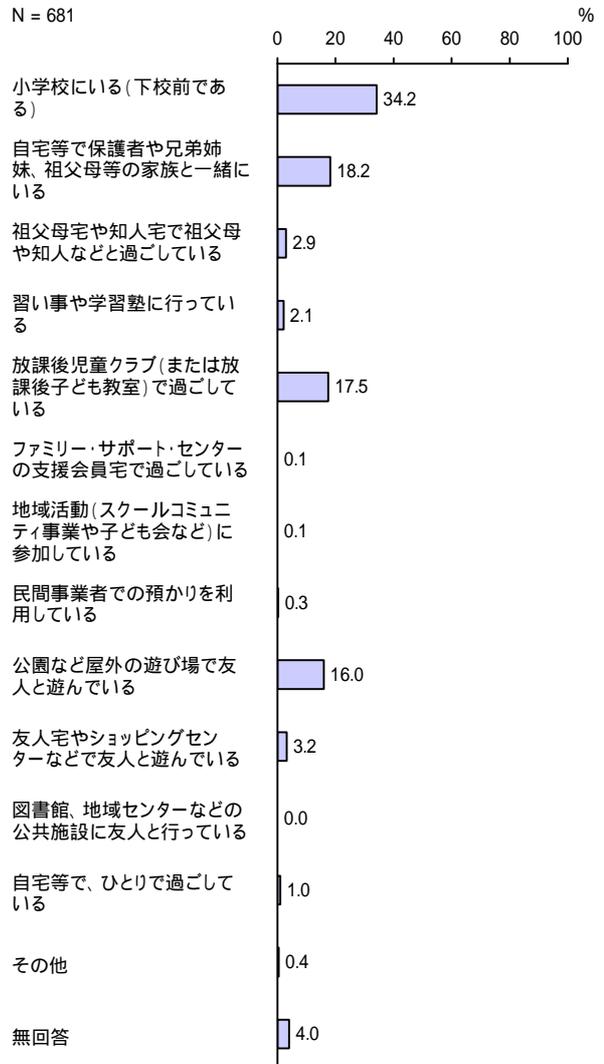
母親の就労状況は、未就学児の50.3% (フルタイム、パートの区別なく、育児休業中を含む) に比べて高くなっています。また母親が非就労の場合の「就労希望はない」と回答する人は未就学児よりも少なくなっており (未就学児は18.8%)、全体として未就学児の世帯よりも、就労している人あるいは就労を希望する人が多いことがわかります。

◆ 平日の放課後の小学生の過ごし方

<平日の放課後に何をして過ごしているか>

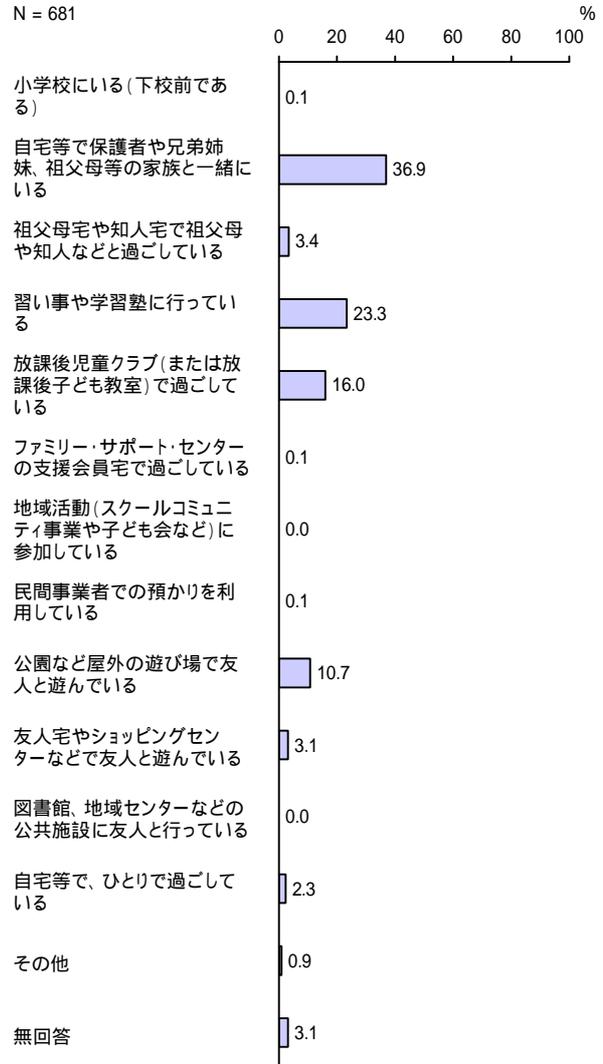
【14時～16時】

14時～16時の時間帯では、「小学校にいる(下校前である)」の割合が34.2%と最も高く、次に「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が18.2%、「放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)で過ごしている」の割合が17.5%、「公園など屋外の遊び場で友人と遊んでいる」の割合が16.0%となっています。



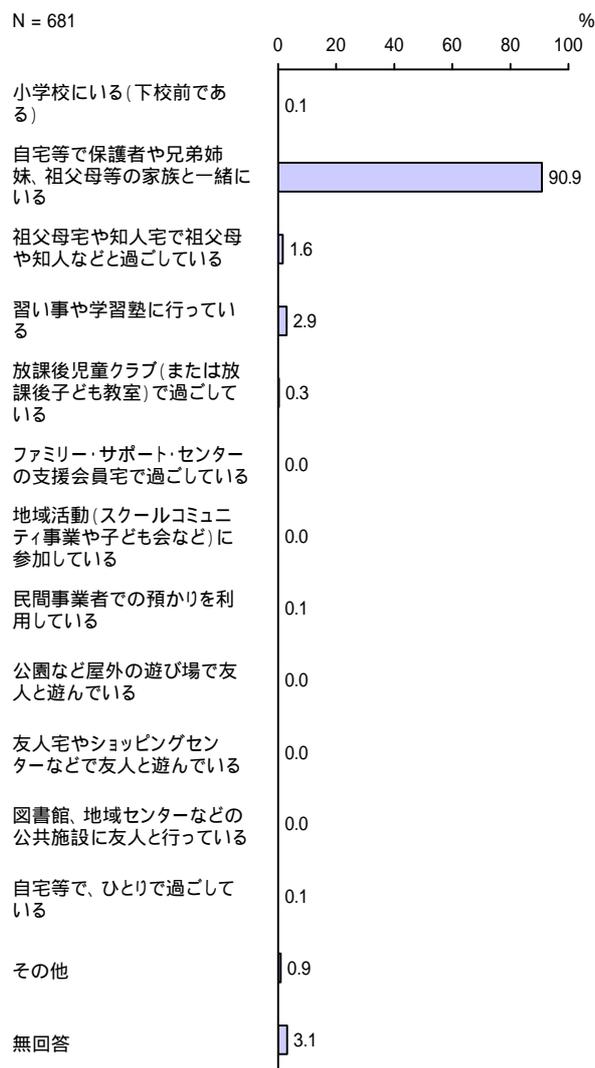
【16時～18時】

16時～18時の時間帯では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が36.9%と最も高く、次に「習い事や学習塾に行っている」の割合が23.3%、「放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)で過ごしている」の割合が16.0%となっています。この時間帯は、ほぼすべての小学生が下校しており、放課後の過ごし方の特徴が表れています。



## 【18時～20時】

18時～20時の時間帯では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が90.9%と最も高くなっています。ほかの過ごし方をしている小学生は、非常に少ないですが、その中では「習い事や学習塾に行っている」の割合が高くなっています。



## まとめ

### 平日放課後の小学生の過ごし方

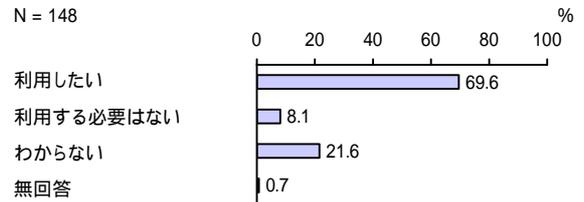
放課後の過ごし方では、「自宅で家族と過ごす」が最も多く、それ以外で目立つのは「習い事や塾に行っている」との回答です。放課後の中心的な時間帯である16時～18時の過ごし方として、「習い事や塾に行っている」が「公園や屋外の遊び場で友人と遊んでいる」の2倍以上となっています。

「放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)で過ごしている」は、「14時～16時」、「16時～18時」いずれの時間帯も2割弱を占めており、小学生の居場所として一定の役割を果たしています。

◆ 高学年（小学校 4 年生～6 年生）になった時の放課後児童クラブの利用希望

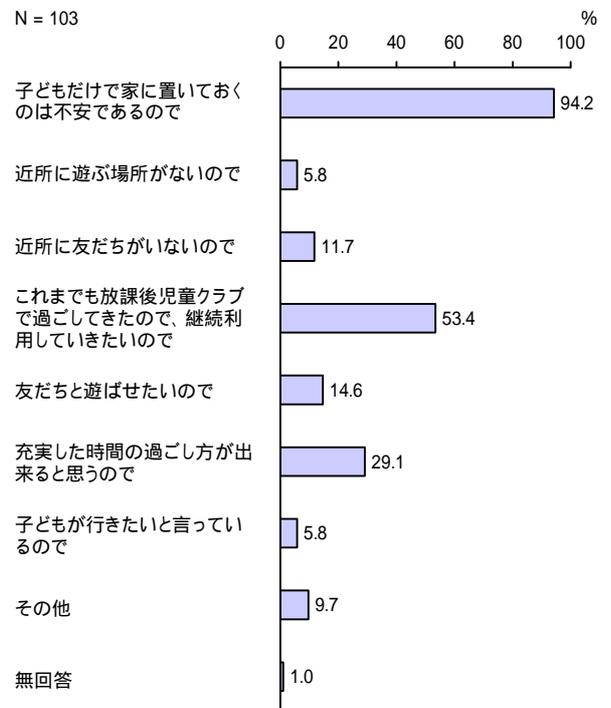
< 高学年での放課後児童クラブの利用希望 >

「利用したい」の割合が 69.6%と最も高く、次に「わからない」の割合が 21.6%となっています。



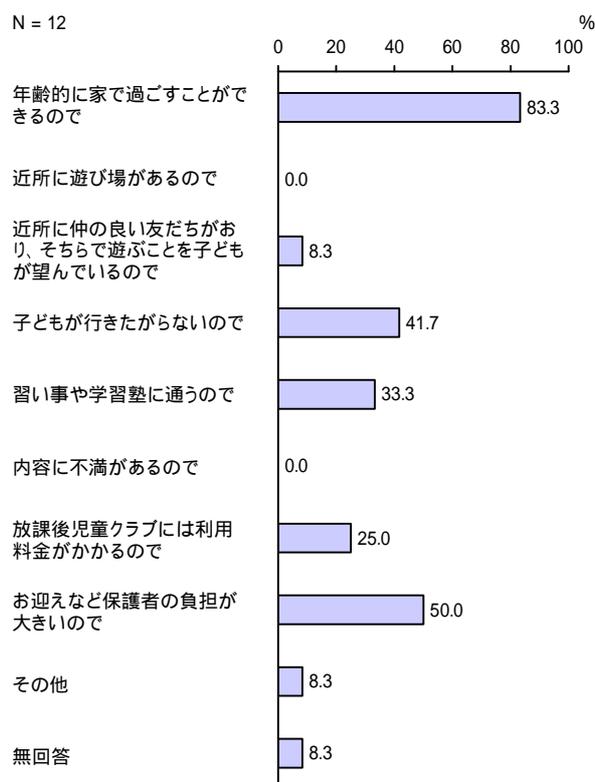
< 高学年で放課後児童クラブを利用したい理由 >

「子どもだけで家に置いておくのは不安であるので」の割合が 94.2%と最も高く、次に「これまでも放課後児童クラブで過ごしてきたので、継続利用していきたい」が 53.4%、「充実した時間の過ごし方が出来ると思うので」の割合が 29.1%となっています。



## <高学年で利用する必要はないと考える理由>

「年齢的に家で過ごすことができるので」の割合が83.3%と最も高く、次に「お迎えなど保護者の負担が大きいので」の割合が50.0%、「子どもが行きたがらないので」の割合が41.7%となっています。



### まとめ

#### 高学年になった時の放課後児童クラブの利用希望

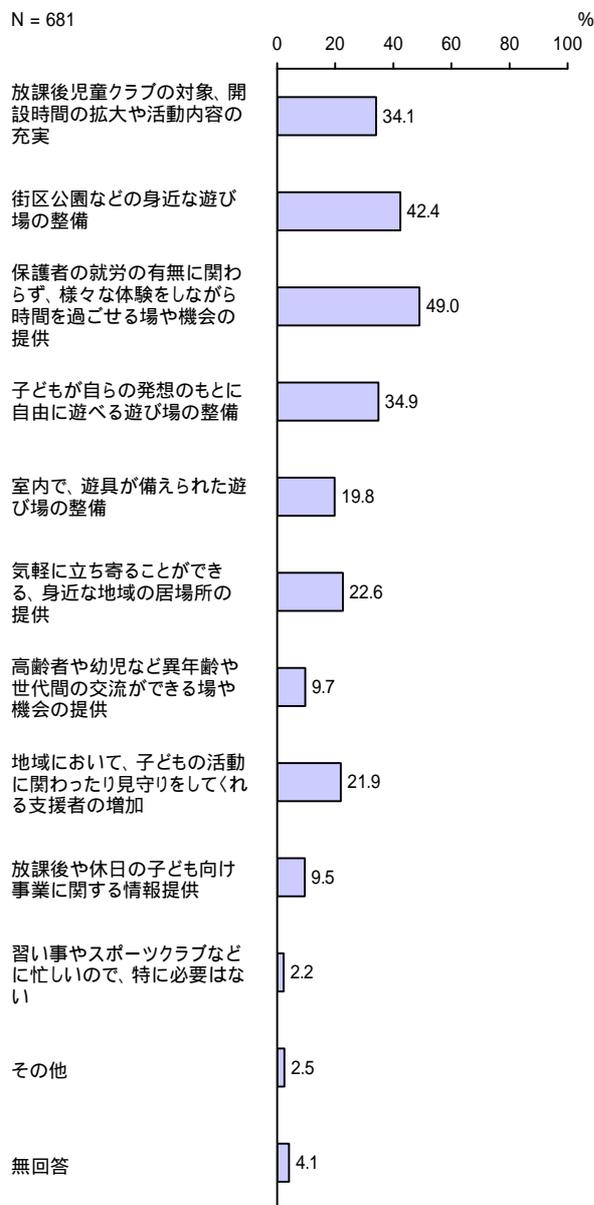
高学年での放課後児童クラブの利用については、保護者の不安感を背景に、約7割が「利用したい」と答えており、高いニーズが見込まれます。また、既に放課後児童クラブを利用している世帯にとっては、引き続いて利用をしたいと考える人が多いようです。

利用する必要はない理由としては、「年齢的に家で過ごすことができるので」が最も多くなっている一方で、「子どもが行きたがらないので」、「近所に仲の良い友だちがおり、そちらで遊ぶことを子どもが望んでいるので」といった小学生自身の意思が利用に反映していることも特徴と思われます。

◆ 小学生が放課後を過ごす環境

<小学生が放課後を過ごす環境として何を望むか（複数回答）>

「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」の割合が49.0%と最も高く、次に「街区公園などの身近な遊び場の整備」の割合が42.4%、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」の割合が34.9%となっています。



まとめ

小学生が放課後を過ごす環境に望むこと

遊び場や体験の機会の提供といったニーズが上位を占めており、保護者も、家庭生活や学校の授業の中だけでは得られない経験を大切にしたい、と考えていることが分かります。

また、放課後児童クラブの拡充や地域における支援者の増加、身近な居場所の提供というニーズも一定の割合となっており、バランス良く環境作りを進めていくことが必要になっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1. 基本理念

本計画において目指すべき基本的な方向性として、次の基本理念を設定します。

## 『すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原』

子どもは、私たちの未来を担う大切な社会の宝です。すべての人々が子どもや子育てに関心を持ち、子どもの幸せを第一に考えながら、子育てをする家庭を中心として、学校、地域、企業、行政等の社会全体が一体となって子育てを支援し、小田原の子どもたちをたくましく、心豊かに育み、子どもを産み育てることに夢と希望と誇りを持てる「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原」の実現を目指します。

この基本理念は、小田原市次世代育成支援対策行動計画において設定し、引き続き本計画においても継承していきます。

基本的な視点、基本目標、施策の体系についても、次世代育成支援対策行動計画において位置付けられたものを基本とし、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において示された「子ども・子育て支援の意義」を踏まえた内容としています。

## 2. 基本的な視点

基本理念に基づき、次の3つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

### (1) 子どもの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育て支援を推進することが必要です。

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会の責任です。

### (2) 子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、子どもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長する子どもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが必要です。

### (3) 社会全体による支援の視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。したがって、行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれが協働しながら役割を果たしていくことが必要です。

### 3. 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもとに、次の4つの基本目標を掲げ計画を推進していきます。

#### (1) 安心して楽しく産み育てることができる環境づくり

核家族化の進行や近隣関係の希薄化など、子育て家庭を取り巻く地域社会の状況が変化の中で、子育てに対する様々な不安感、負担感が生じています。また、ライフスタイルの多様化などを背景として、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでいます。乳幼児期の教育、保育、子育て支援の環境整備においては、子育て世帯のニーズに沿った環境整備を進めるとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進することで、安心して楽しみながら子育てができる環境づくりを進めていきます。

#### (2) 子どもの発達に応じた育ちを支援する環境づくり

子どもたちは、それぞれの発達の段階における自然な心身の成長に伴い、周囲の環境と関わり合いながら、生活に必要な能力を獲得していきます。その意味では周囲の環境がもたらす影響は大きく、子どもたちの健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた適切な保護者の関わりを促すとともに、質の高い教育・保育、子育て支援を提供できる環境づくりを進めていきます。

#### (3) 子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり

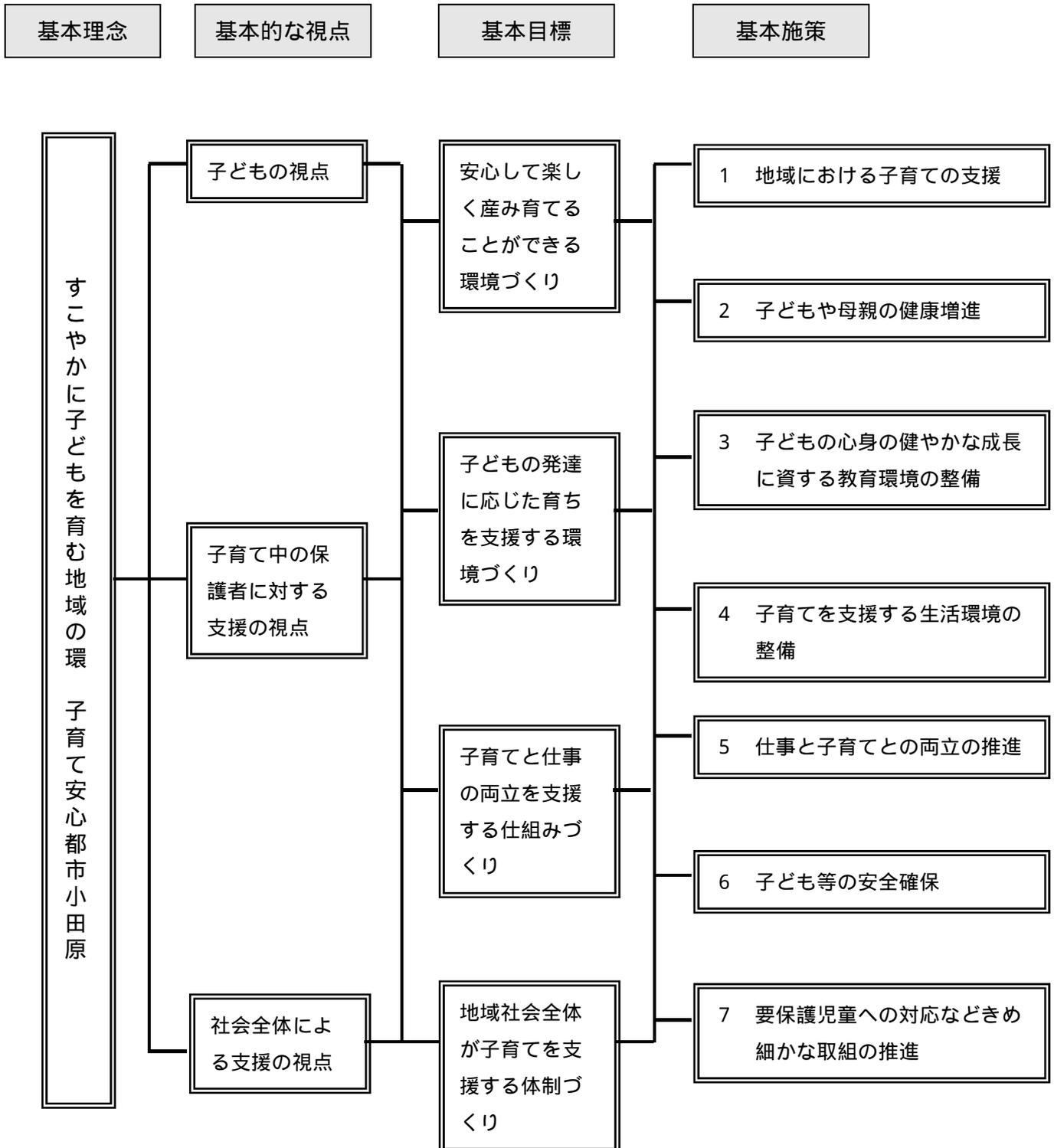
仕事と子育ての両立を希望する子育て家庭を支える環境の整備、長時間労働になりがちな父親の子育て参画の促進など、多様化する就労環境やニーズを踏まえながら子育てと仕事のバランスを保つことができるような仕組みづくりを進めていきます。

#### (4) 地域社会全体が子育てを支援する体制づくり

近隣に住む子どもの減少や、地域のつながりの希薄化などにより、子育て世帯を取り巻く地域環境が変化するなか、子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要になってきています。地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制づくりを進めていきます。

## 4. 施策の体系

基本目標を柱として7つの基本施策の体系を定め、施策を展開していきます。



## 第4章 施策の展開

基本目標の実現に向けて、本市で推進する子ども・子育て支援に関する基本施策を設定し、基本施策ごとの主要な事業を個別事業として位置付けます。

なお、子ども・子育て支援法に基づいて実施する事業を重点事業（印で表示）とします。

### 基本施策1 地域における子育ての支援

安心して子どもを生み育て、子どもが心身共に健やかに成長するために、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援に努めるほか、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

また、ライフスタイルや働き方、子育てに関する価値観が多様化する中で、待機児童の解消や幼児期の教育・保育サービスに対する様々なニーズへの対応、経済的負担の軽減を図るなど、教育・保育サービスの提供体制を計画的に確保し、質の向上に努めていきます。

#### （1）地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めるとともに、その周知に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援拠点管理運営事業	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課
地域子育てひろば事業	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課
一時預かり事業	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課
ファミリー・サポート・センター運営事業	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課
病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)	病氣中又は病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。	保育課
養育支援家庭訪問事業	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子育て政策課
母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子育て政策課

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	青少年課
放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
地域の見守り拠点づくり事業	地域の大人が地域の子どもの見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課
児童プラザ管理運営事業	子どもや保護者が楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課

## (2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを生き育てられる環境を整えるため、多様化する幼児期の教育・保育サービスの「量」の確保とあわせて、「質」の向上に対する支援をします。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業	家庭で保育することができない児童を保育所等で預かり、保育を行う。保育の必要量に対する受け皿の確保を図る。	保育課
延長保育促進事業	保護者の就労状態等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課
休日保育事業	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。今後、利用状況を見ながら実施園の拡大に努める。	保育課
乳児保育促進事業	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課
障がい児保育促進事業	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課
認可外保育施設への支援事業	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課
公立保育所運営管理事業	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた運営管理を行う。	保育課
民間保育所運営費補助事業	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課
公立保育所施設整備事業	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。	保育課
民間保育所等施設整備補助事業	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課
認定子ども園整備事業	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課
公立幼稚園教育推進事業	介助教諭の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上を図る。また、公立幼稚園のあり方について検討する。	教育指導課

私立幼稚園教育推進事業	園児の内科検診や教職員の資質向上を図るため、研修・研究活動を支援する。	教育指導課
病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)	病氣中又は病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。	保育課
一時預かり事業(再掲)	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を進め、子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育てマップ(ぴんたっこ)発行事業	子育て世帯に有用な情報を一冊にまとめ、配布する。	子育て政策課
ママパパ子育て知恵袋メール配信事業	妊婦や乳幼児を持つ親等を対象に、妊娠や出産・育児に関する情報をメールで提供し、不安の軽減を図る。	健康づくり課
子育て支援フェスティバル開催助成事業	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て政策課
母子訪問指導事業(再掲)	妊婦や乳幼児を持つ親等に育児相談会や家庭訪問などで、妊娠や育児に関する情報を伝える。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子育て政策課
情報発信支援事業	子どもに関連する地域の活動情報を集約し、地域に発信する取組を支援する。	青少年課

### (4) 子どもの健全育成

子どもたちが自ら育つ力を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、子ども同士で遊んだり、様々な学習・体験ができる子どもの居場所づくりや機会の提供を進めます。

事業名	事業内容	担当課
総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	スポーツ課
公園再整備事業	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行う。	みどり公園課
まちなかの公園整備事業	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	みどり公園課
児童遊園地管理補助事業	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	子育て政策課
子どもにやさしいまちづくり事業	地域社会全体で子どもの遊びや育成にかかわり、子ども自身が本来持つ力を発揮しながら社会の中で成長していける環境を整えていく。	子育て政策課

ウッドスタート事業	生まれた時から木のぬくもりに触れて育つ環境を提供するため、妊婦を対象に木のおもちゃづくり教室を開催する。	農政課
こゆるぎ広場の管理運営	「こゆるぎ広場」を通じて、乳幼児とその母親等に木と親しんでもらい、「木の文化の再醸成」を図る。	農政課
いこいの森バンガロー運営事業	いこいの森バンガローを通じて、木と親しんでもらい、「木の文化の再醸成」と「木のいえづくり」を推進する。	農政課
体験学習事業	学校や世代を超えた交流による自然体験や社会体験、生活体験などの体験学習の機会を提供する。	青少年課
指導者養成研修・派遣事業	青少年指導者を養成し、体験学習の充実を図る。	青少年課
子ども会支援事業	学区連合子ども会、市子ども会連絡協議会の様々な活動を支援する。	青少年課
地区健全育成組織支援事業	地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるために、地域の実態に即した活動を支援する。	青少年課
青少年育成推進員支援・活用事業	地域の指導者となり得る青少年育成推進員協議会が、青少年の非行防止及び健全育成のために行う活動を支援する。	青少年課
地域の見守り拠点づくり事業(再掲)	地域の大人が地域の子どもの見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	青少年課
放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課

#### (5) 幼児期の教育・保育にかかる経済的支援

子育て家庭に対し、各種の経済的な支援を進めます。

事業名	事業内容	担当課
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童に児童手当を支給する。	子育て政策課
就園就学支援事業	私立幼稚園就園のための費用、小中学校の学用品費や学校給食費等の援助等により、保護者の経済的負担の軽減を図る。	教育指導課

## 基本施策 2 子どもや母親の健康増進

子どもや母親の心身の健康を確保するために、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、支援体制の充実を図るとともに、子育てや、心や体の健康、食に関する正しい知識を普及・啓発していきます。

### (1) 妊産婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談指導を実施し、児童虐待の発生予防や事故の予防のための啓発等の取組を進め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査事業	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課
妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。	健康づくり課
母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課
育児相談事業	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等での出張相談を行う。また、保健センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課
母子訪問指導事業(再掲)	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子育て政策課

### (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、正しい知識の普及を図ります。

また、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、心のケアのための相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
保健推進事業	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	保健給食課
登校支援強化事業	不登校児童・生徒のための教育相談指導学級を運営する。また、中学校に不登校生徒訪問相談員及び校内支援室指導員を派遣する。	教育指導課
ハートカウンセラー相談員派遣事業	小学校に第三者的な相談員として「ハートカウンセラー」を派遣する。	教育指導課
教育相談事業	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課
青少年相談事業	ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子供、若者やその保護者からの相談に対応する。	青少年課
児童相談事業	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子育て政策課

### （３）食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

事業名	事業内容	担当課
食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食生活改善推進団体に食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	健康づくり課
農業体験事業	小学校、農家団体、農協等が連携し、農業の大切さへの理解を深めるため、子どもと保護者を対象に農業体験学習を実施する。	農政課
食育啓発事業	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実を図る。また、子どもと保護者を対象にした食育イベント等を開催する等啓発に努める。	保健給食課
魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課
ふれあい漁業推進事業	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	水産海浜課

#### (4) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療の充実・確保に努めます。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、小児医療費の助成制度の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
休日・夜間診療事業	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。	健康づくり課
小児深夜救急医療事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	健康づくり課
育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課
小児医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課

### 基本施策 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

#### (1) 次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を実感できるような取組を進めます。

また、次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を育むことができるように、基礎的な学力を身に付けさせるとともに、自ら考え判断し、表現する力を育みます。また、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりを進め、学校の教育環境の整備に努めます。

##### <次代の親の育成>

事業名	事業内容	担当課
保育体験学習事業	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	保育課

##### <子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備>

###### 確かな学力の向上

事業名	事業内容	担当課
外国語教育推進事業	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	教育指導課
日本語指導等協力者派遣	外国につながる児童生徒の生活・学習面の支援を行うことで、安心して学校生活を送ることができるようにする。	教育指導課
読書活動推進事業	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	教育指導課
少人数学級編制事業	小学校2年生で少人数学級編制を実施するとともに、小学校1・2年生の30人を超える学級のある学校にスタディ・サポート・スタッフを配置する。	教育指導課

###### 豊かな心の育成

事業名	事業内容	担当課
人権教育	児童生徒への人権尊重の精神の涵養を図る。	教育指導課
二宮尊徳学習事業	二宮尊徳翁の事績等を学習し、郷土の先人を愛する心を育て、自己の生き方の一助とする。	教育指導課

学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立学校等を対象にアウトリーチ活動を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拡げていきます。	文化政策課
-------------	--	-------

### 健やかな体の育成

事業名	事業内容	担当課
健康診断事業	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	保健給食課
ウォーキングタウン小田原・歩育推進事業	子どもたちの豊かな心や生きる力を育む「歩育」を推進する。	スポーツ課

### 信頼される学校づくり

事業名	事業内容	担当課
学校施設整備事業	学校施設の長寿命化・機能向上を含めた整備を行う。	教育総務課
教育環境質的向上事業	洋式トイレ、特別教室の空調設備、太陽光発電パネル、教室内部の木質化等の整備を行い、教育環境の質的向上を目指す。	教育総務課
教育ネットワークシステム整備事業	平成 25 年 11 月から稼働している新システムの円滑な運用を図ると共に、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を推進する。	教育総務課
学校施設安全対策事業	非構造部材の耐震化等、学校施設の安全に係る事業を行う。	教育総務課
学校災害給付事業	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行なう。	保健給食課
特色ある学校づくり推進事業（未来へつながる学校づくり推進事業）	子どもや教職員、保護者、地域の願いを生かし、小田原の良さを生かした特色ある学校づくりを推進する。	教育指導課

## （２）家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

学校、家庭、地域が連携・協力し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

また、子どもに対する悪影響が懸念される性や暴力等に関する有害情報については、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主規制措置を働きかける等、有害環境対策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
学校支援地域本部推進事業	学校支援地域本部を設置し、学校の教育活動の支援をするスクールボランティアを中心とする教育活動を推進する。	教育指導課
学生ボランティアの活用	教育活動を支援する学生を派遣し、教育活動の活性化を図る。	教育指導課

家庭教育学級事業	P T A や子育てサークル等で実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育講座等を行う。	生涯学習課
尊徳学習推進事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課
青少年環境浄化団体等支援事業	有害図書類の回収等の実施、青少年環境浄化推進委員協議会など関係機関と連携した活動を実施する。	青少年課
環境学習事業	市内の小学校を中心に、水源林の保全・再生活動(間伐体験など)を始め、地球温暖化、ごみの現状と取組やエネルギー問題など、様々なフィールドを活用した総合的な環境学習の取組を進める。	環境政策課
ふるさとの森づくり事業	水源地域での植林、下草刈り、枝打ち等の森林作業体験を実施する。	農政課

## 基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保、犯罪等の防止に配慮した環境設計、安全な道路交通環境を整備します。また、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化を進めるなど、子育て世帯が安心して外出できる環境を整えとともに、情報提供に努めます。

### (1) 良質な住宅の確保、良好な居住環境の確保

子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、市営住宅については、入居者の選考にあたり、子育て世帯が入居しやすくなるよう配慮します。

また、住宅市街地における子育て世帯の生活の利便性を確保するため、小田原市低炭素都市づくり計画等に基づき、交通結節点である駅周辺における都市機能や居住機能の集約化に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
街なか居住誘導事業	子育て世帯の生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺における街なか居住の誘導を図る。	都市政策課
市営住宅考査時の配慮	考査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課

### (2) 安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備・安全・安心まちづくりの推進

妊産婦や子ども、乳幼児連れの者等すべての人が安全に安心して通行できるよう、段差の解消等のバリアフリー化や交通安全施設の整備を進め、関係機関と連携を図りながら、安全な道路交通環境の整備を推進します。

また、乳幼児を連れて安心して外出できるよう、公共施設等においてベビーベッド、ベビーカー、授乳室の設置を整えとともに、情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
バリアフリーネットワーク事業	歩行者の安全確保を優先とし誰もが安心して歩けるネットワークづくりを推進する	道水路整備課
交通安全施設の充実	道路照明灯、防護柵、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	道水路整備課 (保健給食課)
市民生活道路の改良事業	狭あいな道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	道水路整備課
地域防犯灯整備事業	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、ESCO事業を導入し、LED防犯灯の整備と管理を行う。	地域安全課
自転車等放置防止対策事業	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対して指導啓発を行う。	地域安全課
こそだてにやさしいまなざし事業	乳幼児を連れて安心して外出ができるように、乳幼児を抱えた家庭にやさしいサービスを提供するお店や施設の紹介を行う。	子育て政策課

## 基本施策 5 仕事と子育てとの両立の推進

仕事と家庭生活の両立を推進し、安心して子育てができるように、企業への意識啓発、多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスを充実させていきます。

### (1) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

仕事と家庭生活を両立させるため、すべての人が多様な働き方を選択できるよう、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行います。

事業名	事業内容	担当課
労働教育事業	新しい時代に即応できるよう勤労者の知識の習得を図り、労働問題講演会を開催する。	産業政策課
起業家支援セミナー開催事業	新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、起業家応援セミナーを開催する。	産業政策課
女性の就業支援講座	女性の就業支援のため、就業に役立つスキルの向上を目指す講座の開催や情報の提供を行う。	人権・男女共同参画課

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るなど、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業(再掲)	家庭で保育することができない児童を保育所等で預かり、保育を行う。保育の必要量に対する受け皿の確保を図る。	保育課
延長保育促進事業(再掲)	保護者の就労状態等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課
休日保育事業(再掲)	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。今後、利用状況を見ながら実施園の拡大に努める。	保育課
乳児保育促進事業(再掲)	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課
障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障害のある児童の保育を行う。	保育課
認可外保育施設への支援事業(再掲)	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課
公立保育所運営管理事業(再掲)	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険などを含めた運営管理を行う。	保育課
民間保育所運営費補助事業(再掲)	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課
公立保育所施設整備事業(再掲)	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。	保育課

民間保育所等施設整備補助事業（再掲）	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課
認定子ども園整備事業（再掲）	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課
病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)（再掲）	病氣中又は病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。	保育課
一時預かり事業（再掲）	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課
ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）(再掲)	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	青少年課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
勤労者融資対策預託金事業	低金利で融資を受けることができるよう金融機関に資金を預託する。	産業政策課

## 基本施策 6 子ども等の安全確保

子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことがなく、安心して生活できる環境を整えます。地域社会全体で子どもを守るため、家庭、地域、学校、行政、関係機関が連携し、安全を確保するための取組や防犯対策を推進します。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、交通指導員、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進します。また、子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
地域防犯力強化事業	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	地域安全課
交通安全運動推進事業	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	地域安全課 (保健給食課)
交通安全団体活動費補助事業	小田原交通安全協会、小田原市交通安全母の会連絡協議会、小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	地域安全課
街頭指導活動等充実事業	青少年専任指導員が各地域の青少年育成推進員と連携して夜間指導等を実施する。	青少年課

### (2) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、きめ細かな対応の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
ハートカウンセラー相談員派遣事業(再掲)	小学校に第三者的な相談員として「ハートカウンセラー」を派遣する。	教育指導課
教育相談事業(再掲)	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課
青少年相談事業(再掲)	ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子供、若者やその保護者からの相談に対応する。	青少年課
児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子育て政策課

## 基本施策 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、支援を必要とする子どもや家庭に対し、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努めるため、訪問による支援・指導を拡大します。また、予防と適切な対応ができるように児童の相談体制、関係機関との連携体制を充実します。

事業名	事業内容	担当課
児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子育て政策課
母子訪問指導事業(再掲)	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子育て政策課
養育支援家庭訪問事業(再掲)	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子育て政策課

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭等への自立や就労の支援、児童に関する相談体制の充実など、子育てに困難を抱えている家庭への支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課
母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	子育て政策課

ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課
-----------------	---	--------

### (3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいに応じた、きめ細かい支援を行っていきます。また、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施します。地域の中で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課
障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課
子ども発達相談事業	臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。	障がい福祉課
障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。	障がい福祉課
心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がいをもつ児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課
育成医療給付事業(再掲)	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
支援教育推進事業	特別支援教育相談室の運営を行う。また、様々な課題を持つ児童・生徒に適切な指導を行うため、個別支援員を配置するほか、医師や臨床心理士等を学校に派遣し、助言・指導を行う。	教育指導課
母子健康教育事業(再掲)	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送れ、安全な出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課
妊婦健康診査事業(再掲)	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業(再掲)	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課

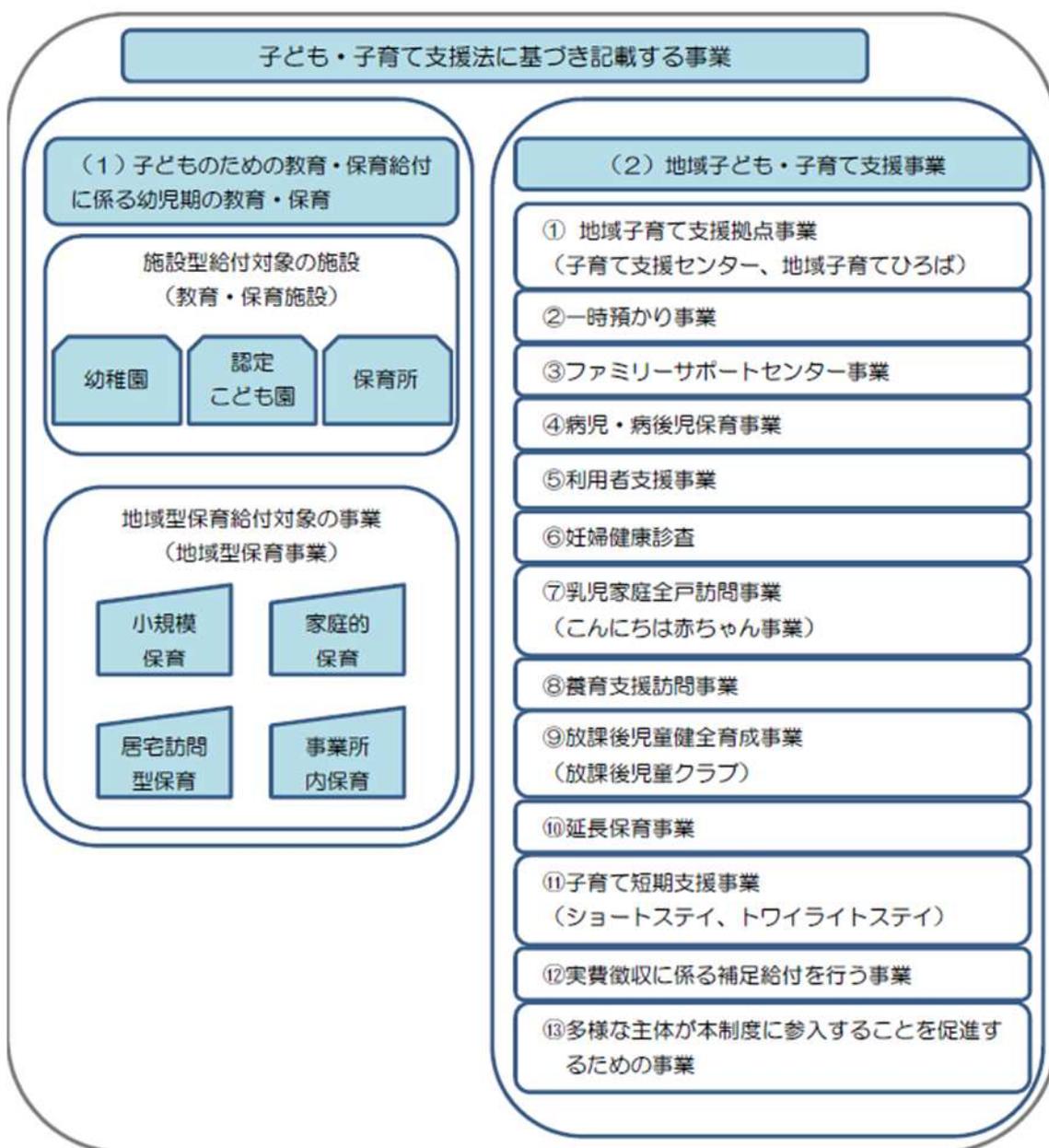
母子訪問指導事業(再掲)	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子育て政策課
育児相談事業（再掲）	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等での出張相談を行う。また、保健センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課
教育相談事業（再掲）	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課

## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

### 1. 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容

「第4章 施策の展開」で位置付けた事業のうち、子ども・子育て支援法に基づき定めなければならない具体的な実施計画として、「(1)子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」、「(2)地域子ども・子育て支援事業」などについて記載します。

これらについては、子育て世帯のニーズに基づく「量の見込み」と、それに対するサービスの提供量を「確保内容」として定めます。また、教育・保育については、子ども・子育て支援法に基づき、市内を4区域に分けて定めます。



### (1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

子どものための教育・保育給付は、子ども・子育て支援新制度の対象となり一定の基準を満たす幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等を利用するための給付制度です。保護者に対して直接現金を給付するのではなく、対象となる施設等が保護者に代わって給付を受領し、保護者に教育・保育を提供します。

幼稚園、保育所、認定こども園の「教育・保育施設」の利用に対する給付を「施設型給付」、小規模保育事業、家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の利用に対する給付を「地域型保育給付」といいます。

区分	施設・事業名	概要
施設型給付	幼稚園	3～5歳の子どもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。
	保育所	0～5歳までの、就労などにより保護者が保育できない子どもを対象に保育の提供を行う。就労時間等によって1日8時間までの短時間保育と11時間までの標準時間保育に分かれる。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、0～5歳までの保育の必要な子どもと3～5歳までの保育が必要でない子どもの両方を対象として、教育・保育の提供を行う。
地域型保育給付	小規模保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員6～19人の少人数の環境で保育を提供する。
	家庭的保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員5人以下で保育者の自宅等で保育を提供する。
	居宅訪問型保育事業	特別な対応が必要な子どもに対して、子どもの居宅等で保育者が1対1で保育を提供する。
	事業所内保育事業	病院や企業などが、従業員の子どもを預かるために運営する保育施設で、地域の保育の必要な子どもにも併せて保育を提供する。

施設型給付、地域型保育給付の利用を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は3区分に分かれています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。	保育所、認定こども園、地域型保育事業

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域の实情に応じて必要な子ども・子育て支援を行うため、子ども・子育て支援法においては、次にあげる事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられており、地域の实情に応じて必要な子ども・子育て支援を行っていきます。

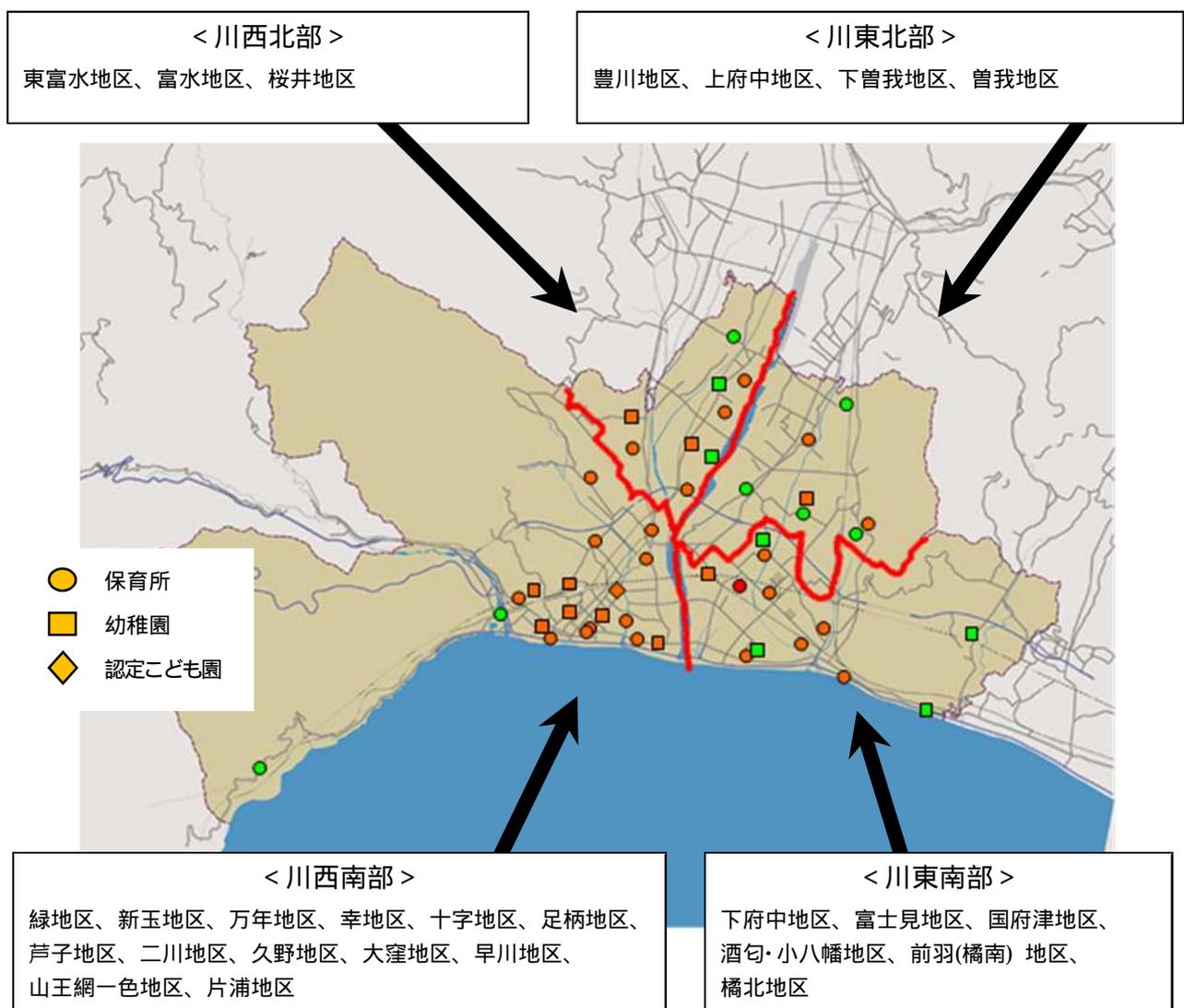
事業名	事業の概要
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、 地域子育てひろば)	未就園児の保護者同士の交流や、育児不安に対する相談、子育てに関する情報提供等ができる場を整備、運営する。
一時預かり事業	通院や冠婚葬祭、保護者の不定期の就労、リフレッシュ等の理由で、保育所や幼稚園等で子どもの一時的な預かりを行う。
ファミリー・サポート・センター事業	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人がそれぞれ会員となることで、相互に預かり等を行う。
病児・病後児保育事業	子どもが病気中や病気回復期にあって、集団保育や幼稚園での生活ができないときに、専任看護師を配置し医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う。
利用者支援事業	子育て世帯の身近な場所で、ニーズを踏まえながら子ども・子育て支援に関する情報提供を行う。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持増進を図り、安心して出産に臨めるよう健診を行う。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談に対する助言を行う。
養育支援訪問事業	保護者の養育支援が必要な家庭に対し、保育士等が訪問し指導・助言を行うことで、適切に養育ができるよう支援を行う。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後に指導員のもとで、健全に過ごせる場を提供する。
延長保育事業	保育所において、保護者の就労状況等に対応するため、通常の利用時間を超えて保育の提供を行う。
子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ)	保護者の疾病等により子どもの養育が困難な場合等に、夜間や宿泊による預かりを、児童養護施設等において実施する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部または一部の助成を行う。
多様な主体が参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための取組を行う。

## 2. 区域の設定

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、「量の見込み」、「確保内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動し、サービスを利用することができる区域を設定することとされています。

本市における区域の設定については、市の中央を流れる酒匂川により東西に分けることとし、さらに、幼稚園、保育所等の施設の配置状況や生活圏などを鑑みて、川西地区、川東地区をそれぞれ南北に分けて区域を設定しました。

この4つの区域ごとに教育・保育のニーズを把握し、確保内容の検討を行いました。



【区域内の概況】

区域	就学前児童数	就学児童数	対象世帯数	幼稚園施設数	保育所施設数 (分園を含む)	認定こども園 施設数
全市	9,562 人	9,751 人	12,433 世帯	16 か所	30 か所	1 か所
川西北部	2,140 人	2,120 人	2,752 世帯	4 か所	5 か所	
川東北部	1,430 人	1,435 人	1,817 世帯	1 か所	6 か所	
川西南部	3,084 人	3,085 人	4,001 世帯	6 か所	12 か所	1 か所
川東南部	2,908 人	3,111 人	3,863 世帯	5 か所	7 か所	

平成 26 年 10 月 1 日現在

【区域ごとの年齢別待機児童の状況】

区域	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
全市	2 人	7 人	3 人	6 人	0 人	1 人	19 人
川西北部	0 人	3 人	0 人	1 人	0 人	1 人	5 人
川東北部	2 人	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	5 人
川西南部	0 人	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	4 人
川東南部	0 人	1 人	1 人	3 人	0 人	0 人	4 人

平成 26 年 4 月 1 日現在

【計画期間における区域ごとの推計児童人口】

量の見込みと確保内容を設定するための基礎的な児童数として、コーホート変化率法により、過去の児童人口の実績に基づく「変化率」から将来人口の推計を行いました。

< 全市 >

単位：人

年齢区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	1,432	1,417	1,400	1,387	1,367
1 歳	1,478	1,463	1,447	1,430	1,417
2 歳	1,477	1,472	1,458	1,442	1,425
3 歳	1,459	1,464	1,459	1,445	1,429
4 歳	1,453	1,464	1,469	1,464	1,450
5 歳	1,510	1,451	1,462	1,467	1,462
6 ~ 11 歳	9,518	9,336	9,169	9,090	9,002

< 川西北部 >

年齢区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	355	351	347	343	338
1 歳	348	344	340	336	333
2 歳	344	343	340	336	332
3 歳	301	302	301	298	295
4 歳	318	320	321	320	317
5 歳	344	330	333	334	333
6 ~ 11 歳	2,060	2,018	1,981	1,966	1,949

< 川東北部 >

年齢区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	194	192	190	188	185
1 歳	201	199	197	194	193
2 歳	218	217	215	212	210
3 歳	219	219	219	217	214
4 歳	192	193	194	193	192
5 歳	209	200	202	203	202
6 ~ 11 歳	1,416	1,386	1,361	1,349	1,337

< 川西南部 >

年齢区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	444	439	434	431	425
1 歳	507	503	497	492	487
2 歳	448	446	442	438	432
3 歳	491	494	491	486	481
4 歳	478	482	484	482	477
5 歳	483	466	468	470	468
6 ~ 11 歳	2,974	2,921	2,869	2,844	2,815

< 川東南部 >

年齢区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	439	435	429	425	419
1 歳	422	417	413	408	404
2 歳	467	466	461	456	451
3 歳	448	449	448	444	439
4 歳	465	469	470	469	464
5 歳	474	455	459	460	459
6 ~ 11 歳	3,068	3,011	2,958	2,931	2,901

### 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

#### (1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

ニーズ調査に基づく利用希望と計画期間における推計児童数から、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を推計しました。この「量の見込み」に対し、教育・保育施設や地域型保育事業による保育の受け皿を「確保内容」として定め、計画の最終年次である平成31年度には、「量の見込み」に対して不足が生じないように取組を行います。

全市

単位：人

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
量の見込み	2,126	2,065	417	1,271	2,104	2,045	413	1,262	2,111	2,049	408	1,249	
確保内容	教育・保育施設	2,571	2,071	242	903	2,496	2,138	255	898	2,526	2,153	290	933
	地域型保育事業	0	0	27	57	0	0	58	124	0	0	81	161
	確保内容合計	2,571	2,071	269	960	2,496	2,138	313	1,022	2,526	2,153	371	1,094
過不足( - )	445	6	148	311	392	93	100	240	415	104	37	155	

	平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
量の見込み	2,103	2,043	403	1,235	2,087	2,027	399	1,222	
確保内容	教育・保育施設	2,421	2,213	310	968	2,421	2,218	319	1,064
	地域型保育事業	0	0	89	172	0	0	89	172
	確保内容合計	2,421	2,213	399	1,140	2,421	2,218	408	1,236
過不足( - )	318	170	4	95	334	191	9	14	

1号・・・3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する者

2号・・・3歳以上で、保育所等での保育を希望する者

3号・・・3歳未満で、保育所等での保育を希望する者

全市での、教育・保育のニーズに対する受け皿の確保の状況は、平成27年度時点での想定児童数から見ると、3～5歳の教育ニーズ(1号認定)が120.9%、3～5歳の保育ニーズ(2号認定)が100.3%、0歳の保育ニーズ(3号認定)が64.5%、1～2歳の保育ニーズ(3号認定)が75.5%となっており、0～2歳児の保育ニーズに対する受け皿の不足が見込まれます。

しかし、区域ごとにニーズと受け皿のバランスが違っているため、保育の環境整備については、区域ごとに課題と特徴をとらえた上で、整備を進めていきます。

なお、教育の環境整備については、幼稚園は、通園バスの運行等により区域をまたがった広域的な利用が一般的であることから、市全域で「量の見込み」に対する「確保内容」をとらえることとし、受け皿は充足しているものと見込みます。

**【計画期間における満3歳未満の保育利用率】**

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3 歳未満の推計児童人口	4,387 人	4,352 人	4,305 人	4,259 人	4,209 人
3 歳未満の利用定員の見込み	1,229 人	1,335 人	1,465 人	1,539 人	1,644 人
保育利用率 ( / )	28.0%	30.7%	34.0%	36.1%	39.1%

川西北部

単位：人

	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳	
量の見込み	571	333	99	270	565	329	98	268	566	330	97	265	
確保内容	教育・保育施設	610	323	44	148	580	353	44	148	610	368	49	153
	地域型保育事業	0	0	7	12	0	0	17	40	0	0	31	62
	確保内容合計	610	323	51	160	580	353	61	188	610	368	80	215
過不足（ - ）	39	10	48	110	15	24	37	80	44	38	17	50	

	平成 30 年度				平成 31 年度				
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳	
量の見込み	565	329	95	262	560	327	94	259	
確保内容	教育・保育施設	610	368	49	153	610	368	59	193
	地域型保育事業	0	0	39	73	0	0	39	73
	確保内容合計	610	368	88	226	610	368	98	266
過不足（ - ）	45	39	7	36	50	41	4	7	

川西北部は待機児童が多いことから、これまでも待機児童対策を進めてきた区域です。

保育所が 5 施設、幼稚園が 4 施設、認可外保育施設が 2 施設（うち 1 施設は平成 27 年度から認可保育所に移行予定）ありますが、平成 27 年度時点での想定児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 51.5%、1～2 歳児が 59.3%となっており、0 歳児を中心に 3 号認定の保育の受け皿の不足が見込まれます。

0～2 歳の保育ニーズに対応できる小規模保育事業等の地域型保育事業による確保のほか、認定こども園等の教育・保育施設の整備も含め、保育の受け皿の確保を進めていきます。

川東北部

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳
量の見込み		255	330	49	153	251	326	48	152	253	327	48	151
確保内容	教育・保育施設	175	325	33	122	175	325	33	122	175	325	38	132
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	7	12	0	0	7	12
	確保内容合計	175	325	33	122	175	325	40	134	175	325	45	144
過不足（ - ）		80	5	16	31	76	1	8	18	78	2	3	7

		平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳
量の見込み		251	326	47	148	250	324	47	147
確保内容	教育・保育施設	175	325	43	137	175	325	43	137
	地域型保育事業	0	0	7	12	0	0	7	12
	確保内容合計	175	325	50	149	175	325	50	149
過不足（ - ）		76	1	3	1	75	1	3	2

川東北部は、4 区域の中では児童数が最も少ない区域です（平成 27 年度の 0～5 歳の想定児童数は 1,233 人）。

保育所が 6 施設、幼稚園が 1 施設、認可外保育施設が 1 施設ありますが、平成 27 年度時点での想定児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 67.3%、1～2 歳児が 79.7%となっており、主に 0 歳児の保育の受け皿の不足が見込まれます。

既存の保育所の 3 号定員増など教育・保育施設における対応を中心に、小規模保育事業等の地域型保育事業による確保も含め、保育の受け皿の確保を進めていきます。

なお、1 号定員について不足が見込まれますが、幼稚園のニーズについては、通園バスの利用により他の区域の施設を利用している世帯も多くいることから、充足しているものと見込みます。

## 川西南部

単位：人

	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳	
量の見込み	612	789	132	461	607	783	131	458	608	784	129	453	
確保内容	教育・保育施設	893	943	106	416	908	920	119	411	908	905	134	411
	地域型保育事業	0	0	3	8	0	0	3	8	0	0	5	11
	確保内容合計	893	943	109	424	908	920	122	419	908	905	139	422
過不足（ - ）	281	154	23	37	301	137	9	39	300	121	10	31	

	平成 30 年度				平成 31 年度				
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳	
量の見込み	606	781	128	449	601	774	127	444	
確保内容	教育・保育施設	908	905	134	411	908	890	123	437
	地域型保育事業	0	0	5	11	0	0	5	11
	確保内容合計	908	905	139	422	908	890	128	448
過不足（ - ）	302	124	11	27	307	116	1	4	

川西南部は、4 区域の中では想定児童数が最も多い区域です（平成 27 年度の 0～5 歳の想定児童数は 2,851 人）。

保育所が 12 施設（うち 1 施設は休園中）、幼稚園が 6 施設、認定こども園が 1 施設、認可外保育施設が 6 施設（うち 1 施設は平成 27 年度から小規模保育事業に移行予定）あり、施設数も最も多くなっています。

平成 27 年度時点での想定児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 82.6%、1～2 歳児が 92.0%となっています。

区域内の 2 号の保育定員には余裕が見込まれるので、保育所内の年齢間の定員を見直すことによりニーズに対応していきます。なお、区域内にある片浦地区には保育所が 1 園ありますが、平成 25 年度から休園しており、今後については、保育所に比べて小規模な保育機能である地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）によりニーズに対応していくことを検討していきます。

川東南部

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳
量の見込み		688	613	137	387	681	607	136	384	684	608	134	380
確保内容	教育・保育施設	893	480	59	217	833	540	59	217	833	555	69	237
	地域型保育事業	0	0	17	37	0	0	31	64	0	0	38	76
	確保内容合計	893	480	76	254	833	540	90	281	833	555	107	313
過不足（ - ）		205	133	61	133	152	67	46	103	149	53	27	67

		平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳
量の見込み		681	607	133	376	676	602	131	372
確保内容	教育・保育施設	728	615	84	267	728	635	94	297
	地域型保育事業	0	0	38	76	0	0	38	76
	確保内容合計	728	615	122	343	728	635	132	373
過不足（ - ）		47	8	11	33	52	33	1	1

川東南部は、待機児童が多かったことから、待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

保育所が 7 施設（うち 1 施設は分園）、幼稚園が 5 施設、認可外保育施設が 6 施設（うち 2 施設は平成 27 年度から認可保育所に、1 施設は小規模保育事業に移行予定）ありますが、平成 27 年度時点での想定児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 55.5%、1~2 歳児が 65.6%、さらには 3~5 歳についても 78.3%と、0 歳児を中心にすべての年齢において保育の受け皿の不足が見込まれます。

0~2 歳の保育ニーズに対応できる小規模保育事業等の地域型保育事業による確保のほか、比較的定員に余裕のある幼稚園から認定こども園への移行促進、認可保育所の定員増など、様々な方策を活用しながら、保育の受け皿の確保を進めていきます。なお、区域内にある橘地区には、保育所がないことから、公立幼稚園の認定こども園への移行により、保育機能の確保を図ることを検討していきます。

## (2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、質の高い教育・保育を提供していくことが重要であるとされています。

そのための方策の一つとして、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容等について、次のように定めます。

### 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで、保護者の就労状況や世帯のニーズに柔軟に対応して子どもを受け入れられることから、新制度において普及促進を図ろうとしている施設です。

認定こども園は、その施設の特性から、教育と保育を一体的に提供できる施設として期待されるほか、定員に余裕のある幼稚園からの移行など、保育ニーズに対する受け皿の整備という点でも有効であるととらえています。本市においては保育環境整備の方策の一つとして、区域内の保育ニーズの充足の状況などに照らしながら、既存施設からの移行調整を働きかけるなど、普及に向けた取組を進めていきます。

### 幼稚園教諭と保育士の合同研修等の充実について

幼稚園、保育所における発達障がいを持つ子どもに対する支援を目的とした「早期発達支援事業」の一環として、民間を含めた幼稚園教諭、保育士を対象とした発達障がいに関する講習会を年4回開催しています。この研修は、保育者の知識理解や支援スキルの向上のため、幼稚園と保育所共通のテーマを通じた有効な研修機会となっています。

今後もこのような研修の機会を増やし充実を図っていきます。

### 幼稚園、保育所、小学校の連携について

幼稚園、保育所、小学校の職員代表による「共同研究事業」により小学校入学時のスムーズな入学に向けた課題研究に取り組むとともに、中学校区単位での情報交換を定期的に行うなど、幼・保・小の連携の充実に努めています。また、保育の必要がある子どもが、円滑に小学校生活が始めるよう、就学前健診の際に放課後児童クラブの情報提供を行っており、今後も取組みの充実に努めていきます。

### 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

小規模保育事業などの地域型保育事業は、0～2歳児を対象にした保育事業であることから、3歳以降の受け皿となる幼稚園や保育所との連携構築が重要です。施設、事業者双方への情報提供に努め、必要により市が調整を行うなど、連携を図りやすい体制づくりを行っていきます。

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

##### (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（利用人数／年）		53,572	53,145	52,569	52,010	51,398
確保内容 （箇所数）	子育て支援センター	4	4	4	4	4
	地域子育てひろば	23	23	23	23	23

本市における地域子育て支援拠点事業には、子育て世帯の育児負担の軽減を目的として親子の友だちづくりや相談ができる場として市内 4 か所に整備している「子育て支援センター」と、地域における子育て支援機能として地区民生委員児童委員協議会などにより運営されている「地域子育てひろば」があります。

量の見込みは、対象年齢児童数の減少と 3 歳未満の保育所等での保育の確保量の増加から、減少すると見込みましたが、事業内容の充実を図っていきます。

##### (2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （利用人数／年）	保育の必要性がある 世帯による利用	25,116	25,011	25,011	24,907	24,697
	上記以外の世帯による 利用	16,160	16,002	16,042	15,992	15,866
確保内容（人数／年）		21,000	26,000	31,000	36,000	41,000

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業は、通常の幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて預かりを行う事業ですが、量の見込みについては、保護者が就労しているなど、保育の必要性があるものの幼稚園を利用している世帯によるニーズと、それ以外の、臨時的な用事などを理由とするニーズを分けて見込んでいます。対応する職員配置など、幼稚園における預かりの体制整備を促すことで対応をしていきます。

( 3 ) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業  
(トワイライトステイ)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ( 利用人数 / 年 )		4,974	4,931	4,900	4,861	4,810
確保内容 ( 利用人数 )	一時預かり事業	2,710	2,740	2,740	2,740	2,740
	ファミリー・サポート・センター	2,130	2,150	2,160	2,160	2,160
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

保育の必要性などの要件にかかわらず、様々な理由から臨時的に発生する子どもの預かりニーズについては、保育所における子育て支援の一つとして実施する「一時預かり事業」、一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」において対応を行います。

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は、夜間に子どもの保育を行うことができない場合に、児童養護施設等で預かりを行う事業ですが、本市においては未実施であるため、確保内容に設定を行いません。

( 4 ) 病児・病後児保育事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ( 利用人数 / 年 )		2,963	2,937	2,925	2,906	2,877
確保内容 ( 人数 / 年 )	病児・病後児保育事業	3,136	3,136	3,136	3,136	3,136
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児対応型)	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業は、子どもが病気や病気からの回復期にあつて、家庭で保育ができないときに、専任看護師を配置し、医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う事業です。本市には病児保育室が 1 か所、病後児保育室が 2 か所あり、量の見込みに十分対応できる体制が確保されています。

### (5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（利用人数／年）	2,416	2,416	2,416	2,416	2,416
確保内容（人数／年）	1,820	1,970	2,120	2,270	2,420

一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」は、小学生の預かりも対象としています。放課後児童クラブが終了した後の預かりや、学校から習い事に向かう際の送迎などが主なニーズとして見込まれますが、ニーズに即した対応ができるよう支援者の体制整備を進めていきます。

### (6) 利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（箇所数）	4	4	4	4	4
確保内容（箇所数）	4	4	4	4	4

利用者支援事業は、就学前の子育て世帯が、幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを使う上で、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、子育て世帯からの相談に対応し、情報提供などの適切な支援を行う事業です。本市では子育て支援センターにおいて、施設やサービスに関する情報収集と合わせて相談事業や情報提供の一環で支援事業を行っていることから、引き続き4か所の子育て支援センターにおいて利用者支援事業を行っていきます。

## (7) 妊婦に対する健康診査

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象人数	1,460	1,445	1,428	1,415	1,394
	健診回数	16,498	16,329	16,136	15,990	15,752
確保内容	実施場所	妊婦健診が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関</li> <li>・直接委託契約している医療機関や助産院</li> <li>・その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応</li> </ul>				
	検査項目	国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる				
	実施時期	妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				

妊婦健康診査は、厚生労働省の示す「標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について」に基づき、医師や助産師が実施することになっており、本市では妊娠初期から出産に至る健診について必要な回数分の費用補助(最大 14 回)が確保されています。

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)		1,432	1,417	1,400	1,387	1,367
確保内容	実施体制(人)	34	34	34	34	34
	実施機関	市	市	市	市	市
	委託団体等	—	—	—	—	—

乳児の健全育成を図るため、生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

### ( 9 ) 養育支援訪問事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)		19	19	19	19	19
確保内容	実施体制(人)	—	—	—	—	—
	実施機関	市	市	市	市	市
	委託団体等	2 団体				

児童の適切な養育環境を確保するため、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、訪問による家事及び育児等の支援を実施する事業です。量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

### ( 10 ) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)		1,354	1,427	1,437	1,451	1,461
確保内容	登録児童数(人)	1,354	1,427	1,437	1,451	1,461
	定員数(人)	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
	クラブ数	37	37	37	37	37
	実施場所(箇所数)	24	24	24	24	24
	指導員配置数(人)	104	106	106	106	106

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、生活や遊びの場を提供し、適切な支援を行う事業です。本市では、24校の市立小学校の施設内に放課後児童クラブを設置しています。ニーズに即した受入れが可能となるよう指導員の確保など体制整備を進めていきます。

また、国の示す「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向けて、地域の実情を踏まえながら、子ども青少年部と教育委員会とが連携して実施体制や内容などを検討し進めていきます。

### ( 1 1 ) 延長保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（利用人数 / 年）	1,220	1,210	1,205	1,197	1,185
確保内容（箇所数）	25	25	25	25	25

保育所において、保護者が急な残業などにより、就労時間等に応じて認定された保育時間を超えての利用が必要な場合に、保育の提供を行う事業です。現状で市内保育所の 83% に当たる 25 か所で延長保育を実施しています。

### ( 1 2 ) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（利用人数 / 年）	43	42	42	42	42
確保内容（人数 / 年）	0	0	0	0	0

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。現在、養育が困難である児童の保護については、児童相談所の一時保護により対応しています。引き続き、市民ニーズに注視するほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育ニーズに対応する他のサービスの整備状況や運用状況とも整合を図りながら本事業のあり方について検討します。

### ( 1 3 ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部または一部を助成する事業です。今後、事業の細部が示される中で検討をしていきます。

### ( 1 4 ) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。今後、事業の細部が示される中で検討をしていきます。

## 5. その他の記載事項

子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて定めるよう努めることとされた事項について、次のように定めます。

### (1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項

産休・育休明けの希望する時期に保育を受けることができるよう、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業の整備を進めていくとともに、休業中の保護者に対する必要な情報提供に努めていきます。

### (2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

「児童虐待防止対策の充実」、「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」、「障がい児施策の充実」に関して、神奈川県が実施する施策や関係機関との連携を密に図りながら進めていきます。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と家庭生活・子育てを両立させるため、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行うとともに、多様な働き方に対応した保育サービス、子育て支援サービスを充実させていきます。

## 第6章 計画の推進

---

### 1. 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、子ども青少年部を中心として、庁内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育所をはじめとする教育・保育事業者、地域等において、子ども・子育て支援に携わっている関係者、各関係機関等と連携を強め、総合的な取組を進めます。

### 2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、子ども青少年部で行うとともに、「小田原市子ども・子育て会議」を定期的で開催し、実施状況の報告を行います。

### 3. 実施状況の点検・評価

「小田原市子ども・子育て会議」からの意見聴取を行いながら、計画全体の実施状況の点検・評価を行います。

また、計画期間内においても、国の制度改正、社会状況の変化、ニーズや事業者の意向の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを行います。

### 4. 実施状況の公表

本計画の実施状況や点検・評価の結果、計画の修正の内容等については、広報紙や市のホームページ等で公表を行います。



資 料 編

## 1. 小田原市子ども・子育て会議の設置

### (1) 小田原市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関する必要な事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育てに関する必要な事項

(委員)

**第3条** 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (4) 公募市民
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある

者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 子ども・子育て会議の事務は、子ども青少年部子育て政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 小田原市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	団体名等	役職等	備考
1	宮川萬寿美	小田原短期大学	保育学科准教授	会長
2	松原宣孝	小田原市保育会	小田原市保育会会長 (西大友保育園園長)	副会長
3	遠藤徳之	小田原医師会	理事	
4	小関ひとみ	公立幼稚園園長会	矢作幼稚園長	
5	柏木麻利	幼稚園保護者代表		
6	加茂圭子	公募市民		
7	川向由起子	小田原市民生委員児童委員協議会	児童部会委員(主任児童委員)	
8	川本桂子	子育て支援センター運営事業者		
9	児島真由美	公募市民		
10	坂本貴行	小田原市保育所保護者会連絡協議会		
11	佐藤恵美	認可外保育施設代表	育みの家カンガルー園長	
12	島田文子	放課後児童クラブ関係者	放課後児童クラブ指導員	
13	高橋文明	小田原児童相談所	小田原児童相談所長	
14	田中 誠	小田原市小学校長会	下曾我小学校長	
15	古川剛士	小田原箱根商工会議所	(株)古川代表取締役社長	
16	松本浩	小田原市PTA連絡協議会		
17	武藤保之	小田原私立幼稚園協会	小田原私立幼稚園協会副会長 (友愛幼稚園園長)	

田中委員の任期は平成26年4月1日から平成27年3月31日

平成25年4月1日から平成26年3月31日は小宮孝俊委員(曾我小学校長)

## 2. 計画策定の経緯

年月日	事項・内容	
平成 25 年 7 月 22 日	平成 25 年度第 1 回小田原市子ども・子育て会議	委嘱状交付 会長及び副会長の選出について 子ども・子育て支援新制度の概要について 子ども・子育て会議の役割について 区域分けについて 次世代育成支援対策行動計画・後期計画の実施状況について
平成 25 年 10 月 8 日	平成 25 年度第 2 回小田原市子ども・子育て会議	国での検討の進捗状況 ニーズ調査票について
平成 25 年 11 月 20 日から 平成 25 年 12 月 6 日	小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査実施	市内の未就学児のいる世帯、小学校 1～3 年生のいる世帯を対象に調査を実施
平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年度第 3 回小田原市子ども・子育て会議	ニーズ調査の単純集計結果報告
平成 26 年 3 月 26 日	平成 25 年度第 4 回小田原市子ども・子育て会議	現状の教育・保育施設について 「量の見込み」について
平成 26 年 6 月 16 日	平成 26 年度第 1 回小田原市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について 子ども・子育て支援新制度施行に伴う条例等の制定について 次世代育成支援対策行動計画・後期計画の実施状況について
平成 26 年 8 月 27 日	平成 26 年度第 2 回小田原市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」について 小田原市子ども・子育て支援事業計画構成（案）について 公立幼稚園について
平成 26 年 11 月 14 日	平成 26 年度第 3 回小田原市子ども・子育て会議	小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）について 給付対象施設の利用定員について
平成 26 年 12 月 4 日	厚生文教常任委員会	小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）について報告
平成 26 年 12 月 10 日から 平成 27 年 1 月 8 日	事業計画（案）に対する意見公募の実施	小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）を市民に公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施

平成 27 年 1 月 15 日	神奈川県への法定協議	子ども・子育て支援法に基づき、神奈川県へ小田原市子ども・子育て支援事業計画（案）の法定協議を実施
平成 27 年 2 月 9 日	平成 26 年度第 4 回小田原市子ども・子育て会議	小田原市子ども・子育て支援事業計画（案）について パブリックコメントの実施結果について

### 3. ニーズ調査票(未就学児調査)

#### 事業内容と利用料

※利用料は現時点でのものであり、平成27年4月4日から子ども・子育て支援新制度により、施設、事業によっては変更されるものがあります。

名称	事業の内容と利用料	問い合わせ先
幼稚園	幼稚園は学校教育法に定められた「学校」で、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その身の発達を助長することを目的とした施設です。 多くは満3歳から就学前まで、通常1日4時間の幼児教育を行っています。市内には公立6園、私立10園があります。 ■利用料等 公立幼稚園 入園料 4,500円 保育料月額8,500円 園により学区が定められています。 私立幼稚園 入園料 100,000円 保育料月額19,000円～32,000円 市内では、世帯の所得に応じて、保育料負担を軽減するための就園奨励費補助事業を行っています。	問い合わせ先 教育指導課 電話 33-1682
幼稚園の預かり保育	幼稚園で、通常の就園時間を延長して、在園児を預かるサービスです。利用料は園ごとに異なります。	教育指導課 電話 33-1682
認可保育所	保育所は児童福祉法に定められた「児童福祉施設」で、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とした施設です。認可基準に適合するものとして県の認可を受け、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。市内には、公立8園、私立23園(うち1園は認定こども園)があります。 ■利用料等 公立、私立ともに保育料月額0円～56,000円 利用料は世帯とお子さんの年齢により決まります。 延長保育には別途料金がかかります。 ※平成27年4月4日から子ども・子育て支援新制度においては、保育所を利用するための要件が緩和されることが検討されています。 例：短時間のパート勤務、起業のための準備等	保育課 電話 33-1451
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を有した施設です。市内には、私立1園があります。 ■利用料等 保育所機能部分は、保育料月額0円～58,000円。市の保育料に準じており、世帯の所得とお子さんの年齢により決まります。 幼稚園機能部分は、月額25,000円です。	保育課 電話 33-1451
小規模保育施設	平成27年4月4日から開始が予定されている子ども・子育て支援新制度で創設される制度で、認可基準に適合した施設で市が認可する定員6人から19人の小規模な施設です。 ■利用料等 現在園で検討が行われていますが、世帯の所得率によって決める予定です。 いわゆる保育ママと呼ばれる、保育者の家庭等でお子さんを預かるサービスです。現在、市内には、5施設があります。	保育課 電話 33-1451
家庭内保育	企業や病院において、事業所のお子さんを預かる施設です。現在、市内には、5施設があります。	保育課 電話 33-1451
事業所内保育施設	保育所の面積や開所時間など一定の基準を満たした施設を市が認定し、市が県と協働して助成している施設です。現在、市内では6施設が認定を受けています。 ■利用料等 月額58,000円を上限として、各施設が定めています。 ※平成27年4月4日から子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育施設や認可保育所に移行することが認定されています。	保育課 電話 33-1451

#### 小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査ご協力をお願い

##### <未就学児調査>

市民の皆様には、日ごろから、小田原市政にご協力いただきありがとうございます。  
平成24年8月に成立した「子ども子育て支援法」により、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度からスタートする予定です。

新しい制度では、各自治体ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、計画を策定するにあたっては、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握することとなっております。

そこで、本市では11月1日現在で、市内にお住まいの小学校就学前の児童(平成19年4月2日以降に生まれた児童)の中から無作為に抽出した約7,500名のお子さんを対象に調査を実施させていただくことといたしました。

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定されたり、調査の目的以外に使用されたりすることは一切ございません。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、平成25年12月6日(金)まで、同封の封筒(切手不要)に入れて、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、小田原市から株式会社名豊に委託して実施しております。

平成25年11月

小田原市

##### 【ご記入に当たってのお願い】

- このアンケートはあて名に記載されているお子さんについて、保護者の方が、ご記入ください。なお、記入の終わった別紙アンケート用紙(ホチキス止め)のみ、同封の封筒でご返送ください。
- ご記入は、黒または青のボールペン、濃い鉛筆等をご使用ください。
- 本調査における施設や事業の内容については、裏面の事業内容と利用料をご覧ください。

このアンケートに関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

小田原市子ども青少年子育て政策課  
子育て支援新制度準備係 担当 深井  
電話 0465-33-1642  
FAX 0465-33-1456

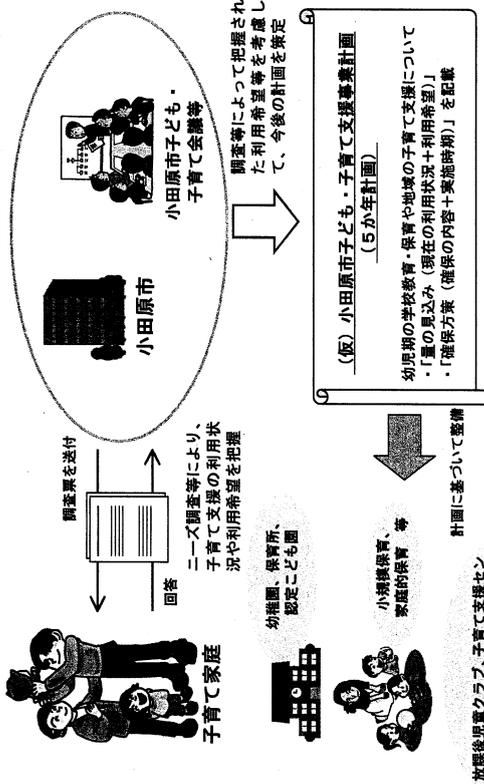
その他の認可 外保育施設 居宅訪問型保 育	認可や認定を受けていない保育施設等です。現在、市内には、4施設があります。利用料は年単位で利用時間などにより各施設により異なります。 ベビーママのようにより、保育者が対象児童の家庭内で保育する事業です。	保育課 電話 33-1451
ファミリア・サポ ートセンター	地域住民による会員相互の子どもの預かりサービスで、保護者の病氣や介護等の事情で一時保育や、保育園・幼稚園・小学校等の送迎、保育施設の時短外の保育等に利用できます。 ファミリア・サポートセンター事務局 電話 35-0053	保育課 電話 33-1451
子育て支援セン ター	子育て中の親子が自由に遊べる「子育てひろば」の開催や、子育ての不安や疑問の相談、子育てに関する講座の実施をしています。現在、市内4箇所で実施しています。 子育て支援センター 電話 33-1874	子育て政策課 電話 33-1874
地域子育て広 場	地区民生委員協議会協議会などが主体となって、未就園の親子の交流や情報交換の場を、公民館など身近な通いやすい場所で開設しています。現在、市内22箇所で実施しています。	子育て政策課 電話 33-1874
病児・病後児保 育	病児保育…当面産休の急変はみられないものの、病気の回復期にはなく集団保育が困難な期間に、専用スペース等においてお預かりするサービスです。 病後児保育…病氣からの回復期にはあるものの、集団保育が困難な期間に、専用スペース等でお預かりするサービスです。病氣回復期かどうかは、医師の診断によります。 現在市内には、病児保育の実施施設はありませんが、病後児保育を2施設で実施しています。	保育課 電話 33-1451
一時預かり	認可保育所において、保護者の通院など様々な理由から一時的に家庭で保育できない場合に、お子様をお預かりしています。現在、市内の10園で実施しています。利用料は園によって異なります。	保育課 電話 33-1451
放課後子ども教 室	放課後と週末に、小学校や公民館で勉強、スポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動などを体験する施設です。この事業は地域の方々の協力を得て実施するもので、現在、小規模特設校舎を設けている片浦小学校のみ実施しています。 〔小規模特設校舎とは…小規模ならではのきめ細かい指導や地域と連携した特色ある教育活動を実施する学校〕	教育総務課 電話 33-1871
放課後児童クラ ブ	保護者が就労等により民間家庭にいない場合に、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。	青少年課 電話 33-1723
こんには赤ちゃん 事業	月額7,000円、その他おやつ代、傷害保険料などがかかります。 生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や育児相談などを行います。	子育て政策課 電話 33-1873
子育てマップ (びんたっこ)発 行事業	市内の遊び場マップや保育園情報など、子育て世帯に有用な情報を一冊にまとめ、子育て支援センター、妊婦届の窓口、こんには赤ちゃん事業の訪問時などを通じて配布する事業です。	子育て政策課 電話 33-1874
ママパパ子育て 知恵メール配信 事業	妊婦や乳幼児を持つ親等を対象に、妊娠や出産・育児に関する情報をメールで提供し、不安の軽減を図る事業です。	健康づくり課 電話 47-0820
育児相談事業	保健センター等での定例育児相談や地区公民館等での出張相談、保健センターでの電話や来所による相談を実施する事業です。	健康づくり課 電話 47-0820
母子健康教育 事業(ママパパ 学級など)	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れる、安全な出産が迎えられるようママパパ学級を行ったり、乳幼児を待つ親を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児や安心の軽減を図るための教室を実施する事業です。	健康づくり課 電話 47-0820
地域育児センタ ー事業	市内11ヶ所の保育所で行っている子育て支援事業で、しつけ、健康管理などの「育児相談」や「育児情報提供」、「子育て世帯同士の交流」などを行っています	保育課 電話 33-1451

ご回答いただくに当りお読みください

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づいて、平成27年度から新しい子ども・子育て支援の制度(子ども・子育て支援新制度)がスタートする予定です。子ども・子育て支援新制度のもと、小田原市では、質の高い幼児期の学校教育や保育、子育て支援事業の提供体制の整備などを計画的に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握することになっており、今回の調査は、市民の皆様への教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。なお、ここでご回答いただいた内容(施設や事業の利用希望等)は、ご回答いただいた世帯の今後の施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。また、ご回答いただいた内容は、調査の目的以外に使用することは一切ありません。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実にかかせません



それぞれの設問をお読みになり、回答をご記入ください。数字でお答えいただける設問については、回答欄の□の中に数字をご記入ください。(一つの枠に一字でご記入ください。)

**お住まいの地域についてうかがいます。**

問1 お住まいの地区の郵便番号を記入してください。

郵便番号 □□□□-□□□□□□

※郵便番号は、回答を地域ごとに集計し、地域ごとの特徴的なニーズを把握するために利用します。個人が特定されることはありません。

**封筒のあて名のお子さんとご家族の状況についてうかがいます。**

問2 あて名のお子さんの生年月月を記入してください。

平成 □□年 □□月 平成 □□年 □□月 生まれ

問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含むた人数を記入してください。また、お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月を記入してください。

きょうだい数 □人 末子の生年月月 平成 □□年 □□月 生まれ

問4 この調査票に回答いただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ( )

問5 この調査票に回答いただいた方の方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者がいない

問6 あて名のお子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他 ( )

**子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。**

問7 日頃、あて名のお子さんをおもてらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にのみてらえる ⇒ 問7-1へ  
 2. 緊急時や用事の際には祖父母等の親族にのみてらえる  
 3. 日常的に子どもをおもてらえる友人・知人がいる ⇒ 問7-2へ  
 4. 緊急時や用事の際には子どもをおもてらえる友人・知人がいる  
 5. いずれもない ⇒ 問8へ

問7-1 問7で「1」または「2」に○をつけた方についてうかがいます。祖父母等にお子さんをみてもらうことについて、どのように感じていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 祖父母等には、特に心配することなく、安心して子どもをみてもらえる  
 2. 祖父母等の身体的負担が大きいく心配である ⇒ 問8へ  
 3. 祖父母等の時間的制約や精神的な負担が大きいく心配である  
 4. 負担をかけていることが悲しい  
 5. 子どもの教育や発達にとつてふさわしい環境であるが、少し不安がある  
 6. その他 ( )

問7-2 問7で「3」または「4」に○をつけた方についてうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらうことについて、どのように感じていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 友人・知人には、特に心配することなく、安心して子どもをみてもらえる  
 2. 友人・知人の身体的負担が大きいく心配である ⇒ 問8へ  
 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きいく心配である  
 4. 負担をかけていることが悲しい  
 5. 子どもの教育や発達にとつてふさわしい環境であるが、少し不安がある  
 6. その他 ( )

問8 あて名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありませんか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. いる/ある ⇒ 問9-1へ 2. いない/ない ⇒ 問9-2へ

問9-1 問9で「1」いる/あるに○をつけた方についてうかがいます。お子さんの子育てに際して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 祖父母等の親族 2. 友人や知人  
 3. 近所の人 4. 子育て支援センター、地域子育てひろば  
 5. 保健センター 6. 保育士  
 7. 幼稚園教諭 8. 民生委員・主任児童委員  
 9. かかりつけの医師 10. 市の子育て関連窓口や相談機関  
 11. インターネットを通じてつながり 12. その他 ( )

問8-2 問8で「2. いない/ない」に○をつけた方に向かいます。気軽に相談できる人がいない(場所がない)のはどうですか、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 近所に知り合いがいらない  
 2. 相談することには抵抗感がある  
 3. 相談できる施設や人がわからず  
 4. その他 ( )

**あて名のお子さんの保護者の就業状況についてうかがいます。**

※この設問でいう、「フルタイム」とは1週5日程度・1日8時間程度の就業、「パート・アルバイト等」とは「フルタイム」以外の就業を指します。

問9 あて名のお子さんの保護者の現在の就業状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は(1)は記入不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイムで就業しており、産休・育休・介護休業中ではない  
 2. フルタイムで就業しているが、産休・育休・介護休業中である  
 3. パート・アルバイト等で就業しており、産休・育休・介護休業中ではない  
 4. パート・アルバイト等で就業しているが、産休・育休・介護休業中である  
 5. 以前は就業していたが、現在は就業していない  
 6. これまで就業したことがない

⇒ (1) -1へ  
 ⇒ (2)へ

(1) -1 (1)で「1.」～「4.」に○をつけた方に向かいます。1週当たりの「就業日数」、1日当たりの「就業時間(就業時間を含む)」を記入してください。

(日数や時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。)

1週当たり 日 時間  
 1日当たり 日 時間

(1) -2 (1)で「1.」～「4.」に○をつけた方に向かいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。

(時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。)

家を出る時刻 時 分  
 帰宅時刻 時 分

※ 時刻は24時間制で記入してください

(2) 父親 【父子家庭の場合は(2)は記入不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイムで就業しており、産休・介護休業中ではない  
 2. フルタイムで就業しているが、産休・介護休業中である  
 3. パート・アルバイト等で就業しており、産休・介護休業中ではない  
 4. パート・アルバイト等で就業しているが、産休・介護休業中である  
 5. 以前は就業していたが、現在は就業していない  
 6. これまで就業したことがない

⇒ (2) -1へ  
 ⇒ 問11へ

(2) -1 (2)で「1.」～「4.」に○をつけた方に向かいます。1週当たりの「就業日数」、1日当たりの「就業時間(就業時間を含む)」を記入してください。

(日数や時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。)

1週当たり 日 時間  
 1日当たり 日 時間

(2) -2 (2)で「1.」～「4.」に○をつけた方に向かいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。

(時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。)

家を出る時刻 時 分  
 帰宅時刻 時 分

※ 時刻は24時間制で記入してください

問10 問9の(1)または(2)で「3.」「4.」(パート・アルバイト等で就業)に○をつけた方に向かいます。(該当しない方は、問11へお進みください。)

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある  
 2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない  
 3. パート・アルバイト等の就業を続けることを希望  
 4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある  
 2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない  
 3. パート・アルバイト等の就業を続けることを希望  
 4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

問11 問9の(1)または(2)で「5.」「6.」(就業していない)に○をつけた方に向かいます。(該当しない方は、問12へお進みください。)

就業したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号をそれぞれ1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就業の予定はない)  
 2. 1年より先の時期に、一番下の子どもが 歳になったら就業したい  
 3. すぐにも、もしくは1年以内に就業したい  
 →希望する就業形態

7. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就業)  
 4. パートタイム、アルバイト等  
 →1週当たり 日 時間  
 1日当たり 日 時間

問12-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、具体的な数字で記入してください

(1) 現在

1週当たり	<input type="text"/> 日	1日当たり	<input type="text"/> 時間	( <input type="text"/> 時～ <input type="text"/> 時)
-------	------------------------	-------	-------------------------	---

※ 時刻は24時間制で記入してください

(2) 希望

1週当たり	<input type="text"/> 日	1日当たり	<input type="text"/> 時間	( <input type="text"/> 時～ <input type="text"/> 時)
-------	------------------------	-------	-------------------------	---

※ 時刻は24時間制で記入してください

問12-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。当ではまる番号1つに○をつけ

1. 小田原市	2. 南足柄市	3. 岡成町
4. 大井町	5. 中井町	6. 二宮町
7. 箱根町	8. その他( )	

問12-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当

ではまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育・発達に良い影響をあたえたいので
2. 近所に子どもがいないので
3. 子どもをみることに負担感があるため
4. 就学に向けての準備として
5. 家事や用事をすませるため
6. 近隣に同年代・同学年の子どもがいないため
7. 子育てをしている方が現在就労している
8. 子育てをしている方が就労予定がある/求職中である
9. 子育てをしている方が家族・親族などを介している
10. 子育てをしている方が病氣や障害がある
11. 子育てをしている方が学生である
12. その他( )

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2. 1年より先の時期に、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

→希望する就労形態

7. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）

4. パートタイム、アルバイト等

→1週当たり 日 1日当たり 時間

**あて名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。**

※この設問でいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問12-1に示した事業が含まれます。

問12 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当ではまる番号1つに○をつけてください。

1. 利用している ⇒ 問12-1へ 2. 利用していない ⇒ 問12-5へ

問12-1 問12-1～問12-4は、問12で「利用している」に○をつけた方にうかがいます。

あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通して「定期的」に利用している事業として、当ではまる番号すべてに○をつけてください。

（事業内容については、別紙「事業内容と利用料」をご覧ください。）

1. 幼稚園 (通常の就園時間を利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を超えて預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で超過年齢等の認可を受けたもの)	4. 認定こども園 (幼稚園に保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)	6. 事業所の保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)
7. 認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認定した施設)	8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのように保育者が子どもの家庭で保育する事業)	10. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)
11. その他( )	

問 12-5 問 12 で「2. 利用していない」に○をつけられた方にならうかあります。利用していない理由は何ですか。理由として最も当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. (子ども)の教育や発達のため、父母が継続していないなどの理由で) 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がかかっている
3. 近所の人や父母の友人・知人がかかっている
4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質について、納得できる事業がない
8. 利用したいが、場所が遠いなど地理的な条件が合わない
9. 子どもがまだ小さいため( <input type="checkbox"/> 歳くらいになったら利用しようと考えている )
10. その他( )

問 13 すべての方にかかっています。現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の保育・居るの事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。また、お子さんが何歳から利用したいかを口内に記入してください。  
(選択肢は、平成27年以降の子ども・子育て支援新制度での事業を示しています。内容は、別紙「事業内容と利用料」をご覧ください。)

1. 幼稚園 (通常の就園時間を利用)	<input type="checkbox"/> 歳～	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	<input type="checkbox"/> 歳～
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの)	<input type="checkbox"/> 歳～	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	<input type="checkbox"/> 歳～
5. 小規模保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市の認可を受けた定員6～19人のもの)	<input type="checkbox"/> 歳～	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)	<input type="checkbox"/> 歳～
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	<input type="checkbox"/> 歳～	8. 認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認定した施設)	<input type="checkbox"/> 歳～
9. その他の認可外の保育施設	<input type="checkbox"/> 歳～	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのように保育者が子どもを家庭で保育する事業)	<input type="checkbox"/> 歳～
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	<input type="checkbox"/> 歳～	12. その他( )	

問 13-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 小田原市	2. 南定府市	3. 開成町
4. 大井町	5. 中井町	6. 二宮町
7. 栢原町	8. その他( )	

問 13-2 教育・保育事業の事業内容について、特に何を強めますか。当てはまる番号2つまでに○をつけてください。

1. 愛着形成や情緒の安定など 人間形成の基礎を培う	2. 社会性の育成 (友達づくり、集団のルール習得等)
3. 基本的な生活習慣の確立	4. 豊かな感性、好奇心、探究心などが 養われる体験
5. 運動能力や体力の向上	6. 小学校への連携
7. 障がい児等特別な支援が必要な 子どもへの受け入れ	8. 親の悩みや負担についての相談機能
9. 幼児期に合った学びの習得	10. 自発的な活動を促し、 主体性を育て教育・保育環境
11. その他( )	

**あて名のお子さんの地域の保育事業の利用状況についてうかがいます。**

※この質問で示されている事業の内容については、別紙「事業内容と利用料」をご覧ください。

問 14 あて名のお子さんは、現在、子育て支援センターや地域子育てひろばを利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数(頻度)を口内に記入してください。

1. 子育て支援センター(親子が遊んだり、相談できる場、マロニエなど市内4箇所を実施しています)
1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1か月当たり <input type="checkbox"/> 回程度
2. 地域子育てひろば(地域が運営している本職園の親子の交流の場、市内22箇所を実施しています)
1か月当たり <input type="checkbox"/> 回程度
3. 利用していない

問 15 子育て支援センターや地域子育てひろばの今後の利用希望について、当てはまる番号2つに○をつけて、おおよその利用希望回数(頻度)を口内に記入してください。  
(前問と異なり、交通手段の理由から現在利用していない方も、利用可能な状況になった際にはどの頻度利用したいか希望をお書きください。)

1. 利用していないが、今後利用したい
1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1か月当たり <input type="checkbox"/> 回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週当たり 更に <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1か月当たり 更に <input type="checkbox"/> 回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を減やしたいとは関わらない

問16 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことのあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑥の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

	A	B	C
	知っている	これまでに利用したことがある	今後利用したい(満足している)
①ママ/パパ子育て知恵袋メール配信事業	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
②育児相談事業	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
③母子健康教育学業(ママ/パパ学級など)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
④地域子育てセンター事業(保育園で実施)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
⑤こんにちは赤ちゃん事業	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
⑥子育てマップ(びんたっこ)発行事業	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

**あて名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。」**

※この図形で示されている「教育・保育事業」とは幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指します。なお、利用にあたっては、一定の利用負担が発生します。

問17 あて名のお子さんについて、土曜日ある日は日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。(一時的な利用は除きます。)希望がある場合は、利用したい時間帯を口内に記入してください。

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない

2. ほぼ毎週利用したい  ⇒ 時から 時まで

3. 月に1～2回は利用したい  ⇒ 時から 時まで

(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない

2. ほぼ毎週利用したい  ⇒ 時から 時まで

3. 月に1～2回は利用したい  ⇒ 時から 時まで

※ 時刻は24時間制で記入してください

問17-1 問17の(1)もしくは(2)で、13月に1～2回利用したい○をつけた方について、希望がある場合は、利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 月に数回仕事が入るため

2. 平日に出来ない用事をまとめて済ませるため

3. 家族・親族の介護・看護や手伝いが必要のため

4. 息抜きのため

5. その他 ( )

問18 「め種類」を利用されている方について、あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中に、お子さんをお預かりする事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、口内に記入してください。

1. 利用する必要はない

2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい  ⇒ 時から 時まで

3. 休みの期間中、週に数回利用したい

※ 時刻は24時間制で記入してください

問18-1 問18で、13月に数回利用したい○をつけた方について、あて名のお子さんについて、希望がある場合は、利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 月に数回仕事が入るため

2. 平日に出来ない用事をまとめて済ませるため

3. 家族・親族の介護・看護や手伝いが必要のため

4. 息抜きのため

5. 近くに遊ぶ場所が少ない、もしくは近くに友人が少ないため

6. その他 ( )

**あて名のお子さんの晴日の際の対応についてうかがいます。(平日の教育・保育を利用している方のみ)**

※この図形は、「平日の定期的な教育・保育の事業」を利用している方のみ(問12で「1」に○をつけた方)にお答えください。利用していない方は問20にお答えください。

問19 この1年間に、あて名のお子さんが病室やケガを理由として通常の教育・保育の事業が利用できなかった(幼稚園・保育園を休んだ)ことはありますか。

1. あった ⇒ 問19-1へ

2. なかった ⇒ 問20へ

問19-1 その際、この1年間に、あて名のお子さんが病室やケガを理由として当てるべき番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を口内に数字で記入してください。(半日程度の対応の場合も1日として記入してください。)

1. 父親が休んだ 日 ⇒ 問19-2へ

2. 母親が休んだ 日

3. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた 日 ⇒ 問20へ

4. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった 日

5. 病児・病後児の保育を利用した 日

6. ベビーシッターを利用した 日 ⇒ 問19-5へ

7. 仕方なく子どもだけでも留守番させた 日

8. その他 ( ) 日

問 19-2 問 19-1 で「1.」「2.」「3.」に○をつけた方になります。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても口内に記入してください。

(病児・病後児のための保育施設等の利用には、一定の利用料がかかります。利用料にかかりつけ医の受診が必要となります。)

1. できれば病児保育施設等を利用したい ⇒ □ □ 日 ⇒ 問 19-3 へ

2. できれば病児保育施設等を利用したい ⇒ □ □ 日 ⇒ 問 19-3 へ

3. 利用したいとは思わない ⇒ 問 19-4 へ

問 19-3 問 19-2 で「1.」あるいは「2.」に○をつけた方になります。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思えますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 施設(例：幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業

2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業

3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所を保育する事業

4. その他( ) ⇒ 問 20 へ

問 19-4 問 19-2 で「3.」に○をつけた方になります。「利用したいとは思わない」理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に育てることは不安

2. 事業の質に不安がある

3. 事業の利便性(立地や利用可能時間 日数など)がよくない

4. 利用料が高くなる・高い

5. 事業内容や利用料、利用手続きがわからない

6. 親が仕事を休んで知事する

7. その他( ) ⇒ 問 20 へ

問 19-5 問 19-1 で「4.」～「8.」に○をつけた方になります。その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで働きたい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、問 19-1 で記入した日数のうち、仕事を休んで働いた日数についても記入してください。

1. できれば仕事を休んで働きたい ⇒ □ □ 日 ⇒ 問 20 へ

2. 休んで働くことは非常に難しい ⇒ 問 19-6 へ

問 19-6 問 19-5 で「2.」「3.」に○をつけた方になります。「休んで働くことは非常に難しい」と思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない

2. 自営業なので休めない

3. 休日照りが足りないで休めない

4. その他( )

**お子さんの不定期の保育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。**

問 20 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育以外に、私用・親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間のおおよその利用日数を口内に記入してください。

1. 一時預かり(認可保育所で一時的に子どもを保育する事業) □ □ 日

2. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長し在園児を預かる事業) □ □ 日

3. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業) □ □ 日 ⇒ 問 21 へ

4. ベビーシッター □ □ 日

5. その他( ) □ □ 日

6. 利用していない ⇒ 問 20-1 へ

問 20-1 問 20 で「6.」に○をつけた方になります。現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に利用する必要がない

2. 利用したい事業が地域にない

3. 事業の質に不安がある

4. 事業の利便性(立地や利用可能時間、日数など)がよくない

5. 利用料が高くなる・高い

6. 利用料がわからない

7. 自分が事業の対象者になるのかどうか わからない

8. 事業の利用方法(手続き等)がわからない

9. その他( )

問 21 すべての方にごうかがいます。あて名のお子さんについて、私用・親の通院、不定期の就労等の目的で、今後、年間何日くらい事業を利用する必要があると思えますか。利用希望の年齢について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数を口内に記入してください。(利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を記入してください。)

1. 利用したい 計 □ □ 日

ア. 私用(買い物、きょうだいや親の悪い事等)、リフレッシュ目的 □ □ 日

イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等 □ □ 日 ⇒ 問 21-1 へ

ウ. 不定期の就労 □ □ 日

エ. その他( ) □ □ 日

2. 利用する必要はない ⇒ 問 21 へ

問 21-1 問 21 で「1. 利用したい」に○をつけた方にかがいます。私用、親の通院、不定期就労等の目的でお子さんをお預けする場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われませんか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育園等）   |  |
| 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：子育て支援センター等） |  |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業      |  |
| 4. その他（ ）                         |  |

問 22 すべての方にかがいます。この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病氣など）により、あて名のお子さんを泊りだけで家族以外にみてもらわなければならないことはありませんか（預け先が異なつた場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対応方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も口内に数字で記入してください。（数字は一律に一字）。

1. あった	ア。(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	<input type="checkbox"/> 泊	⇒	問 21-1 へ
	イ. 保育事業（認可外保育施設、ベビシッター等）を利用した	<input type="checkbox"/> 泊		
	ウ. 仕方なく子どもを同行させた	<input type="checkbox"/> 泊	⇒	問 21 へ
	エ. 仕方なく子どもだけで留守番させた	<input type="checkbox"/> 泊		
	オ. その他（ ）	<input type="checkbox"/> 泊		
2. なかった				

問 22-1 問 22 で「1. (あった) ア. (親族・知人にみてもらった)」を希望した方にかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- |          |               |             |
|----------|---------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかというに困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|---------------|-------------|

**あて名のお子さんから5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方にかがいます。(5歳未満の方は、問 27 へ)**

問 23 あて名のお子さんについて、小学校就学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たりの日数を数字で記入してください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も記入してください。

1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
2. 祖父母や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
4. 放課後児童クラブ（または放課後子ども教室）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
	→ 下校時から <input type="checkbox"/> 時まで
5. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
6. 地域活動（子ども会やスクールコミュニティ事業など）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
7. 民間事業者での預かり	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
8. その他（公民館、公園など）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日

問 24 あて名のお子さんについて、小学校就学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たりの日数を数字で記入してください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も記入してください。（※詳しいお持ちのイメージをお書きください。）

1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
2. 祖父母や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
4. 放課後児童クラブ（または放課後子ども教室）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
	→ 下校時から <input type="checkbox"/> 時まで
5. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
6. 地域活動（子ども会やスクールコミュニティ事業など）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
7. 民間事業者での預かり	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日
8. その他（公民館、公園など）	週 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 日

問 25 問 23 または問 24 で「4. 放課後児童クラブ（または放課後子ども教室）」に○をつけた方にかがいます。あて名のお子さんについて、土曜日・日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(1) (2) それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に記入してください。

(1) 土曜日

1. 就学年（1～3年生）の間は利用したい	利用したい時間帯
2. 就学年（4～6年生）になっても利用したい	<input type="checkbox"/> 時から <input type="checkbox"/> 時まで
3. 利用する必要はない	

※ 時刻は24時間制で記入してください

(2) 日曜・祝日

1. 就学年（1～3年生）の間は利用したい	利用したい時間帯
2. 就学年（4～6年生）になっても利用したい	<input type="checkbox"/> 時から <input type="checkbox"/> 時まで
3. 利用する必要はない	

※ 時刻は24時間制で記入してください

問 26 あて名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休学期間の放課後児童クラブの利用希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に記入してください。

1. 就学年（1～3年生）の間は利用したい	利用したい時間帯
2. 就学年（4～6年生）になっても利用したい	<input type="checkbox"/> 時から <input type="checkbox"/> 時まで
3. 利用する必要はない	

※ 時刻は24時間制で記入してください

**すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます。**

問27 子どもが原則1歳（※1）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等期間（※2）について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた	2. 育児休業給付のみ知っていた
3. 保険料免除のみ知っていた	4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

※1 保育園における保育の実施が行われないなど一定の条件を満たす場合は1歳6か月まで  
 ※2 法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置

問28 あて名のお子さんが生まれた時、父親のいずれかもしくは両方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また、取得していない方はその理由を記入してください。

母親（いずれかに○）	父親（いずれかに○）
1. 働いていなかった ⇒ 問29へ	1. 働いていなかった ⇒ 問29へ
2. 取得した（取得中である） ⇒ 問29-1へ	2. 取得した（取得中である） ⇒ 問29-1へ
3. 取得していない ⇒ 問29へ	3. 取得していない ⇒ 問29へ
⇒ 取得していない理由（下から番号を選んで記入してください）（いくつでも）	⇒ 取得していない理由（下から番号を選んで記入してください）（いくつでも）

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が多かった
3. （産休後に）仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しかった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育所（園）などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえらるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12. 希望する期間に育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
15. その他（ ）

問28-1 問28で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した ⇒ 問29-2へ

2. 現在も育児休業中である ⇒ 問29-4へ

3. 育児休業中に継続した ⇒ 問29へ

(2) 父親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した ⇒ 問29-2へ

2. 現在も育児休業中である ⇒ 問29-4へ

3. 育児休業中に継続した ⇒ 問29へ

問28-2 問28-1で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。

※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合は、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった

2. それ以外だった

(2) 父親

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった

2. それ以外だった

問28-3 問28-1で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業からは、「復帰」にお子さんが何歳何か月のかきに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何か月のかきまで取りたかったですか。□内に記入してください。

(1) 母親

実際の取得期間	□ 歳 □ □ か月	希望	□ 歳 □ □ か月
---------	------------	----	------------

(2) 父親

実際の取得期間	□ 歳 □ □ か月	希望	□ 歳 □ □ か月
---------	------------	----	------------

問28-4 問28-1で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何か月のときまで取りたかったですか。□内に記入してください。

(1) 母親

□ 歳 □ □ か月	□ 歳 □ □ か月
------------	------------

(2) 父親

□ 歳 □ □ か月	□ 歳 □ □ か月
------------	------------

問 28-5 問 28-3 で育児休業の実際の取得期間と希望が異なっていた方がいます。希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

① 母親

1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ( )

② 父親

1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ( )

(2) 「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

① 母親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が悪くなくなったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他 ( )

② 父親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が悪くなくなったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他 ( )

問 28-6 問 28-1 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたが、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
2. 利用した
3. 利用したが、利用しなかった (利用できなかった)

(2) 父親

1. 利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
2. 利用した
3. 利用したが、利用しなかった (利用できなかった)

問 28-7 問 28-6 で「3. 利用しなかったが、利用できなかった (利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。短時間勤務制度を利用しなかった (利用できなかった) 理由は何か、当てはまる理由をすべてに○をつけてください。

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が削減される
4. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
5. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえらるなど、子どもをみてくれる人がいた
6. 子育てや家事に専念するため退職した
7. 職場に短時間勤務制度がなかった (就業規則に定めなかった)
8. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
9. その他 ( )

(2) 父親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が削減される
4. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
5. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえらるなど、子どもをみてくれる人がいた
6. 子育てや家事に専念するため退職した
7. 職場に短時間勤務制度がなかった (就業規則に定めなかった)
8. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
9. その他 ( )

問 28-8 問 28-1 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。あて各のお子さんの育児休業が終了する時点で必ず利用できる事業があれば、育児休業期間の終了まで取得しますか。または、預けられる事業があっても育児休業期間の終了前に復帰しますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業期間の終了まで取得したい
2. 育児休業期間の終了前に復帰したい

(2) 父親

1. 育児休業期間の終了まで取得したい
2. 育児休業期間の終了前に復帰したい

**すべての方に、子育て全般についてうかがいます。**

問29 妊娠中や出産後に、どのようなサービスなどが必要だと思いますか。当てはまる番号3つまでに○をつけてください。

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 母親の体調や不安感の相談         | 2. 育児の方法を習得できる講座       |
| 3. 助産師、保健師等による家庭訪問      | 4. 父親の育児参加を促す講座や機会の提供  |
| 5. 家事や育児に対するヘルパー等による支援  | 6. 妊娠から出産にかけての総合的な情報提供 |
| 7. 赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり   | 8. 赤ちゃんの健康や育ちに関する相談    |
| 9. 出産経緯者から話を聞く機会の提供     | 10. 経済的な支援             |
| 11. 同時期に出産を迎える人同士の交流の機会 | 12. その他 ( )            |
| 13. 特になし                |                        |

問30 子育てをしていくうえで、どのようなサービスなどが必要だと思いますか。当てはまる番号3つまでに○をつけてください。

- |                             |                                |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 1. 親の不安や悩みへの相談              | 2. 子育てに関する総合的な情報提供             |
| 3. 親同士の仲間づくりの場や機会の提供        | 4. 子育てについての講座                  |
| 5. 子どもを遊ばせる場や機会の提供          | 6. 親のリフレッシュの場や機会の提供            |
| 7. 父親の育児参加に関する意識啓発          | 8. 子どもの病氣や障がいについての相談           |
| 9. 教育・保育施設の充実               | 10. 地域コミュニティでのつながり             |
| 11. 経済的な支援                  | 12. 仕事と子育ての両立のための施策            |
| 13. 養護施設の増設など社会的課題に関する体制の充実 | 14. 地域社会全体で子育てを支えていくこととする意識の増大 |
| 15. ひとりの親家庭に対する支援策の充実       | 16. 通路や交通機関など子育てしやすい生活環境の整備    |
| 17. その他 ( )                 | 18. 特になし                       |

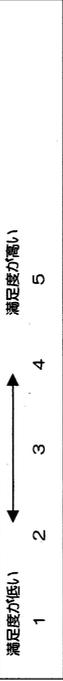
問31 これまで、子育てをしてよかったこと、うれしかったことは何ですか。当てはまる番号3つまでに○をつけてください。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 1. 子どもを持つ喜びが実感できたこと  | 2. 子どもの成長            |
| 3. 子育てを通じて自分も成長できたこと | 4. 配偶者との関係がよくなったこと   |
| 5. 家族間の会話が増えたこと      | 6. 家庭が明るくなったこと       |
| 7. 子育てを通じて友人が増えたこと   | 8. 自分の親への感謝の念が生まれたこと |
| 9. その他 ( )           | 10. 特になし             |

問32 普段、近所の人とどのようなつきあいをしていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1. 困ったときに相談したり、助け合ったりする | 2. 気の合う人と親しくしている |
| 3. たまに立ち話くらいはする         | 4. 会えばあいさつくらいはする |
| 5. 顔も良く知らない             |                  |

問33 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



問34 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。



問35 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して、どのようなサポートや施設があったらよいかなど、意見がございましたら、自由に記入してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご返函ください。

# 4. ニーズ調査票(就学児調査)

## 事業内容と利用料

名称	事業の内容	問い合わせ先
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、児童の安全と健全育成を図るとともに、子どもの生活の場を提供するものです。 現在、小学校1～3年生を対象に市内小学校全校区で開設しており、管我、富士見、朝徳、新玉の4小学校校区においては、モデル的に6年生までの対象学年拡大を実施しています。 (片瀬小学校区は現在休所中) ■利用料等 月額7,000円 (その他おやつ代、備蓄保険料などがかかります)	青少年課 電話 33-1723
放課後子ども教室	放課後や週末に、小学校や公民館で勉強、スポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動などを体験する取組です。この事業は地域の各方々の協力を得て実施するもので、現在、小規模特認校制度を取り入れられている片瀬小学校のみ実施しています。 (「小規模特認校」とは…小規模ならではの細かい指導や地域と連携した特色ある教育活動を実施する学校)	教育総務課 電話 33-1671
ファミリー・サポート・センター	地域住民による委員相互の子どもの預かりサービスで、保護者の病氣や介護、その他様々な理由による一時的な預かりや保育園・幼稚園・小学校等への送迎、保育施設の時間外の保育等に利用できます。 ■利用料等 30分あたり350円～450円の利用料がかかります	子育て政策課 電話 33-1874 ファミリー・サポート・センター事務局 電話 35-0053
スクールコミュニティ事業	地域の学校施設や公民館等での体験学習の機会提供や、子どもたちの居場所の基礎づくりを行ったり、地域における子ども向けのイベントや活動の情報提供を行ったりしています。地域と連携しながら、事業実施地区の拡大に順次取り組んでいます。	青少年課 電話 33-1723

## 小田原市子ども子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査ご協力をお願い

### <小学生調査>

市民の皆様には、日ごろから、小田原市政にご協力いただきありがとうございます。  
平成24年8月に成立した「子ども子育て支援法」により、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度からスタートする予定です。

新しい制度では、各自治体ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、計画を策定するにあたっては、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握することとなっています。

そこで、本市では11月1日現在で、市内にお住まいの小学校1学年～3学年の就学児童(平成16年4月2日～平成19年4月1日に生まれた児童)の中から無作為に抽出した約1,200名のお子さんを対象に調査を実施させていただくことといたしました。

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定されたり、調査の目的以外に使用されたりすることは一切ございません。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、平成25年12月6日(金)までに、同封の封筒(切手不要)に入れて、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、小田原市から株式会社名量に委託して実施しております。

平成25年11月

小田原市

### 【ご記入に当たってのお願い】

- このアンケートはあて名に記載されているお子さんについて、保護者の方が、ご記入ください。なお、記入の終わった別紙アンケート用紙(ホチキス止め)のみ、同封の封筒でご返送ください。
- ご記入は、黒または青のボールペン、濃い鉛筆等をご使用ください。
- 本調査における施設や事業の内容については、裏面の事業内容と利用料をご覧ください。

このアンケートに関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

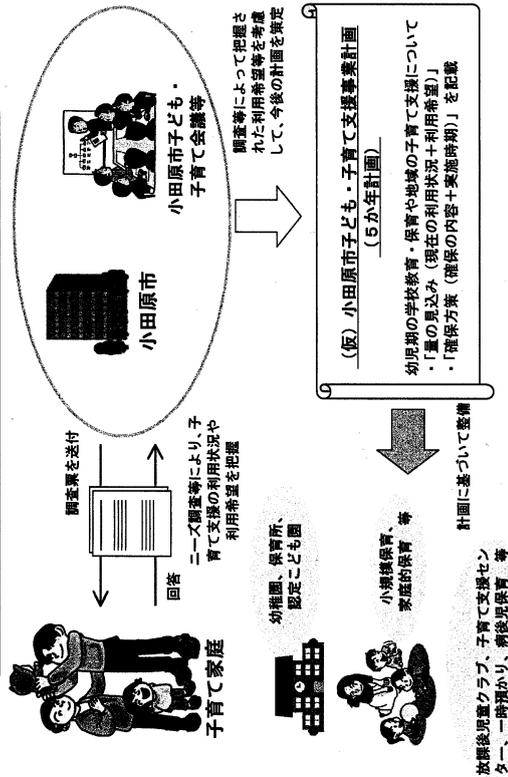
小田原市子ども青少年部子育て政策課  
子育て支援新制度準備係 担当 深井  
電話 0465-33-1642  
FAX 0465-33-1456

ご回答いただくに当たりお読みください

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づいて、平成27年度から新しい子ども・子育て支援の制度（子ども・子育て支援新制度）がスタートする予定です。子ども・子育て支援新制度のもと、小田原市では、質の高い幼児期の学校教育や保育、子育て支援事業の提供体制の整備などを計画的に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握することになっており、今回の調査は、市民の皆様への教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。なお、ここでご回答いただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、ご回答いただいた世帯の今後の施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。また、ご回答いただいた内容は、調査の目的以外に使用することはありません。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実にいかされます



それぞれの欄をお読みになり、回答をご記入ください。数字でお答えいただく説明については、回答欄の□の中に数字をご記入ください。(一つの枠に一字をご記入ください。)

**お住まいの地域についてうかがいます。**

問1 お住まいの地域の郵便番号を記入してください。

郵便番号 □□□□-□□□□

問2 あて名のお子さんが通っている小学校の名前を記入してください。

小学校

※郵便番号、小学校名は、回答を地域ごとや小学校ごとに集計し、特徴的なニーズを把握する際にご利用します。個人が特定されることはありません。

**封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。**

問3 あて名のお子さんの学年をうかがいます。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 1年生      2. 2年生      3. 3年生

問4 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんをきめた人数を記入してください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月日を記入してください。

きょうだい数 □人      末子の生年月日 平成 □□年 □□月 生まれ

問5 この調査票に回答いただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親      2. 父親      3. その他 (      )

**あて名のお子さんの保護者の就業状況についてうかがいます。**

問6 あて名のお子さんの保護者の現在の就業状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。  
※現在、産休、育休、介護休業中の方は、休業に入る前の状況でお答えください。

(1) 母親 【父子家庭の場合は(1)は記入不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 就労している ----->>> (1)-1へ  
2. 以前は就労していたが、現在は就労していない }  
3. これまで就労したことがない ----->>> (1)-3へ

(1)-1 (1)で「1. 就労している」に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(就業時間を含む)」を記入してください。

(日数や時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。)  
1週当たり □日      1日当たり □□時間

(1)-2 (1)で「1. 就労している」に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻を記入してください。(時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。)

家を出る時刻 □□時 □□分      帰宅時刻 □□時 □□分

※時刻は24時間で記入してください

(1)-3 (1)で「2. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または、「3. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。就労希望または就労見込みはありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 半年以内に就労する見込みがある  
2. 就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない。  
3. 就労希望はあるが、子どもを預ける場所がない  
4. 子どもが大きくなったら就労したい  
5. 就労希望はない

(2) 父親 【母子家庭の場合は(2)は記入不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 就労している ----->>> (2)-1へ  
2. 以前は就労していたが、現在は就労していない }  
3. これまで就労したことがない ----->>> (2)-3へ

問7 (2)-1 (2)で「1. 就労している」に○をつけた方いらっしゃいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(就業時間を答む)」を記入してください。  
(日数や時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。)

1週当たり	<input type="checkbox"/> 日	1日当たり	<input type="checkbox"/> 時間
-------	----------------------------	-------	-----------------------------

(2)-2 (2)で「1. 就労している」に○をつけた方いらっしゃいます。家を出る時刻と帰宅時刻を記入してください。(時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。)

家を出る時刻	<input type="checkbox"/> 時	<input type="checkbox"/> 分	帰宅時刻	<input type="checkbox"/> 時	<input type="checkbox"/> 分
--------	----------------------------	----------------------------	------	----------------------------	----------------------------

※時刻は24時間制で記入してください

(2)-3 (2)で「2. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または、「3. これまで就労したことがない」に○をつけた方いらっしゃいます。就労希望または就労見込みはありますが、当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 半年以内に就労する見込みがある	<input type="checkbox"/>
2. 就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない	<input type="checkbox"/>
3. 就労希望はあるが、子どもを預ける場所がない	<input type="checkbox"/>
4. 子どもが大きくなったら就労したい	<input type="checkbox"/>
5. 就労希望はない	<input type="checkbox"/>

問7 (1)-3あるいは(2)-3で「1. 半年以内に就労見込みがある」に○をつけた方など、今後、保護者の方が就労により放課後の子どもをみることもできるようになります。その際、お子さんは放課後の時間をどのように過ごそう予定ですか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字で記入してください。「放課後児童クラブ」については、利用希望時間も記入してください。

1. 自宅	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
2. 祖父祖母や友人・知人宅	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ)や学習塾	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
4. 放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
5. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
6. 地域活動(子ども会やスクールコミュニティ事業など)	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
7. 民間事業者での預かり	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						
8. その他	週	<input type="checkbox"/>	日	<input type="checkbox"/>	時	<input type="checkbox"/>	分						

**あて名のお子さんの地域の子育て支援の利用状況についてうかがいます。**

問8 平日の放課後、あて名のお子さんどのように過ごしていますか。時間帯ごとに最も多い過ごし方を、それぞれの時間帯ごとに1つだけ下の【選択放棄】から選び、番号を記入してください。

14~16時	16~18時	18~20時	20時以降
--------	--------	--------	-------

問9 学校が休みの土曜日や日曜日・祝日に、あて名のお子さんどのように過ごしていますか。時間帯ごとに最も多い過ごし方を、それぞれの時間帯ごとに1つだけ下の【選択放棄】から選び、番号を記入してください。  
<土曜日>

朝起きてから昼まで	昼食後、夕食まで	夕食後	
<日曜日・祝日>	朝起きてから昼まで	昼食後、夕食まで	夕食後

**【選択放棄】**

1. 小学校にいる(下校前である)
2. 自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父祖母等の家族と一緒にいる
3. 祖父祖母や知人宅で祖父祖母や知人などと過ごしている
4. 習い事や学習塾に行っている
5. 放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)で過ごしている
6. ファミリー・サポート・センターの支援会館で過ごしている
7. 地域活動(スクールコミュニティ事業や子ども会など)に参加している
8. 民間事業者での預かりを利用している
9. 公園など屋外の遊び場で友人と遊んでいる
10. 友人宅やショッピングセンターなどで友人と遊んでいる
11. 図書館、地域センターなどの公共施設に友人と行っている
12. 自宅等で、ひとりだけで過ごしている
13. その他

問10 問8あるいは問9で「5. 放課後児童クラブ（または放課後子ども教室）で過ごしている」を選んだ方がいます。

放課後児童クラブの利用日数はどれくらいですか。また土曜日の利用はどれくらいですか。それぞれ利用希望日数を記入してください。

1週当たり  日くらい 土曜日は1月当たり  日くらい

問10-1 放課後児童クラブは何時まで利用していますか。また、希望としては何時まで利用したいですか。それぞれ時間を記入してください。

平日

<現在の利用時間>

1日当たり  時間  分 (  時  分 ~  時  分 )

<希望する利用時間>

1日当たり  時間  分 (  時  分 ~  時  分 )

※時刻は24時間制で記入してください

土曜日

<現在の利用時間>

1日当たり  時間  分 (  時  分 ~  時  分 )

<希望する利用時間>

1日当たり  時間  分 (  時  分 ~  時  分 )

※時刻は24時間制で記入してください

問11 問8あるいは問9で「放課後児童クラブ（または放課後子ども教室で過ごしている）」を選んだ方がいます。今後、放課後児童クラブの対象を小学年（4~6年生）まで、拡大を希望していますか。放課後児童クラブを小学年まで拡大した場合に利用したいと考えていますか。

1. 利用したい (←問11-1へ) 2. 利用する必要はない (←問11-3へ) 3. わからない (←問12へ)

問11-1 問11で「1. 利用したい」と答えた方にかがいます。その場合に何時くらいまで利用したいですか。希望の時間を記入してください。

<平日の利用希望>

下校時から  時  分まで

<土曜日の利用希望>

時  分から  時  分まで

<夏休み等の長期休業期間の利用希望>

時  分から  時  分まで

※時刻は24時間制で記入してください

問11-2 問11で「1. 利用したい」と答えた方にかがいます。利用したい理由は何ですか。次から選んでください。当てはまる番号9つまでに○をつけてください。

1. 子どもだけで家に置いておくのは不安であるので
2. 近所に遊ぶ場所がないので
3. 近所に友だちがいないので
4. これまでも放課後児童クラブで過ごしてきたので、継続利用していきたいので
5. 友だちと遊ばせたいので
6. 充実した時間の過ごし方が出来ると思っている
7. 子どもが行きたいと言っている
8. その他 ( )

問11-3 問11で「2. 利用する必要はない」と答えた方にかがいます。その理由は何ですか。当てはまる番号9つまでに○をつけてください。

1. 年輪的に家で過ごすことができるので
2. 近所に遊び場があるので
3. 近所に仲の良い友だちがおり、そちらで遊ぶことを子どもが望んでいる
4. 子どもが行きたがらないので
5. 習い事や学習塾に通うので
6. 内容に不満があるので
7. 放課後児童クラブには利用料金がかるので
8. お迎えなど保護者の負担が大きいため
9. その他 ( )

問12 すべての方にかがいます。小学生が放課後を過ごす環境について、今後望むことは何ですか。当てはまる番号9つまでに○をつけてください。

1. 放課後児童クラブの対応、開設時間の拡大や活動内容の充実
2. 街区公園などの身近な遊び場の整備
3. 保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供
4. 子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備
5. 室内で、遊具が備えられた遊び場の整備
6. 気軽に立ち寄ることができ、身近な地域の居場所の提供
7. 高齢者や幼児など異年齢や世代間の交流がでできる場や機会の提供
8. 地域において、子どもたちの活動に関わりたり見守りをしてくれる支援者の増加
9. 放課後や休日の子ども向け事業に関する情報提供
10. 習い事やスポーツクラブなどに忙しいので、特に必要はない
11. その他 ( )

**すべての方に、子育て全般についてうかがいます。**

問13 普段、近所の人とのようなつきあひ方をしていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 困ったときに相談したり、助け合ったりする	2. 気の合う人と親しくしている
3. たまに立ち話くらいはする	4. 会えばあいざつぐらひはする
5. 顔も良く知らない	

問14 子育てについて、気軽に相談できる人はどのあたりですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 祖父母等の親族	2. 友人や知人
3. 近所の人	4. 民生委員・主任児童委員
5. 小学校・幼稚園・保育所等の先生	6. 市の子育て関連窓口や相談機関
7. かかりつけの医師	8. 特になし
9. インターネットを通じたつながり	10. その他( )

問15 あなたは、子どもを育てている現在の生活に満足していますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

満足度が低い									満足度が高い
1	2	3	4	5					

問16 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。

満足度が低い								満足度が高い
1	2	3	4	5				

問17 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して、どのようなサポートや施設があったらよいかなど、意見がございましたら、自由に記入してください。

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご返函ください。



## 小田原市子ども・子育て支援事業計画

発行：平成27年3月

発行者：小田原市

編集：小田原市子ども青少年部保育課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1642